

# 六連島村落の社会と生活<sup>※</sup>

松沢寿一・新川伝助・国分直一  
中村省吾・高瀬増男

Society and Life of Mutsure-Isle Village<sup>※</sup>

By

Juichi MATSUZAWA, Densuke SHINKAWA, Naoichi KOKUBU,  
Shyōgo NAKAMURA and Masuo TAKASE

Mutsure-Isle village is a small farming and fishing community located upon Mutsure-Isle in Shimonoseki City at the sea area named Hibiki Nada.

The configuration of Mutsure-Isle looks like upheaved table-land, but on the upheaved Isle we can find carefully cultivated fields. The clusters of the dwellings are, however, found along the lower part of the steep slope in the central part of the Isle. Field research of the Isle was carried out at intervals from May, 1958 to December, 1959. In the following pages, this attempt is made in order to present the result of our researches on the community of the Isle from the historical, folkloristic, sociological and economical standpoint.

Table of contents is as follows:

- I Introduction
- II Nature and environments of Mutsure-Isle
- III Short history of Mutsure-Isle
- IV Construction of the village
- V Festival place and burial place
- VI Regular annual events
- VII Occupational development
- VIII Farming and Labours
- IX Fishing
- X Mutsure-Isle cooperation, viewing chiefly from the point of fishing right
- XI Management of Mutsure-Isle fishermen's cooperation
- XII Social consciousness and its characters
- XIII Culture and Education
- XIV Conclusion

---

※ 水産講習所研究業績 第294号, 1960年1月6日受理.  
Contribution from the Shimonoseki College of Fisheries, No. 294.  
Received Jan. 6, 1960.

六連島は下関市に属し、その日本海側に於ける四大島一蓋井島、彦島、竹之子島、六連島一の中の一島である。蓋井島を調査した我々は、生産の上でややゆき方を異にしているらしく思われるこの島の実態を調査し、遡って島の集落の歴史的社会的構造を明にしたいと考えた。我々は1958年7月以来調査にとりかかり、1959年11月にかけて4度渡島、戸別探訪による問書作成、漁業協同組合所蔵の古記録、諸張簿の調査、西教寺所蔵の過去帳の調査、漁場及び漁具の調査等を行った以外に、山口図書館や下関市役所に保存されている記録類の調査も行った。

古文書資料としては、同島漁業協同組合は比較的よく、まとまった資料を保存していた。楠美氏の豊浦郡水産史所引の文書は悉く見出された上に、更に全書に見出されない新資料をも我々はその中に発見することが出来た。

我々の調査は調査員の緊密な連絡共同作業により進められたものであるが、各自、その専門分野に於いて報告をまとめた。報告の構成に従って執筆上の分担を述べると、「島の自然と環境」を高瀬、「六連島略史」「集落の構造」「祭地と葬地」「年中行事」を国分、「生業の展開」「農耕と労働」を中村、「漁業」を高瀬、「六連島漁業協同組合の成立」を松沢、「六連島漁業協同組合の経営」を新川、「島の社会意識とその性格」「島の文化と教育」を中村がそれぞれ担当した。

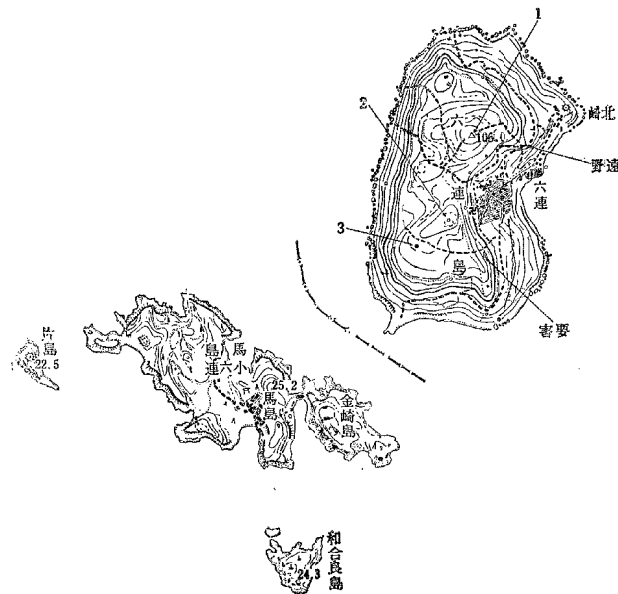


Fig. 1. Map of Mutsure-Isle.  
Figures show the locations of three sacred bushes  
1. Munekata daimyojin  
2. Minekata daimyojin  
3. Seikai daimyojin

## 二 島の自然と環境

六連島は響灘に浮ぶ周囲4軒、面積73ヘクタールの島である。北西の蓋井島に14軒、南方小倉、戸畑、八幡、若松地区に約8軒、下関漁港へ4軒の位置にある。

島頂は台状をなしその北部に標高106米の高地があり、蓋井島に次ぐ標高の島である。島形が蟹の甲に似ているので一名蟹島ともよばれ、海岸線は附近の他の島々のそれに比して、より単純な地形を示している。島頂には「北の台」、「南の台」、「西の台」に於ける祭地にささやかな樹叢があり、台地のやや崖状をなす斜面にも樹叢があるが、第2次大戦中の乱伐により現況の如き荒廃を来したという。島民の話によれば以前の樹叢は良好な魚附林を形成していたと思われる。

海岸は南部及び南東部に一部砂浜が見られるが、他は岩石海岸で、その間に礫浜を介在せしめている。

本島は大体に於いて対馬暖流の影響下にあるが、潮流としては関門海峡の西流潮及び東流潮の一部が複雑な流れを以て本島の東西両海岸を略南北に洗っている。時期により異常潮流として西方の大島方向から本島西海岸に襲来するものがあり、これを大島潮という。又北九州工業地帯の濁水が南東海岸一帯を襲うことがあり、これを戸畑潮とよぶ。以上に加えて本島東部にある油槽群並びに漁港や海峡方面から流出した油類が東及び南部海岸、時には全島の海岸線を汚染することがある。

台風時や冬季の北西季節風時、特に台風時に於ける船舶の良好な避難場所として、本土、彦島、竹之子島等に囲まれた一帯の水面がある。従って漁業的に主要な位置にある北部並びに西部海面は概して風波の荒い水域となっている。

### 三 六連島略史

この島の南端、音次郎とよばれる地区に砂嘴に立地した先史遺跡がある。縄文式時代後期、晩期、弥生式時代前期、中期及び古墳期の遺物が発見されている。馬島との間の水道は海藻の豊かな成育地であり、又初期の漁撈にも好適な地区であったと見られるから、先史時代から歴史時代初期にかけて、ささやかな定着が行われていたと見られる。然しながらそれは漁期を限った漁人たちの設営の跡であったと見るべきであるかも知れない。今の所この地区を除いて古代遺物は見出されていない。

1959年3月の発掘調査に際しては陸耕石器と見られるものも見出されたが発掘調査者の1人吉村次郎氏がいつておられる所からすると、時期的な設営にしてもなんらかの陸耕が行われたと見るべきかも知れない。然し漁撈と授藻を主体としたことは疑いえないと思われる。

日本書紀に没利嶋として登場することから見ると、わが上代に於いて既に早くなんらかの注意をひいていた島であったことが思われる。当時「没利」とよばれていたのを後世「六連」とあらためたのは通音によったものであろうが、「島六つ連なれる故に然云ふなり」とする長門国誌その他の解釈はおかしいと考える。なぜかなら島々にはそれぞれ固有の島名があり、没利はそれらの島中の最大の島に与えられた固有の島名であったと見られる。即ち6つの島の総称ではなかったのである。馬島は没利島のそばにあったので小没利（小六連）とよばれた。六連島の島名は古名「没利」から考えて見る必要があると思われる。南鮮や济州島で集落をムツアル或いは同系の音でよぶことより見て、南鮮系の集落を意味する語であったのでなからうかと考える。

中世の状況は、よるべき文献なく、不明であるが、近世初頭に及ぶや西教寺の創建とこの島に於ける本軒の由来を語る文献がある。天明8年5月に西教寺の住職教道によって記録された西教寺由来記である。同由来記によると麻生与左衛門尉高実という者がこの島にいたが、天正年中筑前中之嶋に討死した。その弟麻生与三衛門尉高房は大坂に登り、石山本願寺に味方し、本願寺顕如上人に帰依したが法名西教並びに阿弥陀如来の御絵像1軸を下賜されて帰国した。たまたま幡生村より3軒、武久村より2軒即ち5軒の入百姓があり、右の内、西村与右衛門というものが麻生高実の守本尊木仏、阿弥陀如来を預り守護し、5軒の者の拜所となっていた。西教帰国後は西村与右衛門がかの本尊（西教持参の本尊か）を申受け、天正9年8月に草堂を建立したとされる。ここに上述の入百姓は「旦那」となったわけである。寺を中心としてこの5軒を合せて6軒株とよび、特別な家格と見なされている。

六連島に関する文書として我々の知りえた最も古いものは寛永3年12月23日引嶋の庄屋弥左衛門、六連島の庄屋太郎右衛門及び両島の百姓中から奉行へ宛てた文書であろう。同文書によると既に伊崎、竹崎の漁場として、深い交渉をもっていたようであるが、豊前の長浜、筑前の芦屋等からも入漁していたようである。相嶋の海士衆を呼びよせて鮑をとらせた所、伊崎、竹崎両浦の漁場がなくなるという苦情が出たこともあげられている。伊崎竹崎両浦の漁民が鯛の餌にする船虫をとるために六連島の庄屋の磯辺に作っていた畠の石垣を崩したとする苦情もあげられている。尚注意すべきは六連島付近に来て漁撈したのは響灘の島々或いは北浦、豊前、筑前沿岸の漁民ばかりではなく、遠く紀州の漁民が棚付船6艘をもって安岡浦へ来り、更に大六連、小六連、引嶋で鰯網をひいたことがあげられている。六連島が漁撈を主体とした島でなく、従って漁場の開発は主として北浦、北九州或いは他の島の漁民によってなされた状況が語られていると見られるであろう。寛永3年12月23日即ち上掲の文書と同年同月同日の日付で六連島の庄屋太郎右衛門から奉行へ出された文書によると伊秩采女より鰯網1帖、底引1帖、並びに網代千尋を六連島に仰付ける旨の「勘条」があったと述べている。これらの詳細については生業の展開の項にゆづりたい。安政5年辰の2月調の庄屋久蔵の「東豊浦郡六連島明細書扣」に出てくる御百姓軒本軒五軒というのは上述の5軒であろう。同扣には名子55軒、男女335人、内男171人、女154人とある。尚当時の島の状況をうかがうに足る記載があるのであけておきたい。

畝数 209 畝、田高 3石5斗6升、徳米 5斗1升2合4勺、牛 50匹 内 35匹子牛之分、鰯網4組、鯉之網2組、底引網1組、網船8双、てんとう船5双、てんま船12双、小てんま船28双、式反帆船1双、以上54双 船附波止場2所。

以上によって当時の島勢の大体は推察つくと思う。船もあり、各種の網もあって漁撈も行っているのであるが、主体は農耕であったことはいふ迄もない。肥料としては海藻を用いたようであるが、島の周辺は海藻のみでは不足するので下関伊崎海士郷の海岸の「ひらも」をもらい受けて年中の「畑作肥し」に当てたようである。(庄屋久蔵の慶応4年辰2月小嶋市郎左衛門あての文書による)かくの如くであるから漁撈への進出は消極的で漁場は安岡両浦(本浦、脇浦)や伊崎、海士の郷の漁人らによって開拓されていたようである。元文4年8月9日安岡の庄屋から吉岡太郎左衛門宛にしたためられた文書には「安岡両浦の儀は小戸口、引島、竹之子島、六連島、当浦漁場の儀に付古来より漁仕来り申候」と見えている。

伊崎浦とは上述したようにその海岸の「ひらも」を肥料のためにもらいうけていた関係から密接な関係をもっていたようであるが、幕末(慶応4年)に筑前鰯網入漁を許容したことから悶着を生じている。(庄屋久蔵の慶応4年辰2月の前掲文書)

戸数の増加は安政5年調以後殆んど目立たないようである。嘉永2年吉田松陰の廻浦紀略によると戸数60戸にみたとある。昭和32年4月統計では55戸、昭和34年3月現在では54戸。安政5年以来殆んど戸数の増減のないことは分戸を許さぬ飽和状況に早く達していたことを語っているわけであろう。

明治以来近代資本主義勃興期に関門北九州地区の都市化に対応して耕地に乏しい蓋井島が漁撈に進出して鮮魚を販売することによって生業を拡充したのに対して、六連島では比較的可耕地にめぐまれていたことから、耕地を増加して、都市向の野菜を栽培することにより生業の拡充をはかった。六連島の場合耕地を増加したといっても主として陸耕地である。田は現在でも全島合せても1町に足らず7反2畝16歩に過ぎない。それでも安政5年の上申書記録に比して2倍になっている。然し現在でも田を所有しているのは古い本軒で向井、武島、田中、目黒、大森、古石、桑野、大岩、前田、植村、林、中村、西村、松本、大司、金山、村上の17軒が作っていたが、その中大司家は築堤がくづれて作れなくなり、村上家も作らなくなったという。それでも最近中林家が水田を開いたので、現在田を作っている家は16軒になるという。以上の状況から見てもこの島で生業の拡充をはかろうとする場合、農耕に於いては畑作より他なかつたわけであり、畑作の場合都市向の野菜栽培が最も好条件の栽培であったわけであろう。畑は現在20町1反8畝、安政の上申書の記録に比して7倍に急増している。島の森が伐り開かれ山(森)の神がささやかなヤブ神になった所以であろう。

尚上述した田作の場合、主として祭事用の糯米を作ってきたという。米以外に少量の粟も作ってきたというが、それももち粟であったという。

近代に於ける生業の展開については別項に精細である。雲丹の採集加工に努力を傾倒したこともあるが近年は殆んど期待がかけられていないようである。

#### 四 集落の構造

上掲の安政5年の明細書附図によると集落の位置はほぼ現在の位置に形成されているが、八幡社から海岸に至る道路を境として明瞭に南北に2分されており、船着場も2カ所にあったことは明かに双分的構造を示していたと見られる。南区を「空方」、北区を「向方」とよんできたようである。現在では南北両区の間が住居によって埋められて、一つの集村となっている。双分的意識は消えていないが、中央の道路をはさんで見られる地区を漠然と中方（なかかた）とよぶ場合もある。さきにあげた安政5年明細書の附図によると台地上はほぼ拓かれ、南北に長く、東西にも広い耕地には南、北、西の3地区にヤブ神とよばれる祭地をもっていた。「ヤブ神」は「山の神」ともよばれていたようであるから、山の神の森であったと見られるが、森が開拓によってせばめられてゆくにつれ、籓として残ることになり、そのためにヤブ神とよばれるに至ったものでなかろうか。この3カ所のヤブ神は祭地を中心とする耕地の持家によって祀られている。従って農耕の祭事に於ては3分的構造を示している。然し恐らくは初期にあっては2カ所の山の森を祀る2つの祭祀集団であったのが3分するに至ったものであろう。集落の構造に於いて「空方」、「向方」に加えて「中方」が考えられるに至る趨向は祭祀集団の3分化に対応するものと見られないことはないが、厳密に対応したものでなかったことは、安政5年の明細書附図作成当時、集落は双分的構造を明瞭に示しているのに祭地は耕地との関係に於いて3分されていたことからいえるであろう。

興味深いことには、空方と向方の家の間で代々従妹同志の結婚を交わしている例があるという。cross cousin marriage の例として注目してよいと思われる。一般的に見ても、従妹結婚は最も普通の結婚の様式をなしてきたもののようである。

双分的構造は行事の上で対立的競争的行事を伴うことを普通とするが農耕行事としてはそのような競争的行事は見られないようである。ただ鱒網に大網、古網と2つの組織があり、鱒網漁期には猛烈な対抗と競争があったことが伝えられている。

島の長老前田徳市氏（73才）によると大網は空方の網組で、古網は向方の網組であったという。明治32年正月には大網古網の両網組から絵図を額にして八幡社に奉納している。

それらの中、古網の絵馬には魚見、世話人、張元が記載されている。

魚見	植村百松 大岩音三郎 西村辨五郎
世話人	中島与吉 目黒伝蔵 上野富太郎 高山甚九郎 中林庄七 西村良吉 端村松次郎（張元）
張元	西村百合吉 西村忠吉 向井重太郎 高橋市三郎 加藤茂八 百田与平 酒井忠次郎 宮村福五郎 戸田婆太郎 林国太郎 金山亀太郎 端村嘉平 山本伝助 松本三左衛門 北村ヨシ 向井六蔵

大網の魚見、世話人、張元は絵図に記載がないが、32年当時のメンバーは前田徳市氏によると次の人々であるとされる。

魚見	村上八兵衛 中村勝四郎 森野宇八
世話人	丸山和吉（張元） 端野清二郎 田中甚八 神田源蔵 神田仙蔵 古石林蔵 大森岩吉
張元	森脇金次郎 城戸久七 上田藤太郎 桑野作次郎 武島正作 市川源二郎 前田榮作 武村五七郎 安藤金吉 平野岩蔵 長野栄次郎 大司茂助 中川国蔵

魚見は空方は南の「要害」の台地で、向方は北方の「遠野」の小高い所で、それぞれ魚見をしたという。

空方と向方では魚を発見した時の合図のし方を異にしていたという。何れもコウゾ紙を竹につけて標識を作り、空方(大網)は片方の標識をよせる「片よせ」をもって合図とし、向方(古網)は両手の標識をよせる「両手よせ」をもって合図としたという。

明治32年正月奉納の絵図はそれら魚見の状況を実写している。船、網の状況から漁人のいでたちまでリアルにえがいている。大網、古網の旬れにも女人が参加していることも興味深い。女人は月経中は参加しなかったという。尚、船に乗りこむ際には「潮花をかいて」乗ったという「潮花をかく」とは潮水をかけてきよめるの意であると。これらの網組も明治末年には1組へと縮約され、遂には解消するに至ったようであるが、それは鰯の回遊が次第に減少したことによるという。

双分的構造が精神的に統一されるのは後述するように八幡社の祭を通してなされると見られるが、他に年齢階級の規制が役立つ面を強くもっていたのではないかとも思われる。17才から31才迄の「男若い衆」、14才以上の嫁入迄の「女若い衆」はそれぞれ若者宿、娘宿に寝とまりしていたようであるが、その宿はそれぞれ1カ所にきめられていて、空方、向方の別なく、共同の寝宿をもっていたのである。

## 五 祭地と葬地

安政5年の明細書には社祠又は祭神について次のような記載が見られる。

一 荒 神 社	壹社	
一 八 幡 宮	壹社	
一 い な り 社	壹社	
一 厄 神	壹社	但 北之台森之内有之
一 みなかた大明神	壹社	但 南之台森之内有之
一 大年大明神	壹社	但 家之外之森之内有之
一 貴船大明神	壹社	但 船附場之森之内有之
一 青海大明神	壹社	但 西之台森之内有之
一 恵 美 須		但 石小洞波戸場之際に有之
一 石 之 地 蔵	壹宇	
一 観 音 堂	壹宇	
一 真宗御名元	壹ヶ所	

これらの社祠、祭地については尚、規模、神体、祭主についての記載がある。

天保14卯4月再建

- 一 八幡宮 但 本社2間半間入口2間者作出後殿2間三間  
社地山際より東西9間 南北19間

天保13子年再建

- 一 荒神社 但 入式間作出間口1間
- 一 いなり社

右之社祠社地建立

- 一 貴船森 祭主 栄吉 神体 石  
東西6間 南北5間2尺
- 一 青海大明神 祭主 南左衛門  
東西5間半 南北5間半
- 一 宗像大明神 祭主 幸右衛門 神体 石  
東西16間半 南北14間

- 一 恵美須社 祭主 嶋中 神体 石  
石之小洞に祭有之
- 一 大とし大明神森 祭主 美太郎 神体 石  
東西四間半 南北七間半
- 一 厄神之森 神体 石  
東西拾貳間 南北貳拾壹間

以上を通して見るに、漁撈に関するものとしては恵美須社があるだけである。

恵美須社は上記の他に空方の海岸「赤ナメラ」に1カ所祀られている。恵美須神に祀る石は海底からあげられた石であるという。不漁のつづく場合に新しい石が海底からあげられて祀られ、その度毎に古い神体としての石は片よせられてゆくという。この場合、海底に神を迎えにゆく者は17、18才の青年であるが、網もちの家の両親そろった家の若者でなくてはならぬとされている。尚、海底から神を迎える場合、眼かくしされて潜水し、最初に手にふれた石をあげてくるとされる。全く同様の迎神の方法が蓋井島にもあることからするなら、この習俗はこの響灘の水域に於いても或いは更に広い分布を示すものであるかも知れない。

恵美須社以外の祭神は何れも深く農耕生活と結びついている。それらの中、南、北、西の3地区に於いて別々に祀られる宗像大明神(南の台)厄神(峯像大明神ともよばれる。北の台)青海大明神(目ノ神ともよばれる。西の台)の3祠の祭は本来は山(森)の神の祭であったと思われる。それらの森の祭地は共有地である。祭地以外では磯が共有される。明治32年正月に大網、古網の両網組から奉納された絵図については上述したが、同絵図による南の台、西の台、北の台の祭祀地区には確かに亭々たる松樹が聳えているが、現在は殆んど失われて僅かな灌木の藪になっている。

以上の中、北の台の厄神はどのように考えたらよいものであろうか。峯像(ミネカタ)大明神ともよばれているので、他の2祠と同様の性質のものであることは疑いえない。東北地方では厄神を迎える行事を伝えている所があるが、その場合の厄神迎は祖霊迎と同様の行事と見られる。(丹野正・厄神の宿・民間伝承、第16巻 第12号)

六連島の台地の神については蓋井島の山(森)の神の祭のように祖霊又は歳神を祀るという意識は明瞭でない。祭の行われる時期も霜月でなくて、麦の収穫前の4月下旬から5月のはじめにかけての時期に籠り、麦の収穫後の7月はじめに、本格的な祭事があることからすると麦作と特に深い関係をもった祭神と見られる(年中行事の項参照)。

農耕関係の祭地としては大歳(歳)の森、荒神の森があるが、今は八幡社に合祀されていて、祭地に於ける特別な祭事はない。

海神として恵美須社は海辺に2カ所ある。

共同の葬地としては「空方」の上方のややひらけた小地域に約400基の墓がある。墓の形式としては自然礫の積石塚の上に自然礫の立石をおいたものが普通に見られる形式である。埋葬には座棺が用いられるという。葬送には半束位の藁の頭を焼き、それを先頭にして、竹を杖にして行く。埋葬した上でほどいて火をつけて焼いてしまう。

墓地は極めて小地域に過ぎないので、多数の墓が隙間なく埋めている。新しい埋葬のためには、時間の経過した古い葬地をあけて古い遺骨をとり出し、その空地に納めるといふ。その際頭蓋は特に鄭重に扱い、新しい棺におさめ、四肢骨その他の雑骨は新しい棺の周囲におさめるといふ。厳密な意味に於ける二重葬ではないが、葬地の関係から骨あげを余儀なくされていると見られる。

共同の葬地の他に島地に積石塚を有する例もある。西村繁雄氏所有の皇中の積石塚付近から人骨が出るといわれることは畑中の積石塚が埋葬に関係をもっていたことを語っている。

同様の例は六連島の対岸に当る下関西岸の海岸台地上の畑地にも見出され、蓋井島の畑地にも見出される。蓋井島では先祖墓として祀っていたことから見るなら六連島の場合も下関西南海岸台地に見られるものも古

い地主の墓であったと見てよいのでなかろうか。

積石塚を屋敷内に有するものもある。単なる積石でなくて、板石で囲んだ石室状の祭場を屋敷内に有する例もある。蓋井島の場合かかる屋敷内の積石塚は「先祖さん」とか「地藏さん」とかよぶ。葬所にして、屋敷の神であることを明瞭に話っている。六連島の場合は屋敷の神として祀っているが「先祖さん」とよばれてはいなかった。然し畑中に見られる「地主さん」と同様の性質のものであろうと思われる。

## 六 年 中 行 事

12月31日

モロムキ（ウラジロ）を馬島にとりにゆく。しめ飾を男の手で作る。しめ飾をすると女性は往来出来なくなる。その夜「男若い衆」は八幡さん籠をする。「歳（とし）もらい」のための籠である。寺では門主、寺属、総代、世話人の順で除夜の鐘を打ち鳴らす。零時30分になると修正会の勤行があり、それがすむと蠟燭の光で門主と寺属、総代、世話人とが年賀の挨拶を交わす。

1月1日

男たちによって若水がくまれる。男たちは八幡さんに甘酒をもって詣り、その足で寺に詣る。山の森には行かない。正月の3カ日は亭主がまかないをするのが古いしきたりであったが近年くづれ、元日のみ亭主が行く所が多い。雑煮は餅に烏賊と午蓐を入れるのが古いしきたりだったというが、近年は豆腐に大根と菠薐草を入れる。お雑煮は八幡さんと船霊にも供える。各戸で重箱にカズノコ、鱈、黒豆と里芋、午蓐、人参のニシメを入れ、玄関の間におき挨拶にくる人々に神酒とともにふるまう。

1月2日

八幡社にも寺にも女性が詣る。

1月11日

42才、62才の男が歳祝をする。サシミとニシメを持参して村中の亭主たちにふるまう。島外に出ている人も歳祝には帰ってくる。帰らぬ場合には神酒をことづけるものがある。

1月15日

シメ縄、門松を海浜で1カ所に集めて焼く。「ボンボン焼」という。その時、神棚に供えた重ね餅の一番上の小さい餅をその火で焼き、ちぎって先づ山手へ、山の神に投げ、次いで海手へ、海神に投げる。このボンボン焼で焼いた松の木1本を持ちかえり、黒くくすんだままのものをオクドサン（籠）の荒神に供える。昔は若連中の入会はこの日、酒1升たづさえて行き、行われたが、今は4月に青年団の入会式がある。

2月4日

節分

3月21日

春の彼岸オ太子サマを祀る家約20軒が親類縁者をよんで接待をする。

4月3日

1月おくれの春の節句。全戸あげて弁当をたづさえ、山或いは浜辺にゆき食事する。

4月の籠り

4月はじめに八幡サマ籠、4月8日に観音サマ籠、4月25日頃にヤブ籠がある。麦の収穫期を前にしてのオコモリで、特にヤブ籠には宗像、西海大明神、厄神の3所のヤブ神に麦飯のオニギリをそなえ、ヤブ神の前で食事をする。朝10時頃から午後3—4時頃迄男女ともに籠る。

5月5日

ちまき、柏餅を揚げ、魚を釣りにゆき、釣った魚を入れた寿司（ばら寿司）を作る。

7月9日



七社祭。貴船、恵美須（2社）、宗像、厄神（峯像）、西海大明神、大歳の7社の世話人が八幡宮に集会して七社祭を行う。現在は荒神社も加えるので、実際は八社祭となる。明治以前は女人の参籠は出来なかったという。供物は麦であったので麦祭ともいわれた。祭の前々日に宗像の井戸を替え、祭の日、若水で麦の粉をねり、団子を作り、椿の葉にのせて蒸し、各社にそれぞれ12の団子を用意する。団子は折敷にのせ、12の青竹の箸をそえて供える。この祭事は恐らく麦の収穫祭であったと見てよいと思われる。祭の直後に調査した時には宗像の石祠の前にはモロムキ（ウラジロ）をはさんだシメ飾が飾られていた。（その他のヤブ神の石祠の前にはシメ縄をはってあった。）祭の日の「若水汲み」の行事と思い合せてみると、正月行事と同様の行事が見られることに気づくのである。

7月初旬

芋を植えたあと、ウエミテ籠が行われる。

7月20日頃

吉見妙福院から僧がきて、村の東西南北に御幣を立てて地鎮祭が行われる。その際村のシブ（月交代で村の行事の世話をす役）が八幡社の森の土にくぼみを作り、その中に米、麦、粟、稗、豆を入れて壺杵で搗きこむ。

7月25日

夏越の祭。この前日に宗像、厄神、西海大明神3神の衣替えをする。その時麦飯をたき、折敷にのせてそなえる。夏越の祭は神官と宮総代が八幡社で行う。この日、人々は茅を竹の輪に白紙で結びつけた輪を神域のマキの枝に下げ、その輪をくぐる。村人は牛を兵につれてゆき、潮でその体を洗ってやる。

8月7日

ナヌカE。墓を掃除し、花たてをとりかえる。

8月13日－16日

13日には墓に詣り、祖霊を迎える。この日、去年採ったテングサを炊く。（盆が近づくとテングサを木槌で打つ音がどこからとも聞えてくる。天草についている貝を叩き落すためである。）トコロテンはどこでも多量に作る。祖霊に供えるばかりでなく、三バイ酢とカラシで食するという。15日には「中ゴメぐるりアン」のオハギをつくり祖霊に供える。仏の土産にさせるという。盆踊は13日夜から16日朝にかけて行われる。特に初盆の家の庭で踊ったこともあるという。精霊送りに際しての精霊流しは行われない。盆行事として匳々見られる綱引も船クラブも行われない。前田徳市氏は真宗の島だから行われないのだと説明していた。

8月24日

地藏祭。やぐらを立てて盆踊をする。

9月1日

八幡サマ籠。この日神前で、祭事の当元を籤できめる。村は5組にわかれているので5年毎にそれぞれの組が当る。その組中から更に籤で当元をえらぶ。当元は祭事の世話、特に神官のための宿をひき受ける。

10月4－5日

八幡社の祭。4日はヨベの祭。神前に神酒、白米、野菜、御水（ゴスイ）（甘酒）を供える。この日、戸別の祓をする。神殿の横に生ツゲを三つ股に組み、その上に当元が8升炊きの釜をすえ、八幡社の側のカワから水をくみ、釜の東西南北にヒト形を立てる。湯わけば、そのヒト形を湯に入れ、官主は御幣を入れて、3度かきまぜる。宮総代が杓子で汲んで先ず御湯をいただき、氏子たちは笹の葉を湯にひたして、しづくを口に受ける。これによって無病息災に過せるという。この神事を「湯立ての神事」という。5日は本殿祭と御神幸祭。神酒、白米、餅、魚、海藻（ウミナ）（乾物の海藻類）野菜、果物、菓子も供える。本殿祭のあと神興（中にサカキを立てる）を男若い衆がかつぎ、浜に下り、潮の花をわけて、ミタマに潮をかける。

11月23日

五穀感謝籠。八幡社に亭主が籠る。

以上の年中行事を通して見るに、農耕の祭事としては古い姿をもっていると思われるヤブ神の祭は麦の祭で、その他の祭事はヤブ神とは無関係に行われていることが注目をひくのである。恐らく麦作はこの島に於ける主食作として最も重要な意味をもっていたものであろう。然し麦の祭を除くと、八幡社が祭の中心となっている。八幡社の祭を通して双分的構造を本来もった島の社会は統一されているとも見られよう。

以上の年中行事は前田徳市氏（73才）金山銀蔵氏（53才）武島政弥氏（35才）から聞いたものであるが、西教寺の門主にして六連島小学校長をされている西村真詮氏並びに夫人も色々補足して下さった。殊に西村校長は児童を通して家庭に於ける行事と生活を調査して下さったが行事に於ける古い習俗は殆んど影をひそめようとしていることが明かにされた。

## 七 生業の展開

中近世の六連島の生業を考える上での文献で最も古いものは「寛永3年」の奥書のある、六連島及び引島（彦島）庄屋より長藩奉行に「御理之仔細口上ニ可申上」の覚え書がある。この内容は大部分漁業資料であり、漁業に関するものは其の後のものをも含めて可成りあるけれども、一方農耕に就いては記録としては見るべきものが少ない。

但し、このことが直ちに農耕が漁業の下位にあったことを示すものではなく、漁業が競合上他浦との摩擦を起し易いのに引きかえ農耕にはそれが無いことによるものであって、伝承の祭りや行事を見ても、人々の考え方に於ても生業としてはやはり先ず農耕を挙げるべきであろう。（先史時代については三章参照）

### I 島と農耕

当地方では一般的には慶長の大関検地記録があるわけで、近い所で彦島や蓋井島のものがあるに拘らず六連に関するものが見当たらない。このことは石高の対象としてその存在が問題にならなかったからか、或いは彦島に包含されていたかであるが、それにしても六連の名がないのは同様の理由からであろう。

農耕に関するもので最も古い記録としては、そこで吉田松陰先生の回浦記略がある。同記略は嘉永2年藩命に依り外敵防禦の立場から長門の日本海々岸一帯を視察した際の備忘録であるが、それによって本島に就いての箇所を見ると次の如く述べられている。「楯ヲ軋シテ六連島ニ着シ台場ニ登ル、台場ヲトエバ此処甘諸島ノ中ヲ嚮導指示ス、此番所ニ至ル郡司十左衛門在勤ス嶋戸数ハ六十二満タズ石高十石ニ足ラズ多ク桃樹ヲ植エ」云々。猶竹の子島に関する次の記録も何等かの参考となる「嶋戸数二十三軒石高六石五斗諸島多ク甘諸ヲ植エ而シテ此島尤モ多シ」。

生業内容を知る資料としては文献の無い場合特に古い時代を窺い知る為には一般に伝承年中行事就中祭祀内容が重要な訳であるが、その点からいって、本島夏祭の衣替神事に際して小麦御飯をたいて供える伝承があり、又正月に粟ぜんざいをつくる風習が残っていることからすると、かつてはこれ等の穀物が生命を維持する上に重要であったことが分る。

甘諸伝来以後にしてもその裏作が当然問題となるわけであるが、現在山口県の付近一帯は一般的には大麦又は小麦であるから、そのいずれかであったろうと思われるが、時代が遡れば小麦だけの時代があったように思われる。今は本島の作物は換金野菜が主である。

文献としてはその次に安政5年庄屋久蔵の藩庁へ報告した地下上申書がある。これによると、「畝数貳反九畝田高三石六斗六升、畝数四拾三反八畝拾参歩 畠高貳拾六石七斗五升七合九勺」とありその規模が分る。当時己に牛も「五拾匹」飼っている。但し内「三拾五匹」迄子牛である。この記録によって見ると当時から島が大部分であるから子牛でも耕耘が可能で子を輸入して親牛に仕立て売っていたものであろう。

税賦課としては田方から種子元米や駄賃米を含めて（註1）米八斗七升五合一勺を、畠方からは庄屋や本

軒百姓に御立領を差引いて(註2) 残高式拾五石九斗五升七合九勺を銀に<sup>へ</sup>て「三百五匁三分九厘に換算したもの」を2季に分けて上納せしめている。その他「御鷹夫米」「五朱小麦」「新中間米」(註3)等の賦課は一般の如くであるが、本島特有のものとしては、「本銀拾匁、但山役銀、一、小物成銀三匁六分六厘」とある。この小物成の内容は審にされてないから即断は困難であるが、先に述べた桃もその一つに考えられる(又村の故老の話では若い頃村人はよくラッキョ<sup>ヲ</sup>を作ってそれを馬関、小倉あたり迄売りに行っていたというからその当時も作っていたかと思われる。

右上申書には「本軒五軒名子五拾三軒」とあるから1軒平均の耕地は8畝2歩弱となる。右報告書の附属図を見ると耕地の大部分は島の「つじ」の台地を開墾したものであるから大体現在と一致している。尚寛永3年の文書に伊崎竹崎両浦人が鯛の餌を探しに六連島に来て「庄屋太郎右衛門作分之畠磯辺に御座候波の用心に石垣を仕置候鯛之餌に成申候船虫取申候とて石垣を崩し掘破り申候に付畠に念を入申候へ共作等も御座無候云々」と異議をとなえている処から見ると現在の海岸耕地もその頃已に出来ていたと思われる。

然しその総面積を現代のそれと比べてみると比較にならない程狭少である。このことはまだ消費生活が極めて簡素であることを物語るものである。第1章に於いて述べられているように祭事及び年中行事の大部分が農耕関係であることからしても往古に於いては農耕中心の生活が営まれ、それに自給自足の漁業が併用されていたものと思われる。処が時代が下るに従い漁業への展開を見ることになるが根本態度は農耕に生活の拠りどころを求めているわけで、この基本の性格は現代に至っても一貫している。明治39年になった「山口、福岡両県漁区境界論一件書類」中に農商務省技師榎谷氏をして「六連島ハ未ダ漁村トシテ成立セザル云々」といわしめているのも、勿論この言は山口県側より強く反駁されてはいるが、一面の真理ではある。

- (註1) 種子元米として3斗2升4合5勺藩が賦課しているが、これは種子米を春貸付秋收納することとして3割にあたるもの、又駄賃米5升1合5勺を課しているものは運搬料にて、別にその際目こぼれ分として3分見積つてある。
- (註2) 庄屋屋敷御立領下し分として3斗、又御百姓5軒分軒前1斗宛御立領下し分として5斗が差し引かれている。然し一方には御節会料御百姓屋敷5軒分本銀5分又茅管2枚等の賦課がある。
- (註3) 雑租として、御鷹夫米但し石当2合宛五朱小麦石当5勺宛新中間米石当3升1合宛、取り立てているが之等は何時代かに追加したものと思える。田租に於いても3分の附加税を追加している。

## Ⅱ 島と漁撈

然しながら島中人口僅少で、而も自給自足の原始的な生活が可能の時代に於いては兎も角として、安政5年の上申書に己に農耕依存のみでは生活出来ないことを証する資料が整っており、総て335人1戸平均5.8人弱の人口を養うに1戸平均8畝余りの耕地で足りる筈がないのである。そこで当然のこととして考えられるように漁業への進出が同記録に見えている。

「一、本銀式枚、右大敷網老川分御運上銀」又網組としては、「鯛網四組 一、鱈之網式組 一、底引網壹組」とあり船としては、「一、網船八双 一、てんとう船五双 一、てんま船拾式双 一、小てんま船式拾八双 一、式反帆船壹双」と記されている。

右の船は殆んど漁船であるが只2反帆船が1艘ある。斯る運搬船は当地方海岸村の概ね所有するところで上納米輸送に当てているが、本島では屋根や子牛の飼料に使う糞の輸入や干鯛の輸出にあてたものであろう。干鯛は一名肥鯛ともいい、相当の値段で売れ漁村の大きい収入源であった。

安政5年頃には已に漁村形態が出来あがっていたのであるが、何時代頃より漁撈に傾斜したかは興味のある問題である。

これに就いての最古の文書はさきにあげた寛永3年(1626)12月23日の奥書のある処の引島庄屋弥左衛門六連嶋庄屋太郎右衛門の御奉行へ対する「右御理之仔細口上ニ可申上」為の覚書で、爾來六連側の漁業権に関する主張は皆この内容を引いたものとなっている。

この文書は当時の漁法及び漁船の様様をはじめ、各浦人の往復漁法伝播の状況入漁や漁業権の慣例、貢租の額や方法等豊富な内容を盛り込んだ貴重な文献であるが、その主張の主軸となるものは鯛網の漁業権の請

願であり、それに必要な資料を引例したものである。

それによると

「引島孫左衛門網を式帖借り寄せ鯛引申候が此拾歩一御公儀へ被召上相納申候へ共如何之由伊崎竹崎両浦衆申上候共これは惣別鯛網と申事伊崎竹崎には昔より無御座候引島六連島には往古より持来候にて御座候へ共網古く成候為役立不申折節当年者近年鯛不参と見て皆々大分引取申候、島中当年は別而目損故御百姓かじけ申し何とそ様々のことにもかかりて見可申と存申合せ色々手茂仕候而芦屋より網式帖借り来り申し左候而折角鯛を引申候、然者式帖の拾歩一銀御公儀へ被召上候様こと両浦より申上げ候共右如申上候当年はれい年に相違御百姓も及飢躰御座候間蒙御赦免度奉存候」と述べ伊崎、竹崎その他の浦々に優先し而も将来如何様にも賦金を召上げられても構わないが、今年だけは免除して戴き度いというのであるから、その為には古からの慣例を悉く列挙する必要があったのであろう。当時は引島と六連島は他浦に対して共同戦線を張っていたものと見え「六連島之儀御理同前之事」とこの一節を結んでいる。

なお引例を二、三挙げると、

当6月紀州より八左衛門理右衛門と申兩人鯛網底引網を持って柵付船6艘で安岡浦へ来て網を引き、8月に大六連、小六連、引島に来て鯛網を引き銀目880目余引取ったので、「内を五歩一と申候て百七拾目余三ヶ浦に請渡申候此五歩一の所は網代に付一札に如此御座候」と引証し「往古より伊崎竹崎両浦御菜何としても相渡申たる儀例無御座候」と述べ、伊崎、竹崎より奉行に反対意見が出たのを無念に想うと述べてある。

又「相島に居申候海士衆を六連へ呼寄せ鮑取を申に付伊崎竹崎両浦衆猟場無之迷惑之由申上候共、相島より海士衆罷越鮑取申度由申候間御代官衆へ申上げ候へば井市様伊谷様より御伺被成御菜の沙汰を仕早々海士衆を入可申之由被仰下候其段海士衆へ申渡し鮑を取申候 則府中に送り申候へば井市様、伊谷様より御奉書又小野殿より鮑請取状も数通御座候」と述べ「往古より両浦の猟場に而者努々無御座候事」と結んでいる。

又「一、竹ノ子嶋引島船式艘おし出し鯛を見立申候処に嶋の網連も集候処芦屋六右衛門網参会半分わけにして引せ候へと申に付而引島船式艘人八人又芦屋船式艘に七人奇会引申鯛少々引申候一艘分芦屋網主六右衛門取申候引島半艘荷取申候其時伊崎衆は耆人も不罷越候御公儀へ申上分は皆々偽に而候事」

以上の口上に対して公儀より許可があったことは六連所蔵の次の文書によって明かである。

一、伊秩采女様より井市重康様、伊谷之康様御兩人を以て六連島に就き仰渡され候御口上寛

一、鯛網壹帖、一、底引壹帖併網代干尋 右六連島に就き仰付御尤勘条有之然者御公儀にも御叶有之候段右御兩人六連島被仰渡下事

寛永三年十二月廿三日 六連島 太郎右衛門

御奉行様 (写)

然しながら伊崎浦側としては、それに対して又別の解釈を下しており、そのことは又漁業権問題の困難さを物語るものでもある。

伊崎側の文書はそれより42年を下った貞亨5年(1688)庄屋畔頭年寄連名のもとに岡助太夫に宛たものであって、

「一、寛永三年に引島六連島に鯛網を式置仕立漁仕候由に候へ共伊崎より指留浦奉行一柳又兵衛殿に申上候処伊秩采女様聞召上候浦人申し分尤に候、併今年同様に而両島之者飢に及ぶ由に候間今年一年斗指免いなし網引かせ候様に仰出候に付其年斗り引き申候其後今に至迄あみ引かせ不申候事」とある。

今この両者の論争を見るに、竹崎伊崎側は強引で、六連側は綿密周到ではあるけれど共受身の立場で述べている。一体このことは何に原因するものであろうか。

当時の伊崎、竹崎は人口膨張期で大閤検地当時僅か31戸に過ぎなかった浦部落が、地下上申頃になると11.5倍にあたる358戸になっている程であるから人数の上からいっても、相当の圧力をかけ得たかも知れない。然し単にそれのみではないであろう。

思うに六連周辺の海域に島人が漁業を本格的に初める以前、已に伊崎や竹崎の浦人が進出していたもので

はあるまいか。

このことはひとり六連島に限らず蓋井島にしても角島にしても一般的に本土に近接している島の海域に見られる共通の傾向である。

元来漁獲物を交換経済の手だてとしてより早く売り捌き始めた方が、労資を投入して専門的に海域を利用し始めるわけであり、島人がまだ自給自足の生活をしている間に地方（デカタ）の方では貨幣交換経済に入るの理の当然であるから、斯様な状態に置かれるのも自然である。

そこで島人がその利用に目覚めて来た際そこに紛糾が生ずる時期があるわけであるが、然し人情としてその生活を封鎖するが如き言動は慎むに違いない。然しながら後進者が一度他浦より漁夫を雇傭したり、或は又入漁料を取ろうとするやその域を越え利害相剋を惹起して俄然紛争が巻き起ってくることになる。慶応4年六連島庄屋久蔵が小嶋市郎右衛門に提出した願書等もその辺の事情を物語るものがある。その一部を引用する。

「東豊浦郡六連島に於て往古より鰯網御座候然るに此度筑前戸畑、若松両所の網雇受け候儀に付過る五月晦日彼方網式帖当島え入居候故南の浜辺え繋船仕候処同日暮時分伊崎海士ノ郷両所え漁人罷越候て何れの船に候やと声を懸候故筑前若松戸畑之両所の網と申に付、如何様の儀にて当所に参り候や相尋候に付六連島よりの雇に付夫故此処に居候由返答仕候処伊崎海士郷の網方より船を漕ぎ帰り候由申趣相聞候に付当島中皆々罷出候処色々の口論申懸候」云々と罵詈雑言の状を呈したことが見えている。遂にはそれぞれ管轄を異にするところから「鰯網株有無之事申懸候故明細書持参仕見せ候処長府公儀様にては是で宜敷かわ不存候得共大公儀様にては御役人様御判無之ものは反古も同様杯」と迄誹謗し紛糾の次第が現れている。

(註1)

右に似た紛争はその後もあったと思はれるが、明治12年に海士郷、竹崎代表及び六連島代表とそれに赤間関代表も加って盟約を結んでいる。これを見るに生活権という概念に属する考え方が確立しつつある如く見受けられる。本来島なればこそ尚更自島周辺の漁業権を確保する必要があるわけであり、斯様な場合古来の慣例のみで決定せんとすることは無理を重ねるおそれがないでもないと思われるのであるが、本問題を関係各浦の協議によって次第に実体に即して解決に向って進めつつあることは頼母しい次第であった。例示すると

「第一条 大敷網の儀は六連島従前の営業仕来候に付同島にて管庁の許可を得たる上は三ヶ浦より営業差湊(止)申間敷候事

第二条 船引網拾艘限り管庁の許可相成たる上は三ヶ浦より決して故障申間敷候事

伊崎海士郷両浦村鰯網の儀は六連島廻り網代内にて捕魚の度毎其の時の網三歩銀を引去り残り十分の二を六連島に授与可致候事」

但しその場合次の一項を入れることを忘れていない。

「第一条第二条に掲げる網漁三ヶ浦にて故障無之上は六連島に於ては決して他の漁人を雇入或は網船を貸渡し営業致間敷候事」

更にこの但書をも後の折衝に於いて有利に解決している。

さて、次に六連島の漁業の内容は如何様であったか。先ず嘉永4年3月藩庁よりの取調べに対し庄屋百田十郎右衛門の差し出した答申書(写)を見ると次のようである。

一、鰯網壹帖

一、中底鰯網貳帖 右安永四未年御免被仰付候

一、底立網貳帖 右御免年数等分不申候

一、底引網壹帖 右寛永三年御免被仰付候

一、鰯網壹帖 右文政三辰年御免被仰付候 但鰯網之儀は鰯相見付けし節何に不限引込申候底立網之儀は二季引込申候底引網之儀は二月より八月頃迄引込申候

一、大敷網沓川 右御免相成候年限相分り不申候 但夏大敷之儀は二月より敷込み申候秋大敷之儀は八月頃より敷込申候

そこで明治 36 年六連島漁業組合長理事大岩音三郎調製の慣行調書を上記の内容と対照して見る。

一、漁業者数五十三人 漁船数五十八艘

一、漁獲漁具の種類十五種（網八種釣四種鉢罟壺鎌）

一、漁業鑑札の種類別 罎大敷網罎地曳網船引網雲丹取及鉢突罎壺底引網罎船曳網罎建網罎刺網罎網烏賊釣アブラメ釣中取網キスゴ釣採藻

なお同年六連島漁業組合より農商務大臣宛提出の専用漁業免許願書の内容は次の通り

罎建網 11 月上旬より 4 月下旬迄

ゴチ網（メバル、小鯛、キスゴ、ヒコデ） 1 月上旬より 12 月下旬

底引網（カレイ、ヲコゼ、エイ、コチ） 9 月下旬より 3 月上旬

中取網（カツヲ、イワシ） 9 月上旬より 12 月下旬

罎壺 1 月上旬より 12 月下旬

キスゴ釣 4 月上旬より 10 月下旬まで

鯛釣 同

イカ釣 4 月上旬より 9 月下旬

以上により当時代の漁法や魚種の大略を知ることが出来るが、なお上記記録に見えないもので前掲の「明治三十九年漁区境界論争一件」中に見えるものをあげると「手繰」「大阿三」「罎網」「エソ建網」「エソ底立漁業」があり前記の内容説明として受取ることが出来る。又「エソ漕釣及罎立釣ハ右関係争区域内ニ於テ最モ重キヲ置ケル漁業ナリ」も参考となる。

なお販売に就いても明治の後半の状況を示す次のような記事がある。

下関市今浦町魚問屋大辰事大津次郎及全市竹崎町魚問屋魚定事松井定吉豊浦郡安岡浜福逸平魚市場等へ六連島漁業組合員の漁獲物は悉皆持参するを従来の慣例とす

さて以上の漁種のうち一貫して重要性を持ち続けて来たものは罎網で罎種も多い。罎漁は当島に限らず漁村人口が膨張し漁村集落が形成される時代を通じての主要収入源であったことは、本島漁業権の紛争の中心が罎網にあったことによっても推察出来るが、当時の干罎の値段によってもこの辺の事情を知ることが出来る。例えば嘉永元申 11 月 5 日の日付で泉州堺船頭武兵衛なるものの書残したのを見ると、難破に際し積荷の罎粕を陸揚げし 1 俵に付 1 貫 2 百文の割で売捌いているがこの値段は相当のものである。（註 2）

過酷の貢課によって百姓は米を作りながらそれを口にし得ない程の時代であったから、当時の最良の肥料である干罎の値段が高騰したものと思われるが、この現象は漁村を幸わせたことになったわけである。

例の大罎古罎の競合の最も激しかった時代は明治の 30 年頃から終りにかけてのことであった（第 1 章及び第 4 章参照）最後には両罎は合併しているが、已に罎の回游は減じ衰微している。

次に罎代として続いているものに平岩の大敷罎代がある。経営者や罎の構造の変遷を越えて、常に有望性を持ち続けているのは、その位置が春季魚（主として鯛）が産卵する為移動する通路に当たっているからである。現在は組合自営として漁協の最も主な事業となっている。

以上六連島が次第に海に向って迎って来た経緯を述べたのであるが、然しこの方向にひたすら邁進したわけではなかった。この島は生業の拠点や古来農耕に求めており、たとえ時勢の趨勢に即応して漁業に傾斜しても生命の最後の託し場所としての土を捨てることはしない。斯る本島の性格を最もよく示唆する文献として、前掲の慶応 4 年の罎網に就いて伊崎と紛争を生じた際の「演説書」の 1 節を次に掲げる。

「往古より彼方海岸に有之ヒラ藻貰ひ受け島中年中の畑作肥しに仕候故若右様の不都合にて彼方立腹申候て肥しの妨とも相成候ては島中難渋に立至り候も難斗奉存候間何卒前書申上候通り早々敷御沙汰彼仰付可下候様比段奉願上候」

(註1) 六連島は長府毛利藩所領であるのに竹崎の一部は清末藩で他は萩毛利の本藩に所屬している。因に馬島、藍の島は小倉藩である。

(註2) 一札

一、 鱒箱百七匁 右十月九日より廿四日迄掛揚之分代錢百貳拾八貫四百文壹匁に付壹貫貳百文宛所々に完払申候分  
一、 同 百七匁 右十月廿八日より当三日迄掛揚之分代錢百貳拾八貫四百文壹匁に付壹貫壹百文宛

### Ⅲ 雲丹景気と野菜輸出

世上の生産経済機構の進展は島と雖例外をゆるさず、欲望の昂進生活の変化は当然増収を図らねばならなくなるわけで島の歩みも又多難であった。

一体にこの島には比較的職業を示す屋号が多い。桶屋、ヒジキ屋、鋸屋、上鍛冶屋、下鍛冶屋等々である。「桶屋」の家の老人に尋ねて見ると、子供の頃父親について地方の方を巡っていたのを覚えていると言っていた。職人という技を身につけて農閑期等に行商していたものらしい。ある者は本拠を島に置いて製品を売歩いていたようである。六連鍛の名がまだ地方に残っている。

斯様の形態で島を挙げて発展し一時代をつくったのが雲丹景気である。その最盛期では取扱数量から判断すると島人は採取よりも採取の指導や集荷の役割を演じ、加工が中心であったようである。けれ共元々の出発は雑漁業としての採取に始まったものが自然発生的に製造商取引に発展したものである。そのことは明治36年に提出されている専用漁業免許願書に添付された次の沿革の文章に表わされている。

山口県豊浦郡彦島村大字六連島ハ文化文政ノ頃ヨリ雲丹製造販売シ来リタルモノニシテ昔時ハ塩辛製ノ粗品一種ノミナリシモ星移リ物更リ近時ハ製造方法ヲ改良シ塩漬及アルコール漬ノ二種トセリ維新以前八年々旧藩主ニ献納ヲ終ラザレバ販売ヲ為ス能ハザリシモ維新後ハ社会ノ進運ニ伴ツテ区々自由ニ販売スルコト、ナリ主タル販売地ハ下関小倉両地ナリシガ目下ハ一手販売ノ法ヲ採リツツアリ(中略)製造高モ維新前ハ僅々五石ヲ出サリシモ年ヲ追ツテ増加シ現今年々捕獲製造販売ノ高実ニ貳拾石ニ及ブ其捕獲漁場周囲僅々里ニ滿タザル六連島海岸ノミナラズ古来山口県豊浦郡彦島全部ノ沿岸ヲ始メ下関市小門ヨリ全県豊浦郡西北沿岸ヲ経テ全県大津郡沿岸阿武郡境ニ至ルマデヲ漁業区域トシ一方福岡県企救郡板櫃村宇島及ビ藍島全県遠賀郡白鳥沿岸ニ至ルヲ区域トシ毎年数十艘ノ漁船ヲ出スヲ例トス六連島雲丹漁業及製造販売沿革ナリ

上文後半からはその規模が読みとれるのであるが、更に2年後の38年の記録によると雲丹製造業者は150人の多きにのぼり原料買付区域も北は萩海岸から南は五島や壱岐迄も伸びているのである。

当時歌われたという船頭歌は往時の島人の心意気を雄弁に物語っている。

ヤーレ おせおせ船頭もかこもヨ  
ヤレ おさにゃのぼらぬ このなだをヨ  
ヤーレ 親の無い兒と 浜辺の千鳥ヨ  
ヤレ 日暮ま暮にヨ 袖しぼるヨ  
ヤーレ もつりゃよい島 東を受けてヨ  
ヤレ 馬関嵐がヨ そよそよとヨ

六連島は明治16年12月に一、二軒を残すのみで全村焼失しているのであるが、現在の村の家の構えは瓦葺の堂々たるもので、この復興のエネルギーは雲丹景気であったといわれている。

ただ斯く迄盛であった雲丹事業が何故凋落したのであろうか。

前に述べた明治36年提出された雲丹慣行専用漁業権申請書は40年に不許可と裁量されているが、この経緯がこの辺の事情を知る手懸りとなる。故老の言によればウニの採取法はもとよりのこと加工法をも請われるままに各地で講習に及びそのために豊浦地方はもとよりのこと遠くは九州迄招かれたとのことであるが、思うにウニの原始的食法しか知らない各地の人をしてこの有利な事業への関心を高めしめる結果となり、所管庁も慎重にその辺の動向を見究めて不許可の措置をとったとしてはいかがであろうか。なお永い間何の取り決めなしに採取していた地域に対して36年急に権利を確立せんとし始めたことも、漁業法規の普及もさる

ことながら六連島の人々がこの一般状況を察知した為であると解釈されないこともない。何故なら翌37年全く同じ願書を重ねて提出し所管庁より重複の故を以て返戻されている事実があるからである。

さて雲丹事業の衰微の後これに代って現金収入を掴むことが出来たのは高級野菜の栽培とその販売であった。

畑作は幕末及び維新後と雖当分は甘藷と麦が主でそれにラッキョ位のものであったことに就いては前述した通りであるが、その後にもごぼう、人参、白菜が加えられた程度であった。ところが昭和になって渡葎草を作り始め、特に昭和6年山口県貿易会社と結び朝鮮送りを開始しついで満州事変の勃発に伴い新京に出荷するようになり、等級選別して氷詰にし始めた頃となると最初1把3銭ないし6銭の値段が17銭にも売れたということである。そこでこの事業を始めた人は前田、中林、百田、高山、金山、端野、目黒の7氏に過ぎなかったものが後には拳村事業となり、各戸の出荷量に制限の必要を感じず程になった。初期事業資金として信用組合から借りた12万円も瞬く間に完済したというからその意気や将に軒昂たるものがあった。やがて事変は拡大し遂に終戦を迎えたわけである。

現在は当時の方向をその儘続けている。ただ大陸への輸出が北九州にかわり、かつての組織的出荷が個人に後退し、勿論値段も市場に左右されて往年の夢を再現すべくもない。作物内容が市場の要求に即応して種々別れて来たことに就いては農耕の項を参照されたい。

ところで農耕は耕地と労働力を前提とするわけであるが、先ず耕地の条件を見るに現在の台帳面積田7反2畝16歩、畑34町7畝5歩を安政5年の上申書の記録と比較して見ると、田に於いては約2倍の増加に過ぎないけれども畑にあっては実に7倍となっており、往時より増えた実面積は29町1反8畝22歩に及んでいる。

旧藩時代には所謂隠し畠もあったではあろうが、とにかく開墾の跡は極めて顕著である。このことは山林台帳からも読みとることが出来るわけで、例えば第46地区の山林は6人の所有で現在面積は23畝であるけれども台帳面積は47畝3歩もある。その差20畝ばかりは明治以後の開墾である。これ程著しくなくても、例えば50地区の山林現在面積は42畝で台帳面積は57畝であるが、一般に山林の台帳面積は実際面積よりも遙かに狭く記録されているのが当地帯の一般傾向であるところよりしてやはり開墾した結果であると考えられる。

以上本島の生業を歴史の立場から見て来たのであるが、そこには特色ある性格が見られ、而もそれは本島に与えられた条件によって規定されたもののように思われるのである。

また自給自足態勢の時代、即ち本島社会が始まった頃から中世にかけては共同互助の時代があったことは本島に伝承された古い慣習によってうかがわれる。そしてたとえ封建の抑圧によって生活を乏しいものにされたとしても、生命の糧を農耕に求めこれに添えるに海の獲物を以ってし主農副漁の生業に対する基本の考え方を形成した。

然しながら、関門、北九州の交通の要衝に位置する本島が、近世から現代にかけて押寄せた経済変動の洗礼を受けずに済むことはあり得ないことであって、先ずその兆候は漁業権の紛争となり、やがて自らその本流に棹さしてウニ景気や野菜輸出の時代を次々に現出したのである。

斯様な生業の変転に関する限り確かに、時に応じ機に乗ずる利への聴きを以って本島人のパーソナリティを特徴づけることができる。然しながらその因由するところへの考察を忘れてはならない。已に色々見て来たように、そこにはそうならざるを得なかった島の客観的な環境条件があったのである。なお次に挙げる記録もその辺の事情をつぶさに物語るものである。すなわち明治38年になった漁業関係記録の一節であるが、それは幕末より明治中葉にかけてあれほど発展していた漁業がなぜ急に後退したかを刻明に説明している。

「明治二十七年以降現今に至る迄漁業者五三名にして一つも増減を見ず、鰯地曳網の如きは網の改良を加えたるにも不拘漁獲衰えたり。其の原因たるや従来鰯の群来せる通路に船舶の通過すること日に月に増加



し加之港務部の小舟並陸軍検疫所の小型船舶日出より日没迄毎日幾回となく網曳場附近に出入し罾の漁場に入るを許さざる状況なると又一方には港務部に於て海底電線設置せられし為一つの漁場を亡失せるによるものなり。」

## 八 農耕と労働

生業の展開史に於いて把握したように、本島に就いては農耕労働を抜きにしてその他の事業を云々することは無意味である。如何なる時代に於いても農業に対する基本的態度が一貫しているからである。そこでたとえ漁業への発展を指向する立場に於いてもやはり農耕労働実態を把握する必要がある。

先ず六連島に於ける昭和33年度の年間作付面積及び収穫量は次の第1表の如くである。但し耕作年間延総面積は58町9反5畝となる。

表 1.

種 類	作付面積 (単位畝)	収 穫 量 (単位 貫) (麦のみ俵)	種 類	作付面積 (単位畝)	収 穫 量 (単位 貫) (麦のみ俵)	種 類	作付面積 (単位畝)	収 穫 量 (単位 貫) (麦のみ俵)
まくわ瓜	154	7,480	蒨 蒨 草 春 作 冬 作	239 897	14,170 44,860	き う り	17	1,360
西 瓜	210	15,990				白 菜	78	4,800
甘 藍 夏かんらん 冬かんらん 早 生	777 926 25	52,210 88,950 1,500	人 参	596	37,900	大 根	63	6,300
			わ け ぎ	157	9,720	馬 鈴 薯	660	31,950
						甘 藷	541	19,180
						麦	590	241

表 2.

種 類 (品種)	作付面積	生産数量	販売数量	主要販売先	販売 態 様	出 荷 時 期
あじ瓜(清 水)	55畝	1,460貫	1,026貫	北 九 州	個人出荷	7月~8月
甘 藍 増田彦島 増田極早生 長岡中早生 長岡四季	766	60,700	56,450	〃	〃	3月~7月 6月~8月
人 参(5寸輸入 砂村3寸)	401	18,260	17,510	〃	〃	5月 6月~8月
馬鈴薯(男 爵 雲 仙)	263	12,930	11,610	〃	〃	6月~8月
蒨蒨草(農業シンス 日本ピロフレイ)	137	5,620	5,480	〃	〃	3月~5月
白 菜(山 東 菜)	42	1,800	1,680	〃	〃	7月~8月
西 瓜(フケン大和)	13	770	400	戸畑・八幡	〃	7月~8月
きうり	4	160	130	北 九 州	〃	8月
大 根(時 ナ シ)	32	2,050	1,856	〃	〃	4月~5月
わけぎ	4	180	170	〃	〃	
甘 藷	10	500	200	〃	〃	10月~11月
計	1,727	104,430	96,512			

右表のうち3月から8月迄の作付面積, 生産量, 販売数量, 主なる販売先や時期及び販売態様を研べて見ると第2表の如くなる。

これを見るに, 作物の種類が多い上に更に同種類でも早生, 中生, 晩生等に分け, それ等を順を追うて栽培収穫するため, それにつれて播種, 除草, 中耕, 施肥及び収穫販売等の時期がづれてくるので, その労働は年間を通じて絶える時がないわけである。その一例としてN家(中位の営農)の昭和33年種類別月別作業状態を第3表に示す。但し耕作面積7反

因に同家は主人41才, 主婦34才の2人が基幹労働力でそれに56才の老母と17才の長男, 20才の主婦の実妹がいる。老母は若干手伝えるけれども長兄は高校生で義妹も下関市内に通勤しているので助勢は大して期待出来ない。

表 3.

種 別(畝数)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備 考
甘 藍													遅出しは適宜播種をおくらせる
冬作 (25)	~~~~~		~~~~~		~~~~~		中生	~~~~~		晩生	~~~~~		
夏作 (20)													間作として漬物瓜栽培
菠薐草				早生	~~~~~		~~~~~		~~~~~		~~~~~		
冬作 (30)	~~~~~		~~~~~		~~~~~		~~~~~		~~~~~		~~~~~		畦溝等に豆を栽培
春作 (5)													
夏人参 (15)													}
まくわ瓜(清水) (5)													
西 瓜 (5)													}
胡 瓜 (5)													
わけぎ葱 (5)													}
馬鈴薯 (20)													
甘 藷 (20)													}
麦 (20)													
				苗床									}
						本圃							
													間作に白菜

—— 栽培期間を示す

~~~~~ 収穫期間を示す

今六連島の営農家49戸(島民産業分布としてはこの他専業漁民2戸がある)のそれぞれの人員構成を耕作反別よりまとめて見ると第4表の如き分布を示す。

各戸に於ける労働分担に就いてみると若夫婦が中心である。老母がおれば炊事家事を受けもつので若い者達は朝飯前にも畝で一仕事する。一般に老父がいても畦畔の草刈や細々としたことを手伝う程度であるらしい。中学生以上は渡船で下関市内に通うので日曜以外は助力を期待することは出来ない。そこで今試に稼働可能者を男女を問わず数値1とし65才以上の老人を半人前として, 第4表の労働力を指数に換算し各反別毎の平均を出して見ると第5表の如くになってくる。

これによって見ると反別に比例して必ずしも労働力数値に変化を生じていないが, このことは労働能率即ち働き者の有無が重要な要素であることを示している。

ところで前述のように蔬菜集約農業であるから随分色々の作業があり前述の耕耘, 畝立, 播種, 中耕, 除草, 施肥, 間引の外に害虫駆除の必要やら乾燥すれば撒水もしなければならぬ, その上出荷作業が加わるから収穫物の土洗枯葉の除去選別結束等を了れば, 今度は船に積んで北九州の市場迄運搬しなければならぬ。

上のように見てくると, これ等の営農家庭のうちで余剰労働力を保持している家は10軒にも足りないと思われる。

さて以上の資料よりすれば六連島の農耕は何らか営農態様に根本的変改を施さない限りは, それのみで手

表 4. 耕作反別より見た各農家の労働力

| 耕作反別                | 3反～4反                       | 4反～5反                    | 5反～6反                                                                | 6反～7反                                                                                                                                                | 7反～8反                                                                                                                                                                                                                                                                    | 8反～9反                                                                                                                                                                      | 9反～10反                                                                                                                                                                     | 10反～11反                                                                            |
|---------------------|-----------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 各世帯内<br>性別並びに<br>年齢 | {60 [32]<br>{56.56.<br>28.8 | {31. 4<br>{54.26.<br>7.2 | {55.27[24]<br>7.5<br>{57.25. 1                                       | {36.17. 14<br>42. 6<br>{67.[39]((30))                                                                                                                | {68.45.19.<br>9.6<br>{66.41.((21))                                                                                                                                                                                                                                       | {67.32<br>57.29. 14.<br>{10.8.5.3                                                                                                                                          | {55.22.[19]<br>{83.54. 14<br>{66.37.((27.24))                                                                                                                              | {41.17. 16.<br>11<br>{58.40. 9<br>{67.36. 5<br>{66.31.<br>{68.34. 5<br>{56.30. 9.2 |
|                     |                             |                          | {69.32.((25))<br>9.7.5<br>{67.34.11.                                 | {68.38. 11<br>34. 9<br>{32. 2                                                                                                                        | {37. 12<br>33. 8.3<br>{67.40. 10.7<br>69.36. 14.<br>{12                                                                                                                                                                                                                  | {35. 8.6<br>71.28. 18.<br>{15.10.3                                                                                                                                         | {63.32. 10.<br>6.3<br>{71.27.((23))<br>5.3<br>{68.45.25. 1                                                                                                                 | {67.36. 5<br>{66.31.<br>{68.34. 5<br>{56.30. 9.2                                   |
|                     |                             |                          | {50.30. 7.3<br>48.27. 5<br>{39.((31)) 6<br>{79.58.35.3<br>((22))8.13 | {51.27<br>49.26. 16.4<br>{56.33. 8.5<br>{53.31.26.<br>16.13.7.2<br>{58. 7<br>{64.34. 11.<br>6.3<br>{34.12. 6.3<br>{72.35<br>{51.((22)) 15<br>{80.39. | {60.28. 7.0<br>53.28<br>{41. (17)<br>56.34. 11.<br>{9. (20)<br>{72[45]((26))<br>16.13.11.7<br>{67.39.39. 8<br>{58.[34]<br>((31.27))<br>{56.42.((20))<br>12<br>{77.52.((22))<br>15<br>{50. 12<br>{50.28. 14.<br>7.4<br>{48.26. 2<br>{59.19.[34]9<br>{56.34.21.<br>12.10.6 | {62.29. 17.4<br>{83.57.24.<br>((20)) 6.2.<br>{56. 15<br>50. 19<br>{71.44. 11<br>{54.38. 17.<br>9.7.6<br>{48.27.<br>45.26.<br>26.4.2<br>{56.25. 16.<br>11.8<br>{55.30.18. 1 | {62.29. 17.4<br>{83.57.24.<br>((20)) 6.2.<br>{56. 15<br>50. 19<br>{71.44. 11<br>{54.38. 17.<br>9.7.6<br>{48.27.<br>45.26.<br>26.4.2<br>{56.25. 16.<br>11.8<br>{55.30.18. 1 | {68.45.25. 1<br>5.3<br>{68.45.25. 1<br>7.2<br>{69.55.29.<br>19. 10.3               |

{ }は同一世帯を表わす  
 { }は上段は男 下段は女で数字は年齢を表わす  
 [ ]は通勤者を示す (( ))は他出者を示す

表 5. 耕作面積によって類別した平均労働力

| 反別 | 3反～4反 | 4反～5反 | 5反～6反 | 6反～7反 | 7反～8反 | 8反～9反 | 9反～10反 | 10反～11反 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|---------|
|    | 3.5人  | 3人    | 3.6人  | 3人    | 3.3人  | 3.6人  | 4.2人   | 3.7人    |

いっぱいであって他業への進出の余裕はないと見るのが自然のように思われる。

そこで問題の所在は労力の軽減にあるからその面から現状を検討するに、先ず第一の問題は農道にある。本島は耕地を島の最高部に持っていてこのことが特徴ともなっているが、それだけ負担が大きく現在作道は自然石を並べた石段であって、肥料や収穫物の運搬は皆天秤棒による人の肩にかかっているのである。

本島年輩者に比較的に神経痛やリュウマチが多いということにも或る程度このことが原因をなしていると考えられる。

農道の完成は又耕耘機採用の前提ともなるわけである。

本島では耕耘は現在3つ子によるか或は牛耕によっている。鼠という条件下で幼牛でこと足りるわけで、それを育てては売却し何程かの収入を得ている。勿論育牛を否定すべき理由はないが、一般的に言って畑の碎土には耕耘機が最も適しており、これによれば人手による畝立作業も殆んど省かれ、又付属車を使えば運

搬も可能となる。

次に撒水作業であるが現在は各戸に小型の石油発動機ポンプを持ち使用都度運搬して作業に当たっているが、畠地も散在しその上水の便が一部に限られる結果相当広い地域が、作物を枯死させたり或は栽培種類に制約を受けたりしている。ところが島の南部には相当の湧水量があり水田耕作をしている程であるから、これを基とし要すれば各所の井戸をも動員して共同施設として撒水栓を各所に配置し更に飲料水をもこれで解決することは出来ないものであろうか。

又耕地の交換分合はこれ等の点より見ても最も必要な措置と思われるが現在のところあまり進んでいない。

次に集荷販売に就いて、本島に於けるが如く同一市場に出荷する以上共同出荷の形をとるのが普通であるが、現況は個人出荷であって僅かに共倒れを防ぐ為調整を加える程度である。

なお清浄野菜に指定した方が有利ではないかと思われる。本島は蒨草が中心であるがこの野菜は細菌を死滅させる迄徹底して煮沸しないことに特色があるのであるから、そうすることにより価値を高めることが出来るのであるが、この面も現在なされていない。

斯様に色々の角度から見てくると営農の面に於いても協力態勢が未だ微弱であることに気付かざるを得ないのであり、この限りに於いては労働力の問題も解決されないと思量されるのである。古より農耕と平行して生活のよりどころとされている漁業が現在あまり振わない状態にあるといえるが、然し前記の如き共同体制を整えてこの面への進出を図るならば二、三男対策ともなり島の繁栄をもたらすこととならう。

## 九 漁 業

### I 漁業の概況

往年における漁業は残存文献(大火のため焼失)や関係者の言を綜合するに、イワシ地曳網、イワシ船曳網、その他の船曳網、旧式大敷網、樹網(6袋又は8袋)、イカ巢籠、雑魚一本釣及びウニ、ワカメの採介採藻業等各種の漁業が行われ、可成の成績をあげていたものと思われる。現今では小型定置網、三角網、タコ壺、ウニ、キヌガイ(バカガイ)及びテングサ、ワカメ等の定置、採介及び採藻の各漁業が行われている。この他雑魚の一本釣、アナゴ籠等を遊漁的に行っている。

漁船として登録されているのは13隻であるが、大部分の船は蔬菜類の運搬に使用され、漁業に従事する船は4~5隻程度である。その内訳は15馬力ディーゼルエンジン2.35トン1隻、10馬力焼玉エンジン2.3トン1隻、10馬力ガソリンエンジン2.18トン1隻、7馬力焼玉エンジン2トン3隻、5馬力焼玉エンジン1トン1隻、2馬力ガソリンエンジン0.72トン3隻、無動力船0.15~1.02トン3隻となっている。

### II 漁具の概説

#### A 小型定置網(落網)

本島に敷設しているものは片落付の小型落網で、西部又は南西部(往時)海面に設置し、マダイ、マアジ、サバ、イカ(各種)、フグ(2~3種)、ブリ(ヤズ)その他雑魚を採捕するものである。(第7, 16, 17図参照)

#### (1) 組織の概略

経営方式は個人経営から現今では六連島漁業協同組合経営となっている。

組合長1人、船長1人、船頭1人、乗子7人と成っており、乗子7人中島外(佐賀県神集島)より4人、島内組合員中より順繰りに3人出ることになっている。但し時化等緊急を要する場合は更に多くの乗子を繰出す。

#### (2) 給料

月額固定給とし歩合制度はとらない。船長約20,000円、船頭約13,500円、乗子約9,000円となっている。契約期間は昭和34年において1月より7月末までとなっている。

#### (3) 漁船

網持船兼運搬作業船として2隻使用している。1隻は6人乗(船長外乗子5名)、2.35トン、長さ約10米、幅約1.5米、深さ約0.5米でディーゼルエンジン15馬力、ローラー装置付、電気設備を備えていない。他の1隻は3人乗(船頭外乗子2名)0.23トン、長さ約4米、幅約1.1米、深さ約0.3米、無動力船となっている。漁獲物は2隻で15キログラム入魚函として100~150函分積載できる。

(4) 漁具

網地の材料は綿糸及びマニラトワインのコールタール染が主体で、合成繊維網地は局部的に使用しているに過ぎない。網類はワイヤーロープの外マニラロープ、藁網等を使用している。形態は九州北部沿岸から本土の日本海側西部の様式を取入れたもので春季のマダイ及びイカを主目的としている。垣網、運動場、登網、箱網の外に昭和34年に始めて立方形状落網を設けている。

(5) 漁期漁場

漁期は毎年9月~10月頃に始まり翌年7月~8月頃終る。夏季1カ月間は休漁するが、年により冬季及び夏季休漁し、春季に網入を行うことがある。

漁具の設置場所は本島西側海面であるが、網倉庫や作業場は東側漁港付近にあり、朝持、夕持等の網揚には動力漁船により無動力漁船1隻を曳航して漁場間を往復している。漁具を設置した付近の潮流は島に添って略南北に流れているが、時期によっては可成複雑な様相を呈し、漁場付近において渦流を生じることがあるといわれている。又西風強大な時期に大島潮と称して西方より西側海岸に押寄せる流れがあり、漁具の網成を不良にしているようである。

Table 1. Randing income and rate of randing income.

| 昭和年月           | 水揚高<br>千円 | マダイ<br>% | *<br>イカ<br>% | マアジ<br>(小)<br>% | 雑魚<br>(コロダイ<br>他)<br>% | 雑魚<br>(カマス<br>他)<br>% | マナカツオ<br>% | サワラ<br>% | **<br>雑魚<br>% | 計<br>% | 備 考                          |
|----------------|-----------|----------|--------------|-----------------|------------------------|-----------------------|------------|----------|---------------|--------|------------------------------|
| 1957<br>32 4   | 1,470     | 50       | 40           |                 |                        |                       |            |          | 10            | 100    | 片<br><br><br><br><br>落       |
| " 5            | 600       | 20       | 60           |                 | 20                     |                       |            |          |               | 100    |                              |
| " 6            | 520       |          | 50           |                 | 25                     | 25                    |            |          |               | 100    |                              |
| " 7            | 400       |          | 10           | 70              |                        | 20                    |            |          |               | 100    |                              |
| " 8            | 60        |          |              | 70              |                        |                       |            |          | 30            | 100    |                              |
| " 9~12         | 140       |          |              | 80              | 5                      | 5                     |            |          | 10            | 100    |                              |
| 1958<br>33 1~3 | 160       |          |              | 80              | 5                      | 5                     |            |          | 10<br>10      | 100    | 昭和32年<br>.2月より<br>両<br><br>落 |
| " 4            | 870       | 50       | 40           |                 |                        |                       |            |          |               | 100    |                              |
| " 5            | 470       | 20       | 60           |                 | 20                     |                       |            |          |               | 100    |                              |
| " 6            | 250       |          | 50           |                 | 25                     | 25                    |            |          |               | 100    |                              |
| 1959<br>34 3   | 40        |          | 25           | 30              |                        |                       | 40         | 5        |               | 100    | 8日~16日<br>片落                 |
| 計 %            | 4,980     | 27.8     | 40.4         | 11.3            | 8.7                    | 5.8                   | 0.3        | —        | 5.7           | 100    |                              |

\* イカ：アカイカ・ドウランイカ・ケンサキイカ・ミズイカ・マイカ等

\*\* 雑魚(網入より6月まで)：アカイカ(小)・チュウチュウイカ・カレイ・ヒラメ(オオクチ)・オコゼ・コロダイ・ブリ・クルマエビ・カマス・グチ・カワメ・タチウオ・ヒガンフグ・メバル・サワラ・ヤズ・スズキ・マイワシ・カタクチイワシ・コノシロ・ヒラ・ミズイカ等  
雑魚(7月より網揚まで)：フエフキ(アオヤガラ)・クロイオ(メジ)・コバンザメ・カセブカ・サバ(小)・ミズダコ・ウルメイワシ・マイワシ・ヒラ・コノシロ・カタクチイワシ・ヤズ等

(6) 漁獲物及び水揚高

漁獲物について見るに、本島の立地条件から見てマダイ等の高級魚及びイカ、アジ類の大衆魚が主体であ

ることは春季のマダイ時期，春季から夏季にかけてのイカ類の豊凶が本定置網の経営を左右するものである。

昭和32年4月より34年3月までの大略の水揚げ及びその割合は第1表の如くである。

#### (7) 出荷先

漁獲物の一部は島内で消費されるが，大部分のものは小倉，八幡，若松，下関唐戸等の魚市場に水揚げされる。魚価の関係で小倉市にある北九州魚市場株式会社はその殆どを水揚げしており，運搬には島内の魚船を使用し，通常夕持終了後市場に向い早朝のせりを待つようである。なお昭和32年4月より34年3月までの総水揚げに対する出荷先水揚げ（金額）の割合は，小倉市場に86.3%，島内消費7.1%，戸畑市場4.3%，下関魚市場1.8%，若松市場0.5%となっている。

#### B 三角網

本島北部，西部及び南西部海面に敷設しているもので，垣網，囲網，袋網の3部から成り囲網の形状が三角形であるためこの名がある。一辺の長さ約7.5米，天井網と底網を有する小型の網でスズキ，ヤズ，雑魚を目的とし島外技術者により無動力漁船1隻，2～3名で殆んど周年操業している。（第8,9,16,18図参照）

往年大型柵網を西部海面に敷設した記録があるが現今では見られない。

#### C タコ壺

素焼の壺を藁綱で連結し，無動力漁船1隻を用い1～2名で操業する小規模のもので，マダコを目的とする。最近他地方で使用されている改良タコ壺は見られなかった。（第10図参照）

#### D 一本釣

ヤズ，雑魚を目的とする遊漁である。（第15図参照）

#### E 採貝

本島南部海岸の砂浜に産するキヌガイ（バカガイ）を目的とするもので，除肉した貝殻の堆積状態から可成の産量があるものと思われるが，油類による砂浜の汚染甚しく一考を要す。（第6,11,12図参照）

#### F 採藻事業

本島周辺はテングサの適地であり，その増殖事業は関係当局において積極的に奨励しており，投石事業も昭和8年頃から行われ，昭和27年以降本格的投石事業を行い次第に効果が現れているようであるが，ウニの増殖事業と共に一層の伸展が希望される。この他ワカメ，フノリ，イワノリ等も採取しているが見るべき程のものはない。なお油類による海浜の汚染は品質の低下を来している。（第14,16図参照）

#### G ウニ採取事業

下関ウニとして市販されている原料の供給地として，全島周辺にわたりウニの採集が盛に行われた。資源の枯渇により現今では可成衰微しているが，関係当局の助成策により次第に回復しつつある。ウニはパファンウニが主で島内人の副業として採集している。（第13図参照）

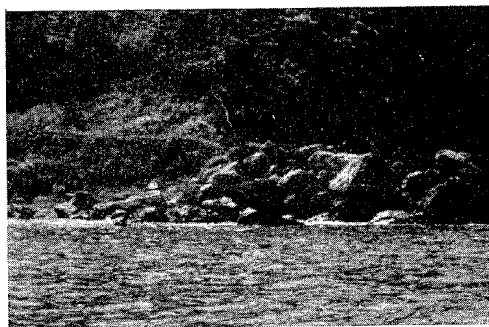


Fig. 2. Maki seashore.

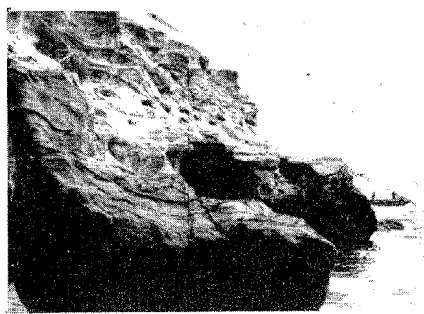


Fig. 3. Udonohana seashore.

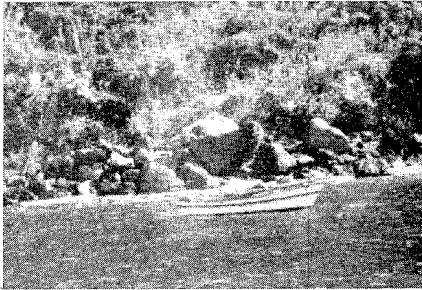


Fig. 4. Hiraiwa seashore.

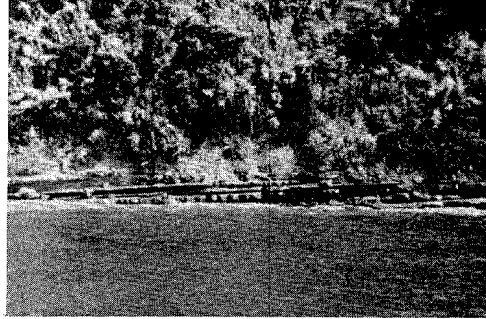


Fig. 5. Akanamera seashore.



Fig. 6. Sunosita seashore.

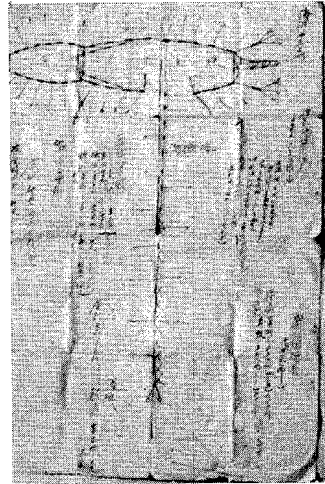


Fig. 7. Fixed shore trap net with a pocket on each side.

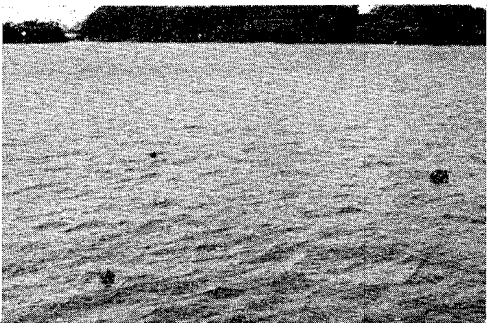


Fig. 8. Floats (glass ball) of triangular shaped pound net.



Fig. 9. Triangular shaped pound net.



Fig. 10. Octopus-pot.



Fig. 11. Polluted sandy beach.

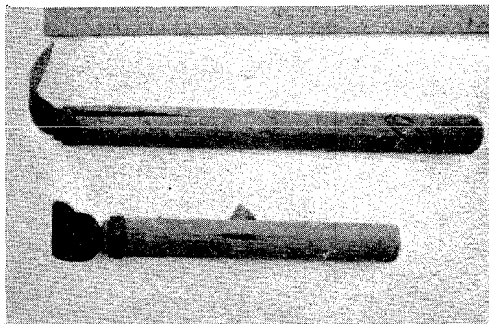


Fig. 12. Shell-scraper.

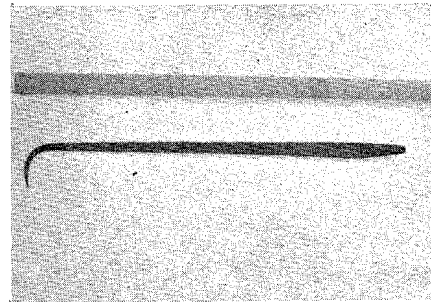


Fig. 13. Sea-chestnut hook.

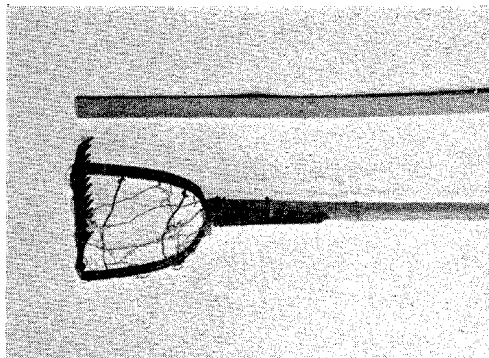


Fig. 14 Agar-agar rake.

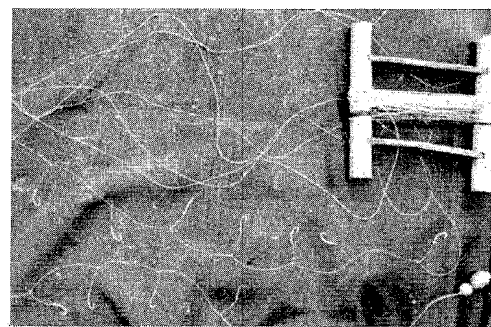


Fig. 15. Hand fishing line.



Ⅲ 水質汚濁及び汚染

島周辺の工業施設の発展は必然的に水質に影響し、又港湾浚渫、造営は海流に変化を来すものと考えられるが、この問題については今後の研究にまたねばならない。更に東部海岸及び島周辺の油槽群や船舶より廃棄される油類は南部、東部の両海岸のみでなく全島の海岸線を汚染している現状であるから、これが対策を至急講ずべきであろう。(第11, 16図参照)

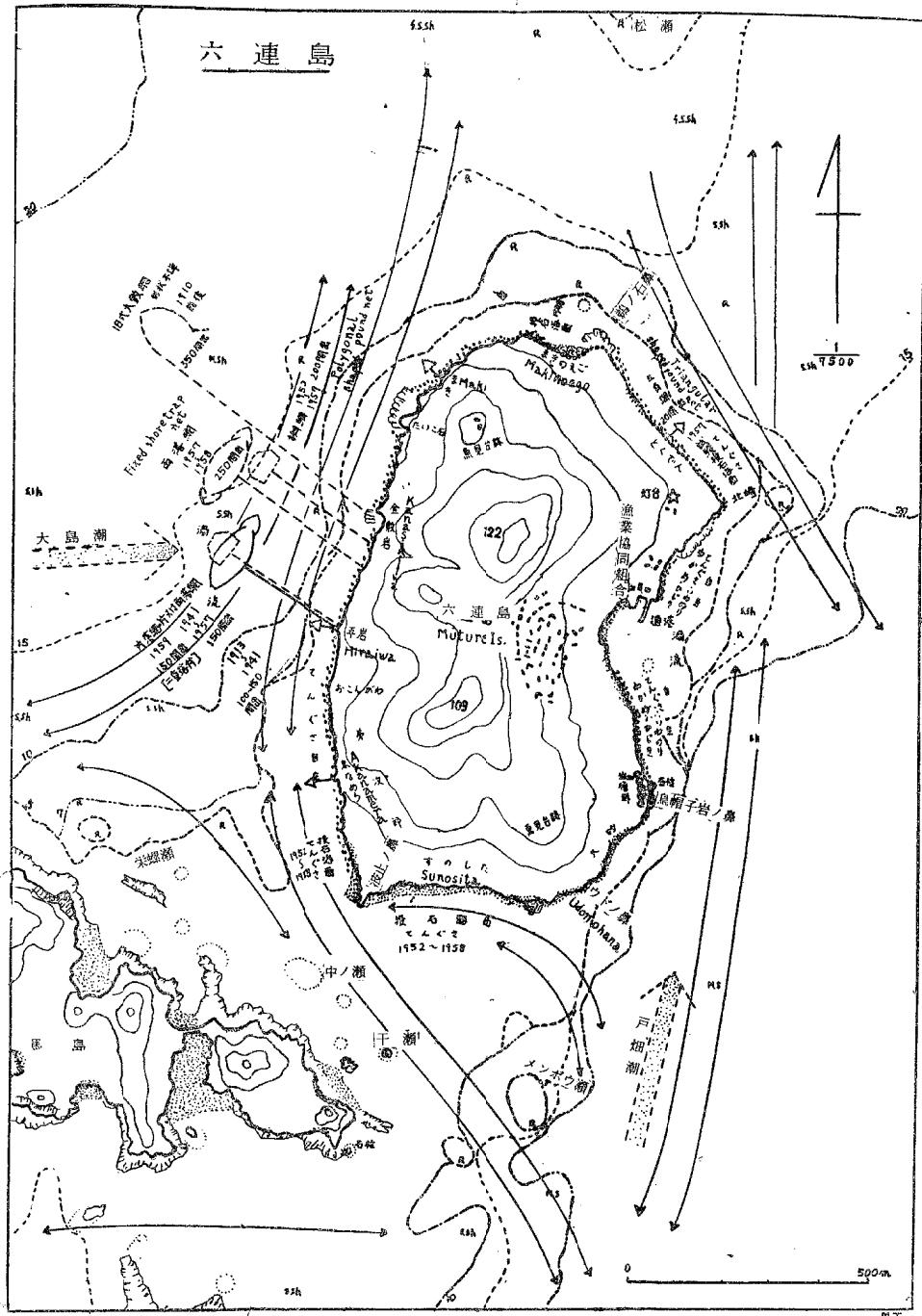


Fig. 16. Mutsure Isle.

IV 本島漁業の特徴

本島は周辺に大商工業都市をひかえ、絶好の立地条件を具備している故、生鮮水産物の供給地として充分研究の余地がある。然るに島民の生業は農主漁従であるためと島内に漁業技術者のいないことと相俟って漁

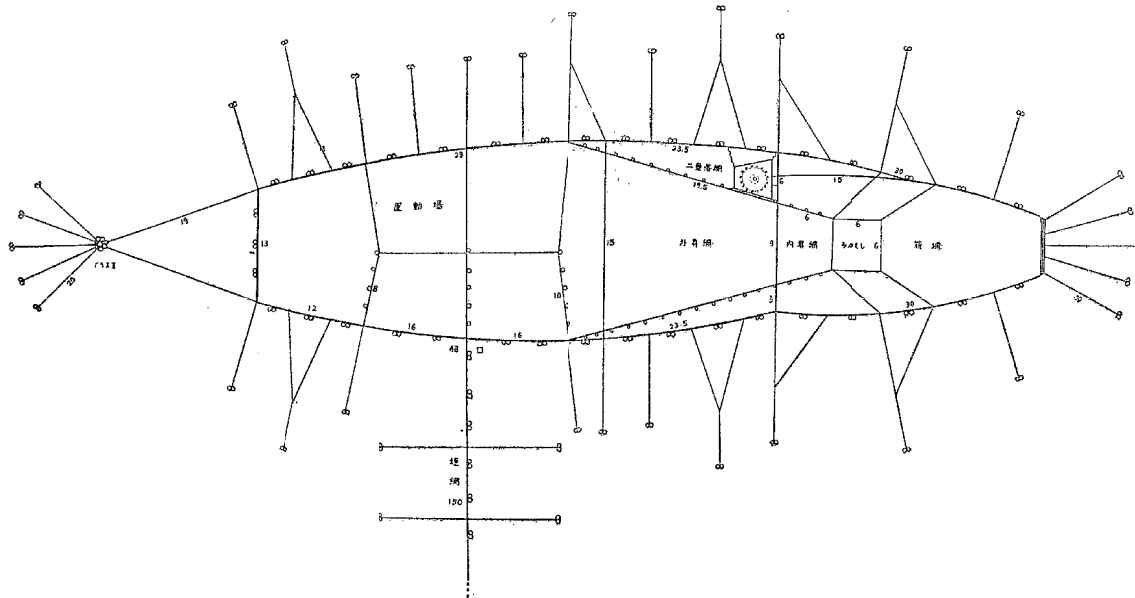


Fig. 17. Fixed shore trap net.

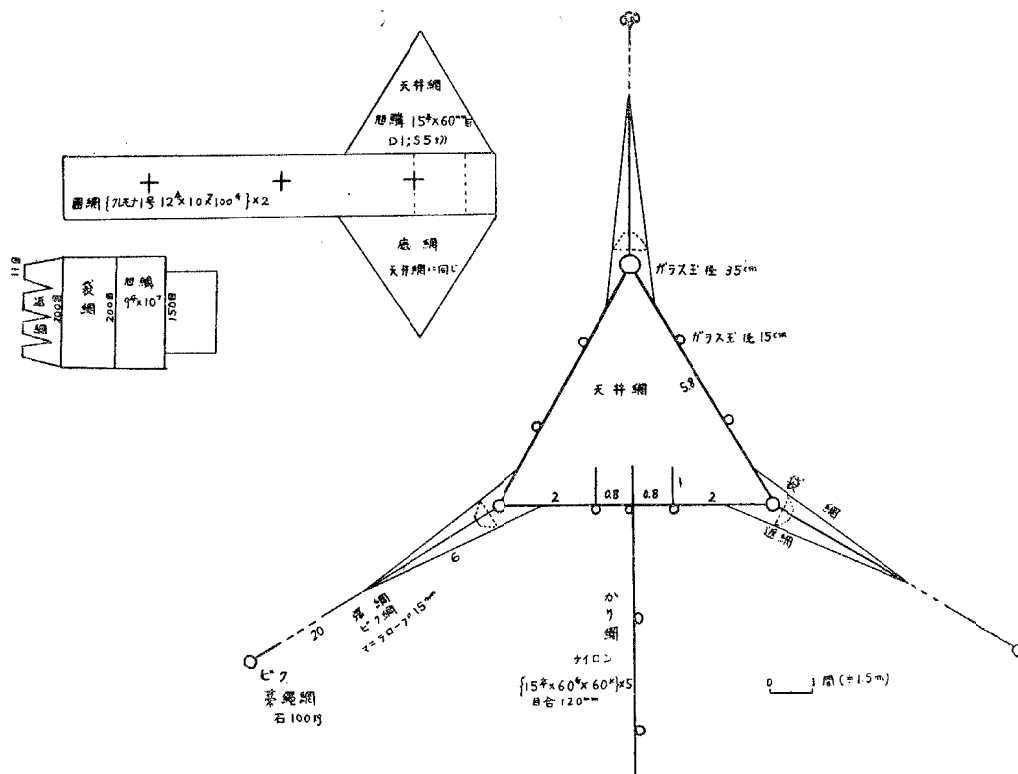


Fig. 18. Triangular shaped pound net.

業に対する関心は極めて低調である。従って定置網漁業その他主要な漁業に対しては総て島外人により指導を受け島民は単に労力の提供者の地位にある。よって本島振興の一方途として生鮮魚介類の畜養並びに採介採藻事業を単に本島のみならず附近島々と併せて考究すべきものと考えられる。

## 十 六連島漁業協同組合（漁業権を中心として）

### I その歴史

明治19年農商務省令で漁業組合準則が発令、これに基づいて我国各地漁村にはじめて法人たる漁業組合が設置され、従来の部落総有漁場に代って、各地沿岸の漁民団体による漁場支配が確立するに至ったのである。当山口県の下関、北浦方面では、豊浦漁業組合、西海漁業組合、小串漁業組合、神田漁業組合、4ヶ組合の設置認可を見た。

この中豊浦漁業組合には、王司、長府、壇之浦、赤間ヶ関等の地区が包含されたが、六連島には及ばなかった。

次いで明治29年に至って、六連島及び竹ノ子島の漁業者、魚問屋、仲買人等が相寄り彦島水産業組合を組織した。六連島に単独の漁業組合設置を見たのは、明治34年制定の旧漁業法施行以後のことではあるが、夫以前にあっても、他浦との交渉、又は国や県等に上願接衝の為、實際上漁業者が団体として活動する必要があったので、これ等はすべて漁業者総代によって行われた。

六連島漁業組合創立の為、漁業者総会が開かれ、全島漁業者総数53名同意の下に、発起人丸山和吉、大岩音三郎、植村百松、神田仙蔵、市川源次郎の5氏連名を以って、組合設置の認可申請、明治35年12月に認可、ここに六連島漁業組合の発足を見るに至った。初代理事には発起人の1人である大岩音三郎氏が就任したが、氏は本島教育の恩人である延形先生に4カ年の薫陶を受けたこの島の最も秀れた知識人で且つは漁業の先達であり、明治32年からは前述の赤間ヶ関水産業組合の六連島漁業取締に挙げられていた。

監事は後に大岩氏を継いで理事となった、本島の先覚者武島正作氏であった。なお大岩音三郎氏は創立から明治41年まで連続理事（組合長）の任に在って鋭意組合の確立、この島漁業の発展打開に努めた。

組合設置時代本島に行われた漁業としては、殆んど島民をあげて従事していた雲丹採取漁業と2つの網組による地曳網漁業とが主なるもので、その外に小網漁業、小釣漁業、わかめ、あわび、なまこ等の磯漁業が若干行われていたに過ぎない。これ等漁業は隣島福岡県地籍の馬島側は別として、皆島廻り距岸15丁以内に於て行われていたに過ぎない模様で、このことは現存の簡単素朴な古い漁場図によって推知しうる。

漁業組合設置以来、理事大岩氏を代表者として各種の漁業権免許を次々出願しているが、結局本組合の取得した漁業権は次の如くである。

#### (1) 地先水面専用漁業権

その願書には従来の勢力範囲を拡張したらしい新漁場図が添付されている。

免許された漁業の種類

- a カクミ網漁業（鰐刺網）
- b ウニ、アワビ、ナマコ、ワカメ、天草の各種採取漁業
- c アブラメ釣、ヒコゼ釣、アカベラ釣の各種釣漁業
- d 鰐建網、ゴチ網（メバル、小鯛、キスゴ、ヒコデ）タコ壺、底曳網（カレイ、オコゼ、コチ）キスゴ釣、鯛釣、イカ釣、の各種漁業（dは後に追加免許）

#### (2) 定置漁業権

免許された漁業の種類

- a 台網類漁業

## 鱧大敷網 1

組合が前権利者西村良吉氏から無償譲渡を受けたもの

## b 罾網類漁業

## 壺網 7 目的魚は鱸その他

当初3統出願したが不免許, 明治35年五統出願免許, 翌37年には7統となる。

## (3) 特別漁業権

## a 第3種漁業

## 鱧地曳網 2

組合が前権利者西村百合吉氏及び桑野清次郎氏から各々無償譲渡を受けたもの。

## b 第4種漁業

## 鱧引網 1

以上は当時六連島漁業組合が免許を取得した漁業権であるが, この外に次の2種の慣行専用漁業権の取得を目指して種々の活躍がなされた模様であるが, 結局目的を達することは出来なかった。即ちその1つは鱧建網, 吾智網, タコ壺, キスゴ釣, 鯛釣, 中取網, イカ釣等8種類の漁業を内容とする慣行専用漁業権であって, 広く他村組合の地先海面にまで及ぶ権利取得を狙ったものであったが, これは関係組合である下関漁業組合及び海士郷組合の同意が得られなかったので実現出来なかった。この際出願した各種漁業は, 後明治36年6月先に免許を得た地先水面専用漁業権の内容として, 改めて追加申請されたのである。

その2は雲丹採取漁業に関する慣行専用漁業権である。雲丹漁業は六連島の特殊漁業たるの性格をもち, 既に徳川時代から年々雲丹, さぎえを献上して, 長府藩主の特許の下に行われた。明治時代に入っては, 城戸久七氏の加工上の工夫とその指導によって製品は改良され, その漁業は盛大となり, 下関の業者(和田商店, 鶴谷商店等)に一手販売するに至って(明治15年頃)下関うにとして名声をあげ, その採取の範囲も山口県一帯は勿論, 福岡, 長崎, 佐賀, 島根等の各県の沿岸及びそれ等の各島々にまで及んだ。

従ってこの時の免許願に添付した漁場図も彦島一帯から外海の豊浦郡及び大津郡の沿岸に及び, その間青海島をはじめその外の島々の沿岸及び隣島馬島の沿岸まで包含する極めて広範囲のものであった。

以上の漁場図の外添付書類として, 慣行証拠書類2通(六連島うに漁業及びうに加工製造販売の沿革説明書及び下関業者による六連島うに一手販売証明書)と当時の六連島うに採取業者52名の許可鑑札(明治32年12月4日付豊浦郡役所発行)の写し及び山口県知事の雲丹採取認可書が提出されている。

この雲丹採取漁業の慣行専用免許の願書は, はじめ明治36年3月23日付で提出したが仲々免許の沙汰がないため, 組合は再度同じ願書を提出している。結局それからやっと5年後の明治45年5月16日付で当時の農商務大臣松岡康毅の名を以って, 「明治36年3月23日付出願の専用漁業免許の件聴届難し」との指令があった。

この不免許の理由は, 恐らく漁業法施行を機会として, 各沿岸漁村の地先水面専用漁業権が法的に確立したため, 組合の地先観念が一層明確化して各組合が夫々地先海面の確保を志向するに至ったのと, 他方従来各地沿岸漁業者がうにの利用, 加工について全く無知であったのが, 当時雲丹製品の需要が漸く盛んとなり, それと共に六連島独特のうにの加工技術が次第に各地に普及した為, 従来無関心であった各地沿岸漁業者がうにの利用, 随ってその商品として価値に漸く着目し, 自らも又これが生産をなさんと願望をもつに至った事情に依るものであろう。

このようにして, 六連島漁業組合は雲丹漁業に関するこの特権的, 独占的な慣行専用漁業権取得に失敗したため, 従来通り他村組合の地先海面に入漁して雲丹採取に従事するに止まらざるを得なかった。即ち他の漁業組合の地先海面に入漁料を支払って入漁するか, 又は現地において地元漁業者の採取した雲丹を買取り旁々入漁するか, 或いは馬島, 藍之島に対するように六連島から甘藷のつるを供給することを条件に入漁するか等であった。

とにかく、このように漁業権出願に際して、島の先覚者達が異常の熱意を示したのは、蓋し漁業組合設立を機会に六連島の経済を漁業発展の上に確立しようとの島民の熱望に依るものと察せらる。

さて当時の漁業組合は漁村維持の目的で設置された漁業権保有機関であって、所属組合員の共同福利を計る為の施設団体としての意味しかなく、従って組合自体のひいては組合員全部のための繁栄を計り、その基礎を築くための経済事業は無論、自営事業さえも漁村維持の目的に反するものとして許されなかった。この故に六連島組合の場合も、その予算経理等も至極簡単明瞭、当時の県知事宛の報告書に徴しても、設立当初から明治41年の組合解散まで一貫して、年々の収入は組合保有の漁業権貸付による大敷網漁業料と壺網漁

六連島漁業組合 明治40年度 (自 明治40年4月1日 至 同 41年3月31日) 経費収入決算書

| 科 目    | 決 算 額     | 予 算 額     | 比 較 増 減 |   | 備 考             |
|--------|-----------|-----------|---------|---|-----------------|
|        |           |           | 増       | 減 |                 |
| 第1款漁業科 | 円 100.000 | 円 100.000 | —       | — | 大敷網1カ所<br>壺網7カ所 |
| 第1項漁業科 | 65.000    | 65.000    | —       | — |                 |
| 第2項漁業科 | 35.000    | 35.000    | —       | — |                 |
| 合 計    | 100.000   | 100.000   | —       | — |                 |

六連島漁業組合 明治41年度 (自 明治41年4月1日 至 同 42年3月31日) 経費支出決算書

| 科 目      | 決 算 額   | 予 算 額   | 比 較 増 減 |   | 備 考                        |
|----------|---------|---------|---------|---|----------------------------|
|          |         |         | 増       | 減 |                            |
| 第1款事務所費  | 円 7.000 | 円 7.000 |         |   | 印刷費<br>筆墨紙代薪炭代石油代<br>郵便電信費 |
| 第1項消耗品費  | 5.800   | 5.800   |         |   |                            |
| 第2項通 信 費 | 1.200   | 1.200   |         |   |                            |
| 第2款積立金   | 93.000  | 93.000  |         |   |                            |
| 第1項組合基金  | 80.000  | 80.000  |         |   |                            |
| 第2項遭難救金  | 13.000  | 13.000  |         |   |                            |
| 合 計      | 100.000 | 100.000 |         |   |                            |

六連島漁業組合財産目録 明治41年3月末現在

| 種 目  | 摘 要                              | 金 高     | 附 記                                      |
|------|----------------------------------|---------|------------------------------------------|
| 証 券  | 国庫債券 100円 1枚<br>同 50円 1枚         | 150円    |                                          |
| 什 器  | 椅子5個 卓子1個 硯箱1個<br>書類箱1個 印章3個 算盤1 | 13円26銭  | 椅子5円 書箱1円50銭 硯箱30銭<br>印章1円16銭 算盤20銭 卓子5円 |
| 鑑地曳網 | 甲乙 2組                            | 350円也   |                                          |
| 鑑網船  | 4隻                               | 120円也   |                                          |
| 現 金  |                                  | 116円50銭 |                                          |
| 合 計  |                                  | 749円76銭 |                                          |

右之通に候也

明治42年2月5日

六連島漁業組合理事 武 島 正 作

業料のみである。その漁業料も年によって異なるが、大敷網漁業料年間40円乃至65円、壺網各：統の漁業料年間5円乃至20円を上下している。これ等大敷網も壺網も当時の組合規約の上では、例えば大敷網については組合員の入札制で、その多きに随って経営者を定むとし、又壺網は抽籤によって組合員が輪番でこれを経営すると定めているが、実際は寧ろ但書の例外規定の方が利用されて、他浦の資力ある有能な漁業者と組合とが契約を結び、これに貸付けて経営させるのが常態であった。

参考までに知事宛報告書に依って、解散当時の組合經理の状況をあげれば上記の如くである。

なお明治42年の本島漁獲高、並びにその魚種は大体次の如くで、当時の六連島漁業状況を知ることが出来る。因に当時既に地曳網の衰退は顕著で、雲丹漁業は別としても、島民による地先海面諸漁業の貧弱さを知るに足る。

| 魚 種    | 漁 獲 高            | 漁 業 の 種 類                                                                        |
|--------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| イ ワ シ  | 400貫             | 大敷網<br>{大敷, ... {内地曳網は組合設立頃から不振で十正10年には網組制は<br>地曳網} 解体するが盛時大漁の時は1漁期4,000貫を越えたという |
| セグロイワシ | 800〃             |                                                                                  |
| 鯖      | 200〃             | 大敷網                                                                              |
| 鯛      | 30〃              | 壺網                                                                               |
| 鱒      | 200〃             | 大敷網, 壺網                                                                          |
| カ マ ス  | 100〃             | 大敷網                                                                              |
| ア ゴ    | 200〃             | 大敷網                                                                              |
| イ カ    | 150〃             | 大敷網 (甲イカ, ケンサキイカ) 壺網 (ケンサキのみ)                                                    |
| タ コ    | 60〃              | } 地先海面                                                                           |
| ワ カ メ  | 150〃             |                                                                                  |
| ウ ニ    | 18,000〃<br>(カラ付) |                                                                                  |
| 合 計    | 20,400貫          | 但し合計は其の他を含む                                                                      |

以上は彦島村役場に報告提出のもの。

組合の漁業料収入は、組合財産として残している場合もあるが、多くはこれを組合員に分配している。例えば明治38年度には組合員1名に付2円44銭宛、総額129円75銭を分配している。

組合設立当時、この島が徳川時代相当漁業が盛んであったことを回顧すると共に、又一方島民が網組制によって古来盛んに行って来た地曳網漁業が、明治以後船舶往來の繁多、海底電線の敷設、その他殊には伊崎、海士郷、吉見、安岡、吉母等の先進他浦漁村の優秀漁船の六連島沖合出漁によって、漁場荒廢し、その頃は既に衰微の一途を辿っておった状況に鑑み、この際前記の如く、慣行専用漁業権の法的確立によって、一方には盛んな雲丹漁業を一層確実化し、他方には他の漁業も他浦の如く大いに發展せんと期したものとと思われる。然しこれは意図の如くならず、結局他浦から当島への出漁者に対しては従來の慣行の如く、若干の入漁料を取るに甘んじ、六連島民は単に島廻りの小漁業経営に止まらざるを得なかった実状である。

従って明治末期頃からは次第に漁業よりも農業が島民の生活の基盤として推進され、六連島は次第に主農的副漁村の性格を濃厚にした。このため六連島は六連ホーレン草、六連午萼の名を以って知られるようになり、島の経済は農業特に蔬菜の生産販売に中心が置かれるに至った。第1次世界大戦時の好景気時代には、一時雲丹景気を謳歌したこともあったが、昭和年代に入っては、更にホーレン草の満州への進出、出荷もあって、島民は一層高値に蔬菜を販売する道も知り（内地の2乃至3倍）爾後蔬菜農業に主力を注ぐことに終始して今日に至った。

かくて明治42年3月には六連島漁業組合も解散となり、対岸の海士郷、竹ノ子島、迫西山、福浦の各組合と合同、同年4月1日新に彦島漁業組合の発足となった。

同組合員は総数 300 名を越え役員としては理事 6 名、監事 6 名、組合長は理事の互選であった。他組合には理事、監事 1 名宛割当てられたのに対して、海士郷のみは理事 2 名、監事 2 名を出し、又組合分担金に於いても他組合を遙かに凌駕し、又総代数の如きも特に多いのを見ても、彦島漁業組合に於ける海士郷の漁業上の勢力を知ることが出来る。(経営の項参照)

この海士郷と六連島との間には、下関漁業組合の伊崎に対しても同様であるが、古来ばら網、大謀網、ワカメ刈等の漁業をめぐって紛争が激しかった。合同に依ってこれは一時終熄したが、昭和 4 年にも又両者間に鱈網漁業をめぐって紛争が再燃し、一時六連島(理事端本往次郎、監事宮村友吉)は同組合を脱退、独立しようと決議した程であった。

彦島漁業組合には以上の役員の外に各区組合選出の 25 名の総代を以って組織する総代会がおかれ、(内海士郷 10 名、六連島 5 名割宛)これが組合の意思決定の機関として多くの場合組合総会に代えられた。地区の拡大と特に六連島のような離島を含み、総会の開催が困難であったからである。

各組合が個々に享有していた漁業権は、合同の際の契約で原則として彦島漁業組合名義に移転するが、それが権利行使は夫々の地区組合に於て行うものとした。但し六連島についていえば、組合有にしていた大敷網及び鱈地曳網の漁業権は、組合内の個人名義(以前の享有者名義)に移すことになった。

雲丹漁業については六連島の特権的立場が尊重され、従って六連島独自の専用漁業たることが認められ、その結果六連島に在住する組合員のみが該漁業をなし、他組合は一切これに関係なきものと定められた。

これに依って爾後彦島組合の専用漁場だけについては、雲丹漁業に関する限り、六連島待望の慣行専用漁業権の享有行使が実現したと同じ結果を招来した。但し他方六連島が制限を受けた漁業も多く、大体次の如くである。

(1) 彦島と下関両組合共同免許の慣行専用漁場では、六連島は海士郷に対して次のような条件がつけられている。

- a ガゼ曳網は 10 隻限りで、鱈の集合場所を避けること。
- b トトラ網は 1 統のみ。
- c 鱈漁業は六連島周囲にのみ限られ、その上この漁業を海士郷 86 %、六連島 14 %の割合で行うこと。

(2) 彦島漁業組合は下関漁業組合の慣行専用漁業権の内容たる銚突、1 本釣、鱈釣、長ノ緒、ワカメの各種漁業については無償入漁権を有つが、この中、六連島に関しては次の漁業に限って出来るものとし、魚種その他について厳しい制限があった。

- a 銚突漁業 六連島周囲に限り入漁して、アワビ、サザエだけを漁獲すること。
- b 1 本釣漁業 六連島周囲に限り入漁して、アブラメ、イカ、キスゴ、鯛だけを漁獲すること。
- c 和布漁業 六連島周囲に限り自家用の目的でのみ採取すること。

以上の契約事項は彦島漁業組合規約にも明記されたもので、これから見ても、徳川時代この島漁業が相当盛大であったとしても、それは結局、いわし曳網漁業と雲丹漁業とがその漁業の主たるものであった。その他の漁業は島の周辺で行う漁業さえ、先進他浦漁民の開発と随ってその支配の下にあったことが察知出来るのである。

なお今日に於いてさえ、この契約内容は現に生きていて、例えば島周辺に豊富なワカメさえ、その採取の盛んな時季には、採取技術優秀な南風泊、吉見、安岡等の漁船数十隻の自由な採取に任せて、地元漁民は拱手傍観の外はない有様である。

又、各組合が他市町村の組合と入漁契約をしておいたものは、夫々合同を機会に解約若しくは契約の更新がなされるべきものとされた。

これによって、爾後雲丹漁業に関しては、吉見、吉母、室津、阿川、川尻、大浦等北浦沿岸の諸組合と、又、白島への入漁については福岡県協之浦の組合と夫々入漁契約を結んだ。例えば、阿川漁業組合との間のように、阿川浦での採取うに就いては、前渡金によって六連島に売却することを契約するものもあった。

彦島漁業組合は昭和13年には出資制を採り、名も保証責任彦島漁業協同組合と改称し折から漁業組合が経済事業を行い、漁村経済の中心たる機能が法律上賦与されたのを機会に、本組合もこれに応じて、組合員の貯金の受入、組合員への資金貸付等の信用事業、組合員生産物の委託販売事業、又は組合員に漁具、材料、日用品供給の購買事業等の経済事業を行うこととなった。（経営の項参照）

転じて、昭和16年末今次大戦の勃発、国は全力をあげて戦争目的貫徹に邁進したが、漁業関係も又戦時体制に入り、昭和18年には水産業団体系法公布となり、それに伴い、従来の漁業組合は改組され任命制の役員をもつ漁業会の出現を見た。

従って彦島漁業協同組合も改組、単に下関漁業会の1支所となり、漁業会会員も従来の漁業者以外に枠が拡大され、漁業会の機能も又、従来のものに加えて、更に生産の強化、水産物の供出等、戦時国策に協力するを以って中心使命とする統制機関と化した。

他方、漁業は主として海上で行われるため、軍事機密保持の必要上、又は軍用船舶航行に支障を来さないため、その操業は一層制限をうけ、漁業権行使は従来の行政官庁免許の外に軍関係の許可をも必要とするに至った。

例えば、六連島後山カナシキ及び平岩の両定置網（双方共柵網類に属する壺網）は免許期間中にも拘らず、昭和19年3月には、改めて戦時下増産確保を理由とする許可願を、更に下関防備隊司令宛提出し、軍より

- （1） 必要に応じて一時漁撈停止。
- （2） 網の先端に浮標を敷設してこれを明示すること。
- （3） 機密事項を漏洩せぬこと。

以上の3条件の下に許可せられている。

終戦後は農事改革と共に漁業改革が推進されて、昭和23年には水産業協同組合法が成立、この法の施行で漁業会に終止符が打たれ、漁民協同組織の発展と、その社会的、経済的地位の向上を目指す漁業協同組合が新たに漁村各地区に誕生するに至った。

次いで昭和25年3月には漁業改革の中心法規たる新漁業法の施行、以後2年以内に旧漁業権等は一斉消滅と定まり、それに対しては補償金が漁業権証券交付の形で支払われた。又、新漁業法では新しい民主的機構として従来の行政機関と漁民との間に介在して漁業調整を推進するため、漁民代表を中核とする漁業調整委員会が設置された。

殊に各府県に設けられた海区漁業調整委員会は、漁民の声をきいて、予め漁場計画を定め、これによって漁業権の各種類は海域に番号を付することによって示され、特に共同漁業権については、海面综合利用の見地から多くの漁業協同組合の地先海面に及ぶ広海域の計画がたてられ、その下に漸次新漁業権たる共同漁業権、定置漁業権、区劃漁業権の知事免許がなされた。

六連島は山口県長門南部海区に属するが、そこで行われる漁業には、新しい定置漁業権に規定するような大定置網漁業はなく、又区劃漁業権の内容となる漁業も存在せず、専ら共同漁業権の内容たる漁業のみで、知事許可の漁業さえ殆んど存在しない状況である。（経営の項参照）

## 2 その現状考察

以上で六連島漁業協同組合の生い立ちとその変遷を述べた。元来六連島は離島であって、部落民は血縁を以ってつながる関係が多く、社会的にもその富は平均していて、特別な漁業資本家もない。明治末からは漁業の不振から蔬菜農業を中心として、その経済をたてる主農的漁村として経過して来たのである。現在ではこの島の販売主産物である菠薐草、玉菜、人蔘、午夢等の普通野菜は、一般の嗜好が高級野菜に向うにつれて、その需要は寧ろ減少傾向で、その市場価格も甚だ不安定である。その為、島民もこの農業経営の将来に不安を感じ、雲丹漁業や採藻漁業の外、父祖の時代の如く、一層漁業に精進してこれを振興し、寧ろ漁業を再び島の主産業としようとの意欲が、特に若者達の中に芽生えておる如くである。これ等のことから結局六連島は漁業協同組合を島民が協力してもりたて、これを中心にして漁業発展に持ってゆく外はなからう。



蓋し戦時、戦後の食糧不足、農水産物統制の継続、従って闇物資の横行が農産物、水産物の異常の高値を来し、そのため一時この島にも好景らしいものを齎らした。然し今や時代は異なり、農産物も水産物も共に豊富になって食糧事情も安定した今日、殊には漁業に於ては漁船の一層の機械化、大型化、漁具の進歩発達に依って、魚類の回遊を待って行われる沿岸漁業の衰微が特に問題となっている現状では、如何にして、この島の経済を漁業に依って打開し、打建てて行くべきかは仲々困難な問題である。

然し、この島も曾っては島民が協力して漁業に精進した歴史を持っており、古来此処に行われた網組制に依る地曳網漁業一つ採りあげてもこれを窺うことが出来る。

現にこの島の八幡社に奉獻の大網組(17軒)古網組(22軒)の2つの絵馬もこれを如実に物語っている。又、島の故老も、遠山、要害、先の要害に位置した魚見衆の指揮に従って、十数隻の網船が一斉に而も整然として捕魚に従事し、その盛時には一漁期数千貫の漁獲をあげたことを現に懐しげに回想している。

ともかく、六連島漁業協同組合は、昭和34年3月現在、組合員数は137名、皆正会員(註1)で内57名は婦人会員である。

蓋し、雲丹、てんぐさ、ひじき等の採取が婦人達の手によって行われることが多いためである。

(註1) 組定款第9条第1項「この組合の地区内に住所を有する漁民で、1年中50日以上漁業を営み又は之に従事するものは、この組合の正会員となる事が出来る」

戦前、組合員数は50数名であったが、戦後六連漁業協同組合として出発するに当って急に増加したのは、従来世帯の代表者のみが組合員であったのが、現に漁業をなすものが全部組合員となった為である。その結果1世帯から4人も組合員を出しておる家庭も相当ある。この事実もこの島の個人意識がこの地方の他の漁村部落に比較して相当強いことを示しておるものといえよう。

組合員の出資額は1口500円の計1,170口で58万5千円である。組合長は2年の任期で第1代は端本徳次郎氏、現在第4代中林重彦氏で、氏は再選せられて今日に及んでいる。

従来組合役員は無報酬であったが組合事業の拡大につれて、その報酬が決議され、組合長年間3万円、専務理事は5千円と定められている。なお別に1名の専任職員がおかれているが組合に専任職員を置くの件は戦前から組合事務の渋滞、不敏活に関連して屢々問題になった。当組合も漸く再建計画第1年目の計画に折込んで、昭和32年2月以来これを置いている。これで漸く組合事務も促進され、書類も整備されつつある。

次に島の部落組織機構は別表1の如くであるが、これを見ても現在当組合の、この島部落に於ける位置が推察され得るが、これについては後述する。

組合の事業としては、信用事業はなく、単に婦人部、漁協婦人部に対して、漁信連に於ける個人名義の積立貯金を奨めて、組合員の貯蓄意欲の昂揚を計っている程度に止っている。

又組合としては、どこにも見られる購買事業もなく、これは別表1のように部落の自治振興会の一事業として有し、部落民の共同出資の下に行われ、専らこの島の日常生活物資の供給に当たっている。

販売事業は別表3のように、てんぐさを主とするわかめ、ひじき等の海藻類の乾製品を組合員から委託を受けて組合名義で販売し、その売却金額の8.5%を組合手数料として差引くものである。元来六連島の周辺は、海流、水温その他の条件がよいらしく、海藻類の繁殖に適し、戦前も昭和の初頭から、折からの沿岸漁業振興策の線に沿って、中でも殊にふのりの増殖の為、屢々県知事、県、郡水産会長、又は下関市長宛、海羅保護施設奨励費を申請し、度々その交付を受けた。この補助の下に、投石、磯洗い、施肥(智利硝石)等を、特に馬島寄り波止鼻付近及び北崎岬から鵜の石鼻付近にかけて再々実施したことが記録されている。

(経営の項参照)

戦後も下関市の助成を受けて、200立坪~250立坪の投石を次第に広範囲に実施し、その効果も見べきものがある。

昭和32年度からは、その事業体は市となり、組合の負担すべき経費も総費用の3分の1と定まったので、組合が組合員より取得する手数料も10%と改め、これを該事業の基本金とすることに決められている。

組合も海蘿漁業が、この島漁業の重要な一つとして、その増殖には特に意を用い、その採取についても組合がその統制に当り、従ってその採取時期、時間、人数等をも定め、特に海蘿の増殖海面に於いては雲丹の採取をも禁じている。それは雲丹の採取に当って、折角投石した海蘿発生用の石を一々起すからである。前記2カ所の増殖海面の中、馬島寄りが、その潮流、温度、その他、その繁殖に適すとされている。曾ってその種苗の附着した石を蓋井島に運んで、その周辺に投石して試したが、その結果は良好ではなかったといわれる。

その他の組合事業としては、製氷、冷凍、冷蔵等の事業はなく、表2に示すように小型定置網漁業と雲丹加工事業とが目下行われている。

この中、小型定置は従来の大敷網であるが、これは過去戦前現組合長中林氏が経営した外は殆んど外部の漁業資本家に漁業料を徴収して貸付け、経営されて来たものである。(歴史の項参照) 新しい共同漁業権免許を機会に組合の自営事業として行うべく計画された。

この事業遂行の為、漁船、漁網等の買入れ、その他の準備のため二百数十万円を要したが、これは一部の自己資金の外は、信漁連、その他からの借入金を以って賄われて、昭和31年の春網から始められて今日に及んでいる。

その網の形式は落網で、身網の設置カ所の水深は約13米、花見鯛、鱸、ふぐ等が主たる目的魚である。

昭和33年度の水揚高は別表2の如くであるが、その水揚金額は前年の320万円に比し、遙かに下まわっているが、この不漁の原因は明らかではない。別表3のように借入金が相当ある今日、この組合自営事業が成功するか否かは、島民の関心の的であり、漁業協同組合発展の上にも、ひいてはこの島漁業確立の上にも多大な影響あるものと考えられる。

次に、雲丹加工事業の状況は別表2に依って大体これを察しうるが、各項にも述べられているように、古来本島独特の事業である。曾っては本島の男女を挙げてこれに従事し、大いに各地に発展したが、現在その原料の雲丹は、殆んどこの島周辺から採取されており、その一部10貫内外が僅かに対岸の竹ノ子島付近から採取されたものである。この事業の盛時、生うに20石以上を生産したのに比しては格段の相違がある。(経営の項参照)

組合事業の概況は以上の如くである。組合自営の外組合員各自の現に行っている本島の漁業は上述の如く、うに、てんぐさの採取、その他、たこ、なまこ、さざえ、あわび等の貝類の漁業の外は、極めて小規模な小型定置3統(樹網類の三角網、漁具の項参照)が現に組合員金山氏名儀で操業されている。(経営の項参照)

六連漁業協同組合の大体の現況は以上の如くであるが、以下に島民願望の漁業発展に関連あると思われる項を次の3方面に分けて、これを考察しよう。

### (1) 島の機構的方面

島の組織機構は、別表1に示した如くであるが、島の現実はこの機構を如実に反映して動いている。いわば、この島は部落振興会と漁業協同組合との2本建の組織であり、而も部落振興会がその首位に立ち、漁協組はそれに隷属している観さえある。

例えば、昭和32年自営定置網の秋網操業計画の際にも、漁協組合長から自治振興会長宛、まるで外部の市長か県知事宛に提出するように、その操業の目的、理由を記した願書のようなものに、所要額を記した計画書を添付して「……………よろしく取計らいを願う」との書類が提出されている。通常話し合いで済むと思われることに、この形式主義はどうしたことか。

而も漁協組合員は同時に自治振興会員であり、その振興会の下部機構をなす購買部の出資者で、自家発電組合員でもあり、同時にその殆んどが農会の組合員(42戸)できさえある。そしてそれ等の各団体はそれぞれの所属事項について、各別に会議を開いている。

県が漁協組の再建計画で、この島の漁協組を昭和31年12月、再建組合に指定したが、提出された第1年度の計画書にも「これ等種々の会合開催の機会を利用して、漁協組の現状を述べ、組合員の協力を求め、且つ

その希望をきく……云々」と述べている。

これ等のことに表わされている根本にあるものが、漁協組の発展、ひいてはこの島漁業の発展を阻害しているのではないかと考えられる。我々がこの島の調査に当たっても、蓋井島の場合と同じく、先づ漁協組合長宅に挨拶に行ったが、これがその後の調査の不円滑を結果したのは寧ろ我々の甚だ意外とする所で、島の封建的な機構の壁に先づぶつかったものというべきであろう。

昭和32年末漁協組合長の劇務に対して、報酬3万円也が漁協組の総会で決議されると、一方他の会議では同じく3万円也が振興会長の報酬として決められている。而も漁協組の総会の議長は常に振興会長である。

又、振興会系統下の農会は彦島農協に属し、農器具、肥料等はこれを通じて購入されており、而も漁協組合員の中専業1名を除く外は皆この会員でもある。

最近購売部の益金を基礎に、その売店の前面に約300坪程の海岸埋立地が完成したが、それに附随して小舟5.6隻をあげる程度の舟揚場が造成された。後者の費用は漁協組がこれを負担し、同じくその埋立地の一隅に小さな油倉庫が建てられたが、これには漁協からも出資されている。蓋し、石油類は農業機械化に伴い、漁、農共にこれを必要とするからであろう。

又、農事研究推進部と水産青年研究部とが各所属別に存在し、最近では漁協婦人部が漁協組所属として発足した。

この島の機構がこのように、種々の影響を島の統一体としての活動に与え、これがひいては漁業発展上にも様々の障害を来しておると考えられるが、これを何とか調整出来ないものであろうか。

勿論種々の機関を独立存在させ、従ってその予算、会計も別異にすることは理論的ではあろう。

然し対岸の諸地方の農漁村とは異り、この狭い離島で、殆んど同じ場所に密集して住居し、島民の殆んどが農民であると共に漁民でもあるのに、なんの必要があって、このような対立的機構を持ち、官僚的対人関係を必要とするであろうか。

端的に言えば、蓋井島のように1本建の組織になり得れば理想的である。蓋井島は現在漁業協同組合の部落中心制が確立し、漁協組合長は同時に部落振興会長、豊西農協監事で、農事についても島を代表し、一方PTAの会長をも兼ね、このように行政面は勿論のこと他方、島の祭事から年中行事、日常生活物資と農、漁業上の必要品の供給まで殆んど一切が漁協組の任務となっている。このように漁協組が蓋井島協同社会推進の中核体をなしているのである。

六連島は同じ離島でも、蓋井島とはその環境も異ってはいるが基本的には、地縁に依るよりも、血縁に依る共同社会であることは全く同様である。

ただ蓋井島は島部落として、農業よりも漁業の開発、発展にその経済の基盤を求めるの外なく、これに反し六連島は現在も蔬菜栽培に主力が注がれ、それからの利益を基盤にして島の経済が建てられている点も異っている。

## (2) 精神的方面

これに関しては別の項でも言及されているが、要するにこの島には最早、昔のような純朴な気風は次第に地を払い、又社会共同意識も比較的稀薄となっており、寧ろ商人的の自利意識というか、利潤迫及意識とでもいべきものが支配的になっていると想像される。

これは時代の影響に依るのは勿論であるが、同時にこの島が過去雲丹漁業を大いに発展させて来たが、その漁業経営に当たっても、下関等の問屋の資金によって営業的活躍をなす必要上、又蔬菜栽培出荷に当たっても、値段の上下に機敏な商人的、企業家的の英智を必要とすることが、この気風を招来したものと見えよう。現にこの島の教育者も昔はこの島も大いに純朴の気風があったと述べている。

我々がこの島の調査に当たっても島の故老達に来て頂き、茶菓を供して、その話を聞いたが、後にその人達の日当を請求されて、啞然とした。これも矢張この意識の自然の発現と見られるのであって、この点寧ろ現代的に割切っていて淡泊かもしれない。

さて漁協組合当事者の啓発指導の努力にも依ろうが、島の人々も漸く漁業に進出することを考え、島の将来の発展上、漁業の大切なことが次第に認識されて来たようであるが、此処に見遁し難い基本的な問題がある。

それは漁業を卑しむ気風が島人の意識の底に強く残っていることだ。他の地方に於いても、農村部落が漁村部落に対して一種の優越感を持っておるのが一般的ようであるがそれかといって昔から農村的部落であると同時に漁村部落でもあって、漁業上大いに島民が協力活躍した歴史を持つ、漁農合一のこの島としては聊さか不合理な感じがする。

然し、現にこの島では二、三男を漁業に従事させようとする父兄は殆んど無く、従って子弟は義務教育を終えても、水産学校ではなく、一般の高等学校乃至は商、工業高校等尚進んでは大学に入るものもある。兎に角父兄は専ら俸給生活者として、二、三男を社会に送り出そうと考えており、本人達も又そのように志向しておるようである。このことは二、三男を分家さすよりも寧ろ上級学校にやり、外部に俸給生活者として出す方が、より経済的であるとの考えにも依ろうが、基本的には漁業軽侮の気風によるものと考えられる。

もっとも一方には優秀な水産青年もあり、中には自分等の実地にやっている海羅の研究を発表するもの、又は下関市の推薦を受けて、鳴門その他のわかめ漁業を視察して来たものもあるが、彼等は皆世帯を受け継ぐ長男である。

結局、この島漁業発展の為にはこのような自利心を協同一致の精神にまで高揚し、同時に漁業尊重の精神をも振起することが基本と考えられる。

### （3） 施設乃至は技術的方面

#### （イ） 漁港の整備

漁業の発展には、先づその基礎施設として、漁港が整備されておることが重要である。六連島は現在島民の希望する漁港法に依る第1種漁港としての指定も受けてなく、その施設は極めて貧弱である。今海岸には一方から突堤が出ているだけで、何等漁港としての体裁も整えられてはおらぬ。

従って暴風時には、皆漁舟は陸上に引揚げ、渡航船も、国の検疫船も、又漁協組所属の運搬船までも、皆下関港に避難せざるを得ない現状である。その上、漁舟の引揚場さえ、甚だ狭隘を極めた形だけのものに過ぎない。

#### （ロ） 漁業協同組合事務所

あの島民の生活の粗朴な蓋井島の漁協組合事務所が、島の前面に位置した青ベンキ塗り2階建の一際目立つ堂々たる建物であるのに対し、この六連島では、組合事務所を尋ねあてるとは寧ろ困難だ。振興会所属の売店が堂々と正面にあって、漁協の組合事務所はその片隅に漸く存在している。

このことは漁協組合のこの島に於ける地位を皮肉にも象徴している感がある。

これから見ても島の人々が、今のところ漁業発展に協力しておるとは決していえない。

蓋し、この島の売店は蓋井島より遙かに高級な食品、その他生活用品を並べており、又、通学生や通勤者、その他の服装からも、この島の個々の家は相当に経済的に余裕のあることが推察出来るが故に一層その感が深い。

最近設置された書記も、蓋井島のように有力な島民の子弟が、その地位について、漁業関係事務に精進して組合理事者を補助し、且つは漁業知識の修得に努めておるに反し、この組合では、この島に關係のない対岸の人が雇われて、その地位についている。この事実も又島民の漁業に対する熱意如何を示すものだ。

#### （ハ） 漁業技術の習得

漁業から主農的に変転して来た、この島の人々の漁業上の技術は、現在最早他浦の漁業者に比して遙かに劣っている。

「近頃の若者は網の修繕一つ知らない」とこの島の故老は語っているが、この言葉は、この島の漁業の現状を端的に表現しており、漁業技術の修得こそが先づ急務であることを教えている。現在小型定置網漁業が

自営されておることは述べたが、その船長（兼漁撈長）は勿論のこと、主要な乗組員は他の地方から傭われている。（経営の項参照）

内2乃至5名程がこの組合員である。これも各家の廻り持で1日宛交代で乗組む定めであり、これに依ってこの漁業技術に習熟せしめ、漸次組合員の乗員を増して、遂には漁協組合員のみを以って、操業し得るようにと計画されておると聞かすが、この事業が始って以来、漁協関係の乗員が増加する傾向は見えない。

結局、六連島の漁業は農閑期漁業の域をあまり出ないものであって、長男のみが島に残って家業を継いでいる現在では、如何に農業用道路を整備し、又、動力に依る農器具を採用し、化学肥料の使用に転換しても、家業を継ぐものを中心とした限定労働力だけでは、諸般の漁業を盛大にする為の余剰労働力が出て来る筈もなく、従って漁業技術の獲得も極めて困難といわねばならぬ。

現に我々の調査中も、交流協定に依る関係他浦組合の漁船がわかめ刈、その他銚突等に十数隻が出漁して、この島の沿岸で活躍しているのが見えたが、この島には最早現在では彼等に匹敵するわかめ刈や、磯見の技術を保有する者さえ殆んどいない有様である。

(二) 新漁業の開発

これも概ね先づ、漁業技術の修得と資金の確保が先決問題であるが、六連島漁協組合は現在餌料獲得（主として鯛釣用のえび）の為の底曳網漁業を希望しており、又下関市が設備している漁網を借り受けて、サワラの流網漁業を操業しようと計画している。

島をあげて、海蘿の増殖に邁進しておることは前述したが、海蘿や雲丹等は交流協定に依って、その採取が禁止されておるにも拘らず、このせっかく、この島で増殖に腐心している海蘿が、付近で操業している他浦漁協組合の漁業者に依って採取されているらしいので、これに対処するため、この島の漁協組合では、区劃漁業権の設定を希望している、然しこの種の漁業権の設定は漁業法上困難であると考えられ、寧ろ新権利の設定よりも、確立さるべき漁業者道徳に俟つべき問題と思う。（経営の項参照）

又、他方現行の漁協組自営の小型定置網漁業が操業開始当時は、前記のように相当漁獲を揚げ、例えば2貫目物の鯛だけでも2,000尾も水揚げした。そのため借入金の返済や舟、網等の償却に相当額を充当することが出来たが、33年度の不漁では、この余裕はなく、現在組合の借財はそのまま相当残っている。（別表3参照）

34年度の現在は新しい船長も雇い入れて操業中で、漁協組合としては成功間違いなしと意気込んでいる。結局、この自営漁業の推移が、余り芳しくない為、この島の漁協組合も本邦一般の貧弱な漁業協同組合と同じく、漁業権保有に基づく手数料、漁業料、又は時としてある漁業関係の補助金、助成金若しくは補償料に（この島についてはレーダー設置関係の漁業補償一註2、及び日新タンカー関係の海水汚染補償）、依存しているような現状であり、これではこの島の漁業の前途甚だ多難であるといわねばならぬ。

(註2) レーダー関係の補償金の請求については島をあげて協力した模様であるが、既に第1回分の約90万円が支払われ、之は組合員の漁船保険の資金に充当したとの事であるが、今後の第2回、第3回分が如何様に処分されるかが注目すべき問題である。之が組合員に分配されずに、漁業協同の為に有効に使用されるのであれば、この島の漁業の発展にも聊さか希望が持てるというものである。

別表1

1 島の社会機構

○六連島漁業協同組合

|     |     |    |     |      |
|-----|-----|----|-----|------|
| 組合長 | —理事 | 5名 | 組合員 | 138名 |
|     | —監事 | 2名 |     |      |
|     | —書記 | 1名 |     |      |

水産青年研究会 漁協婦人部（昭和33.9発足）

会長—会員 5名（各組より1名ずつ）

○自治振興会

|                   |     |      |              |              |              |
|-------------------|-----|------|--------------|--------------|--------------|
| 会 長               | 1名  | 副会長  | 1名           | 会 計          | 1名           |
| 自家発電              | 1名  | 購売担当 | 1名           |              |              |
| 農会会長              | 1名  | 同副会長 | 1名           |              |              |
| 農事研究推進部           |     |      |              |              |              |
| 部 長               | 1名  | 部 員  | 5名(各組より1名づつ) |              |              |
| ・六連島青年団           |     |      |              |              |              |
| 団 長               | 1名  | 副団長  | 1名           | 会 計          | 1名           |
| 団 員               | 11名 |      |              | (年令(男) 30才迄) |              |
| ・六連島消防団(彦島分団六連島班) |     |      |              |              |              |
| 班 長               | 1名  | 副班長  | 1名           | 会 計          | 1名           |
| 団 員               | 15名 |      |              | (年令30才~40才迄) |              |
| ・六連島婦人会           |     |      |              |              |              |
| 会 長               | 1名  | 副会長  | 1名           | 役 員          | 5名(各組より1名づつ) |
|                   |     |      |              | (年令40才以上)    |              |
| ・六連島母の会           |     |      |              |              |              |
| 会 長               |     | 副会長  |              | 役 員          | 5名(各組より1名づつ) |
|                   |     |      |              | (年令39才迄)     |              |

## 2 漁業協同組合の自営

## (i) 小型定置網

## ・漁獲高

(昭和33年度)

| 漁 業 別 | 主要漁種別 | 水 揚 高  |            |
|-------|-------|--------|------------|
|       |       | 数 量    | 金 額        |
| 第2種共同 | 小型定置網 | 1,000貫 | 1,762,537円 |
| 計     |       | 1,000貫 | 1,762,537円 |

## 別表2

## (ii) 自営生産原価計算書

(昭和33年度)

| 科 目   | 内 訳     | 小 計      | 合 計 |
|-------|---------|----------|-----|
| 材 料 費 |         |          |     |
| 販売手数料 | 94,518円 |          |     |
| 販売諸掛  | 63,597  |          |     |
| 運 賃   | 3,145   |          |     |
| 燃 料   | 30,550  | 191,810円 |     |
| 労 務 費 |         |          |     |
| 給 料   | 629,200 | 629,200  |     |
| 諸 経 費 |         |          |     |
| 食 料 品 | 185,945 |          |     |
| 消 耗 品 | 22,705  |          |     |
| 修 繕 費 | 126,909 |          |     |

|       |        |         |           |
|-------|--------|---------|-----------|
| 保険料   | 3,600  |         |           |
| 光熱費   | 20,235 |         |           |
| 旅費及通費 | 12,560 |         |           |
| 雑費    | 15,110 | 387,064 |           |
| 合計    |        |         | 1,208,074 |

(ハ) 雲丹加工事業

(昭和33年度)

| 品名    | 数量     | 金額        | 備考                                 |
|-------|--------|-----------|------------------------------------|
| 中瓶入うに | 5,714本 | 950,980円  | 製品棚卸80本 @170<br>金1万3千6百円也は含<br>まない |
| 汐うに   | 26貫265 | 72,915    |                                    |
| その他   |        | 5,000     |                                    |
| 合計    |        | 1,028,895 |                                    |

3 資産関係

(イ) 有形固定資産明細表

(昭和33年度)

| 科目 | 明細    |                      |             | 減価償却<br>引当額 | 現在額         |
|----|-------|----------------------|-------------|-------------|-------------|
|    | 名称    | 構造規模                 | 取得価額        |             |             |
| 建物 | 油倉庫   | レンガコンクリート<br>8.68平方米 | 40,032<br>円 |             | 40,032<br>円 |
| 漁船 | 六連丸   | 木造2.47吨 15HP         | 805,285     |             | 494,168     |
| 漁網 | 小型定置網 | 2統                   | 2,271,874   |             | 1,297,522   |
| 合計 |       |                      | 3,117,191   |             | 1,831,722   |

別表 3

(ロ) 外部出資明細表

(昭和33年度)

|       | 明細        |      |               | 払込済額    |
|-------|-----------|------|---------------|---------|
|       | 出資先       | 出資口数 | 出資増額<br>掛込未済額 |         |
| 系統機関  | 県漁連       |      |               | 50,000円 |
|       | 県信漁連      |      |               | 190,000 |
|       | 農林中金      |      |               | 9,000   |
|       | 系統機関出資合計  |      |               | 249,000 |
| 系統機関外 | 漁業信用基金協会  |      |               | 100,000 |
|       | 漁業公社      |      |               | 30,000  |
|       | 唐戸魚市場     |      |               | 83,300  |
|       | 系統機関外出資合計 |      |               | 213,300 |
| 合計    |           |      |               | 462,300 |

## 負債の部

## (1) 借入金明細表（信用事業以外の事業の借入金）

## ・種別借入先別増減

（昭和33年度）

| 区 分  | 前年度末残高    | 本年度借入金     | 本年度償還額     | 本年度末残高     |          |
|------|-----------|------------|------------|------------|----------|
| 手形供入 | 県信漁連      | 1,100,000円 | 1,610,000円 | 2,510,000円 | 200,000円 |
|      | 下信金庫      | 200,000    | 1,100,000  | 1,300,000  |          |
|      | 役員        |            | 610,000    |            | 610,000  |
| 合 計  | 1,300,000 | 3,320,000  | 3,810,000  | 810,000    |          |

## ・用途別借入残高

| 用 途    | 前年度末残高     | 本年度借入高     | 本年度償還高     | 本年度末残高   |
|--------|------------|------------|------------|----------|
| 短期自営事業 | 1,300,000円 | 3,320,000円 | 3,810,000円 | 810,000円 |
| 合 計    | 1,300,000  | 3,320,000  | 3,810,000  | 810,000  |

## 4 受託販売事業

## (1) 受託販売品

（昭和33年度）

| 品 名 | 本年度取引高 |            | 受入手数料 |          |
|-----|--------|------------|-------|----------|
|     | 数 量    | 金 額        | %     | 金 額      |
| 海藻類 | 2,150貫 | 1,221,790円 | 8.5   | 104,458円 |
| 計   | 2,150  | 1,221,790  |       | 104,458  |

## 十一 六連島漁業協同組合の経営

## I 沿革

六連島漁業組合ができたのは明治37年であるが、41年に解散、42年彦島漁業組合に合併されている。この合併は六連島を行政上彦島に編入したということに因るものではあるが、この合併を可能、また必要ならしめたものは、地図を見ても容易に理解できるように、六連島が約4軒離れた彦島と共に竹ノ子島を擁し、対岸の北浦筋の綾羅木、安岡、吉見及び吉母の諸浦と相對して、これら諸地域に囲まれた海を利用する沿岸漁業経済圏を形成しているという歴史的、地理的及び経済的理由によるものである。彦島漁業組合は彦島の海士郷、追と西山、福浦の3組合の外に、竹ノ子島及び六連島の5組合の連合体であるが、彦島漁業組合のなかでの経費分担率が下記の割合であったということは恐らく当時のそれぞれの組合の規模を反映したものとみて差支えないであろう。

|      |      |
|------|------|
| 海士郷  | 43 % |
| 追と西山 | 15   |
| 福 浦  | 10   |
| 竹ノ子島 | 13   |
| 六連島  | 19   |



然るに、明治末期のトロール漁業の輸入とその泡沫的ブーム、第一次世界大戦期の潰滅を経験した後、下関を根拠地として共同漁業（現在の日本水産の母体）が残存7隻のトロールを以って、大正8年再出発し、続いて、9年には動力化した手繰船がこれまた下関を根拠地として操業を開始し、爾来、下関が西日本における最大の近代漁業の基地として発展したという過程は下関周辺の沿岸漁業に、従ってこの漁業組合の経営にも大きな影響を与えずにはおかなかった。現存資料に拠っても、前述の漁業組合の大正4年の決算報告書にはこのような近代漁業の影響については何等の報告がないのに反して、昭和7年の同組合の決算報告書には明瞭に現われている。この影響とは近代漁業の発達に伴う漁船の往來の頻繁が魚群の襲来にどのような影響を与えるか、近代漁業の基地に相応するための漁港修築が漁場を如何に壊滅したか、豊富低廉な近代漁業の漁獲物が市場販売競争において沿岸漁業経営をどれだけ圧倒したか、である。昭和7年の決算報告書はつぎのように述べている。

『……………組合員の漁業は何れも逐年漁獲減少し、且つ経済界の不振は著しき脅威を加え、今や殆んど死線に彷徨しつつありて、自然、精神統一上にも少なからず悪影響を与え、剩え、唯一の安定漁場として保護しつつある小戸口は近く下関漁港の修築工事を控え、その不安と沖合魚礁は機船底曳網及び資本家漁業のため逐年荒廃せられ、魚群の襲来昔日の比にあらず、何れも愁眉を開くの時なきを一般に憂慮しつつあり』

また、漁獲物の販売競争についても、組合経営の共同販売所がついに遠洋漁獲物の販売のための魚市場に対抗できないことを『……………共同販売所は、前年に引続き、大量漁獲物の不漁を重ね、剩え、下関魚菜市の開始によりて経営至難の現状にあるを以て……………』と報告している。

沿岸漁業の地域的単位をなす漁村、或いは漁業組合を分析する場合、単にその現状がどうであるかを見るのみでは不十分である。漁村或いは漁業組合が内在的、或いは外来的諸影響の下に如何に変貌しつつあるかを動態的、歴史的に把握することが必要である。さもない限り、その変化の将来の姿を科学的に予見することは不可能だからである。概括的にいえば、漁村、或いは漁村組合はその置かれた位置によって4つの類型に分けることができる。(1) 近代的、遠洋漁業に近接するもの、(2) 農漁兼営が支配的なもの、(3) 漁業専業が支配的なもの、(4) 離島その他の特殊な条件下にあるもの、これである。(1)は近代的な遠洋漁業の基地と相接することから生ずる両者の直接的競争が漁村、或いは漁業組合を如何に変化させるかを示し、(2)と(3)はその近隣に工業都市が発達する場合、その影響がそれぞれ如何なる形で現われるかを示し、(4)は前述の(1)乃至(3)の場合の影響はないにも拘らず、離島という特殊条件の故に漁業それ自体の発達が如何なる形と方法で制約されるかを示すからである。六連島を含む彦島漁業組合の場合は正に(1)の型に属するものであり、六連島のみを他から切離して見た場合は(4)の型に属する。このことは主として漁場の自然条件に起因する釣、或いは網漁業などを基準とする漁村類型を決定する方法とは根本的に違った分析方法である。釣或いは網漁業の何れであろうとも、(1)の条件からくる影響は漁村に決定的な打撃を与える。その最も明瞭な形で現われたものの一つがこの六連島漁業なのである。

西日本最大の近代漁業の基地として下関の発達が六連島漁業に与えた打撃の結果は、最早沿岸漁業に将来性を認めることのできなくなかった漁民が、昭和6年の所謂満州事変を契機として、7～8年頃から次第に盛んになった農作物の満州向輸出の増加に着目し、六連島経済の重点を漁業から農業に転換したということである。当時、下関は農作物の大連向積出の中心地であった。六連島が輸出用ホーレン草の産地として有名になったのはこの頃からである。そしてその状態は、基本的には、大陸向輸出の断絶した戦後にもなお依然として存在しているのである。

漁撈漁業の不振を打開するために採られた他の方法は島の海岸を利用する浅海養殖であった。例えば、昭和6年7月、彦島漁業組合六連島地区理事田中甚人が山口県知事宛に提出した『海蘿養殖施設に対する水産業奨励費交付願』はこれが行詰った漁民の家計を救済するための一つの方法である旨を明記している。

『本六連島は四面海を以て囲まれ、沿岸線3里を有し、海蘿の着生に適し、往時、相当繁茂しつつありしも、何等人工を加うるの術を知らず、放任の折柄、年々減収して殆んど昔日の半ばにも達せざるを以て、昨

年末、技術者の指導を得て磯洗いを施したるに、その成績見るべきものありて、その真価を認め、養殖設備をなし、磯掃除機を以て磯洗いをなし、岩石の整理を行い、施肥をなして多収の方法を講じ、行詰まれる漁民の家計を救済するの一助たらしむべく、副業の新興に資するを以て目的とす』

以上の経過から明らかなように、六連島の経済は島民が個別的に経営する農業と漁業、並びに島営＝漁業協同組合経営の漁業に大別される。問題はこれら諸経営のうちの漁業部門の振興がどの程度に島民の家計の向上に寄与するか、という点である。

なお、彦島漁業組合に吸収合併されていた六連島漁業組合が分離独立して現在のような六連島漁業協同組合になったのは戦後の漁業制度改革以後のことである。

## Ⅱ 事業態様

六連島漁協は45世帯、137人の組合員から成り、(A)組合員が自己の計算で行う漁撈(B)組合が指導し、生産から販売までを統制している雲丹加工、天草採取及び小型定置網、に分れる。(B)の比重が(A)よりも大きいということがこの漁協の特徴である。例えば、(A)組合員水揚額と(B)組合販売取扱額とを比較すると、

|               | (A)      | (B)      |
|---------------|----------|----------|
| 昭和 28～30 年間平均 | 2,203 千円 | 1,019 千円 |
| 32            | 606      | 4,545    |
| 33            | 1,762    | 4,013    |

(註) 六連島漁協から山口県庁水産課に提出した再建計画書による。

(A)の主要なものは12月から翌年3月までの間に行われる鰯流刺網である。例えば昭和25年の操業成績をみても、日進丸(1.73吨、9馬力、乗組員5人)のみであり、26年度の出漁計画書をみても、前述の日進丸外3隻、何れも2吨未満、9馬力、乗組員19人という沿岸漁業のなかでも典型的な小規模経営である。このことは下表の25年の日進丸の操業実績からでも看取できるように、日数からみた操業日が22.5%、1人1日当り粗収入が僅か1,140円、これから漁船修理費、網代、重油費などの操業経費を控除すれば、乗組員の労賃に相当する手取部分が如何になるか疑問である。

| 月     | 操業日数 | 漁獲量(貫)    |
|-------|------|-----------|
| 12    | 5    | 320       |
| 1     | 10   | 3,500     |
| 2     | 5    | 600       |
| 3     | 7    | 2,500     |
| 合計    | 27日  | 6,920     |
| 売上金額  |      | 685,000 円 |
| 1貫目当り |      | 約 100 円   |

島民が個別的に営む漁撈には、この外、1本釣がある。32年現在の漁船数はつぎのようになっている。

| 動力の有無 | 隻数 | 吨数   | 就業種目              |
|-------|----|------|-------------------|
| 動力船   | 14 | 19.2 | { 定置網 1<br>1本釣 13 |
| 無動力船  | 3  | 3.8  | 1本釣 3             |

1本釣と前述の鰯流刺網とは島の小規模経営の性格を最もよく示すものであって、ある年は1種目を、他の年は他種目を操業すること、漁船も亦転売その他による移動が多く、漁業とはいえ、それは漁船の分類だけのことで、その経営は小間物店のようにならなり、漁業専門的な性格をさえ時として失っている。この点、島の農業が比較的一貫性をもっているのとは極めて対蹠的である。この一本釣の不安定性がこの漁船を

農作物運搬船に転用させる原因である。

(B)に属する漁撈としては大敷網がある。これは山口県日本海側漁業種目の一般的現象であって、4～12月までは9、10月の農繁期を除き操業されているものである。これと前述の鰐流刺網漁業を組み合わせると、個人、或いは組合による経営という差はあるにしても、一応周年操業に近い形態が生ずる。この外、3、4月に亘って、組合が指導し、島内婦女子に行わせる貝藻類採捕がある。これは一定日を限り、婦女子を動員して採捕させ、組合が蒐荷して販売するという天草採集と、潜水の関係から事実上青年男子でなければできない雲丹採取の2つの種目に分れる。後者は組合経営の加工場で墾詰にするための原料であるが、地元の雲丹採捕だけでは原料として不足であるところから、対岸の吉見、吉母の海岸あたりまで採捕に出かけるか、或いは他処が採捕したものを買付けるかの方法を講じている。従って、組合の自営計算で操業している種目は漁撈では大敷網、貝藻採捕及び雲丹加工の3つである。

六連島漁業は、上述のことから容易に推定できるように、狭い地先水面に抛った小規模、零細沿岸漁業の典型的事例の一つである。漁撈活動を更に沖合に拡大しようとしても、島内にこれを指導し得る経験者がいないという欠陥をもつ原因である。例えば、32年の定置網の経験をみても、船長(漁撈長)を瀬戸内海の室津から雇入れ、この島内の各家から輪番制で乗子を出してこれに参加させなければならなかったという事例の如きこれであるが(船長は食費を含め月給1万5千円の季節契約、乗子は日当300円)、古い経験をもつ沿岸漁業でさえ総じて経営不振であって、対岸北浦筋でさえ沖合に出漁しない限り、魚はいないと歎いている際、此処の漁業だけが例外的に好況であり得るためには、よほどの好漁場を見出すか、或いは特別有利な販売先をもつかの外には不可能である。既に昭和の初め以来、下関基地の発達が従来の沿岸好漁場を破壊したということがこの島の漁業不振化の原因であったとすれば、その原因は今日なお聊かも解消してはいないからである。組合自営の定置網にしても、定置網其者が現在の動的漁法の前に敗退している事実からみて、これ亦例外ではない。

従って、六連島漁業の将来性を見出すためには海岸を利用した養殖以外にはない。従来からの天草、雲丹の採捕では成程部分的には投石、清掃などの方法が行われてはいるが、これはまだ本来の意味の養殖とはいえない。

このことを裏書するものは組合自営の3種目の販売額の低さと遞減傾向である。

|       | 小型定置  | 天草採取  | 雲丹加工  | 合計    |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 昭和29年 | —     | —     | 215   | —     |
| 30    | —     | —     | 226   | —     |
| 31    | 300万円 | 300万円 | 250万円 | 850万円 |
| 32    | 320   | 137   | 120   | 577   |
| 33    | 176   | 122   | 104   | 402   |

(註) 再建計画書。小型定置及び天草採取には29、30年の金額が出ていない。

いま、これを個別的に小型定置から検討すると、32、33両年の比較で操業が縮少し、利益も又殆んど半減していることが分る。

|      | 32年        | 33年        | 比較             |
|------|------------|------------|----------------|
| 漁撈収入 | 3,208,409円 | 1,762,537円 | (-) 1,445,872円 |
| 支出内訳 |            |            |                |
| 油代   | 42,600     | 30,550     | (-) 12,050     |
| 人件費  | 1,037,974  | 629,200    | (-) 408,774    |
| 修理費  | 114,463    | 126,909    | (+) 12,446     |
| その他  | 923,753    | 421,415    | (-) 502,338    |

|     |           |           |             |
|-----|-----------|-----------|-------------|
| 合 計 | 2,118,790 | 1,208,074 | (-) 910,716 |
|     | (註) 再建計画書 |           |             |

32年については、漁船償却 円 227,916、支払利息 円 142,980、網償却 円 722,813が算出されているが、これを加算すれば、支出合計 円 3,212,499、従って純利益は僅か 円 99,624、分り易くいばえ、300万円の水揚があって純利益は10万円、収益率3%にすぎず、これでは収支辛うじて相償ったという程度であって、投資誘引の対象にはならない。

33年についても、概算ではあるが、漁船償却 円 160,000、支払利息 円 150,000、網償却 円 780,000を加算すれば約 円 536,000の欠損になる筈である。このことは小型定置網漁業においては漁船、漁網の固定的償却費の比重が大きく流動的諸経費を若干切詰める程度では採算が合わないことを示すものである。漁撈収入の増減が一に全く魚群の来襲如何に依存するという不安定操業の性質をもつからである。計画書も『前年の約2分の1不漁といえる。原因不明』と述べている。

六連島漁協から県庁水産課に提出した再建計画書の重要な欠陥は、定置網は勿論、以下の天草採取や雲丹加工にも等しく見られるように、数量的把握が欠けているということである。これは六連島の実態調査での聴取の際にも感じられたことであるが、漁撈収入が漁獲物数量と販売単価の積である以上、この収入低下の主要原因が数量の減少に因るものであるか、それとも単価の低下の結果であるかが明瞭に把握されない限り、その対策を究明することは極めて困難である。例えば、前述の油代にしても、漁船の航行距離の短縮によるものか、或いはより経済的使用効果の故かを検討しない限り、支出経費の効率を算出することはできないにも拘らず、総じてこのような研究が著しく立遅れていることは沿岸漁業共通の欠陥であって、六連島も亦その例外ではない。

こうしたことは事業担当者には或いは既知の経験的事項として記憶されているのかも知れない。だが、これらのことも記録され、年々の実績と比較対照され、さらに第三者の検討を経過しない限り、経営改善のための客観的基礎とはなり難いであろう。経営改善とは何か特別な奇想天外の事を持ち込むことではない。現実の経営実績の上に一歩宛部分的欠陥を是正することの累積なのである。さらに進んでいけば、数量的把握を欠ぐこの形式の再建計画書が経営の監督、指導の上に果してどれほど役立つであろうか、という疑問である。

天草採取は、既述のように、3月末から7月までの間の大潮の日を選び、島内全家族、特に島内婦女子によって採取される種目であって、殆んど専ら簡単な道具による採取、従って労働支出のみで足る作業であるが、この収入が参加1婦女子当り如何になるかという労働日単位の計算は行われなくて、組合の集荷、販売収入に対する一定率（例えば、31年は5%、32年は8.5%）の組合手数料収入だけが問題とされている。従って、組合収入が増加したとしても、若しそのために支出された婦女子の労働量により多くの無駄があったとすれば、それだけ婦女子が他に充用し得べき労働力を失うことになるにも拘らず、支出労働力の効率と天草販売の結果、各人宛に支給される金額との比較が計算されておらず、結局、婦女子の労働力価値を無視した結果となっているのである。

雲丹加工の主原料は島内採取量と他箇所からの買付量との合計で、これに副原料たるアルコール、塩、包装材料たる空壺及び王冠を加えて材料費、これに加工賃（5人、約60日、日当200円）を加えて製造原価が算出される。例えば、昭和27年六連島漁協から県庁漁政課に提出した運転資金計画によれば、雲丹約3千本を製造するために、

|         |      |
|---------|------|
| 副原料及び資材 | 60万円 |
| 加工賃     | 6 "  |
| その他雑費   | 5 "  |
| 合計      | 71万円 |

を要することになっている。これに加えらるべき主原料の予定入手量が不確定であることから、この費目を

計上し得なかったのかも知れないが、六連島の雲丹製造が年間僅かに3~4,000本程度（下関の雲丹の年間総生産は7~800万本と概算される）にすぎないということは、水産加工業のもつ原料入手量の不確定という一般的性格に加えて一経営にもなり得ない程の小規模生産という致命的欠陥をもつことを示している。

以上述べた定置網、天草採取、雲丹加工の3種目は組合自営のものであるが、ここの特徴は、他の漁協とは違って、この組合自営種目が他の個人経営種目よりも規模が大きく、六連島漁業の主要部分をなすということである。これは数十家族から成る離島の小社会が、狭い島内地域の永年の生活のうちに自然的に形成した共同体精神を基礎とするが故であろう。然し乍ら、これら種目の何れを採り上げても、それ自体としては都市の小商工業とも比較にならない程の零細規模である。例えば、六連島が代表的水産業と自称する雲丹加工をみても、年間3~4,000本、1壘の販売価格200円、売上総額6~80万円程度では小売商業としても自立できるものではない。然るに、この自立不可能の漁業からの低所得が農業所得の補充的地位しか占めていないために、この低所得種目さえも維持されているのである。

六連島農業は、既に述べたように、畑作蔬菜農業で、急傾斜面に階段式にそれぞれが猫額大に配置され、総面積約30丁歩、1戸当り7反余（全国平均1丁歩）にすぎない小規模経営であり、島の地勢からみても耕作地の拡張を期待することはできない。従って、ここでは農業機械を使用する余地はなく、施肥、収穫物運搬まで人力に俟つ外なく、役畜とても大きなものを使用することは採算的に却って不利である。このような農業の基礎条件に加えて、島という点から各自個別に収穫物を本土に市場出荷することも不利益である。にもかかわらず出荷は個別に行われ、若干調整がなされているに過ぎない現状である。漁獲物の方は定置関係が大部分である関係上漁協所属の船で運搬しているにもかかわらず、一本釣漁船が農業経営と結びついているがゆえに個別出荷の形を生み出すのであり、農産物市場とは近距離にあるという立地条件がこれを可能ならしめるのである。この共同的態度を維持するものは貧富の差があまりないということである。耕地総面積約30丁歩がすべて畑作、40余戸という構成からでも大自作農の存在があり得ないことは容易に推定できることである。このような農漁の何れもが自立不能で、互いに相補うことによって辛うじて生計を維持するという姿こそ農漁兼営漁村の一般的様相であるが、六連島もその例の一つである。このような共同経営的在り方を社会的に裏打ちしているものは島内の戸数が増加していないということである。これは島内の人口増加を人為的に抑制しているということだけでなく、増加分が島内に止まって生計を立てるのでなく、下関、北九州なりの島外に転出しているために戸数に変動がないということ、これが耕地の再配分を不必要にし、漁業への労働力供給を殆んど一定ならしめていることの原因である。以上述べたところを総合すれば、六連島経済は工業に比べて農漁の成長速度の低いということから、全体的に生計の相対的より劣悪化の途を辿り乍ら、市況に応じて或いは農業に、或いは漁業に依存しているものと見ることができる。大陸向蔬菜輸出の杜絶した後の農業、共同販売所が不成功に終わった後、下関市場を避けて北九州の小倉、戸畑の魚市場への出荷、そして雲丹壘詰のみ下関の販売店を通してという漁業がこれである。

### Ⅲ 経営分析と問題点

六連島漁協の組合員は137人、出資金総額585千円であるが（昭和33年12月31日現在貸借対照表による。以下同様）他の漁協が1人の出資最高を2口程度に限定しているのに反して、ここでは1口出資500円であるのに、最高26口の者がおり、従って、1人平均出資4,270円である。これは島内に組合とは無関係の投資用途がないということの結果である。

準備金1,324千円は利益控除の積立ではなくて、戦後、漁業協同組合改組のとき組合が所有していた建物その他の固定資産を評価して、組合財産としたものと見るべく、固定資産1,832千円との差は爾後の漁網、或いはその他が加算された結果である。この点からみれば、前述の出資金とは組合資本の総額ではなく、単なる現金出資分のみである。

短期借入金810千円と外部出資462千円とは共に系統金融機関との関係であるが、この借入超過分は前述の固定資産に転化していると考えられる。

資金動態面では支払手形及び仮受金の合計293千円は販売掛金と預金に対応し、出資現金が現金と預金に転化していることを考慮すれば出資現金の現有額は、事実上200千円程度に減少しているのではないかと推定される。これが31年末の払込出資金71千円を33年末までに585千円に増額せざるを得なかった理由であり、また、それが預金250千円という比較的多い金額となっている理由でもある。現に、最近3カ年の損失をみても、

|      |           |
|------|-----------|
| 31年  | ¥ 58,785  |
| 32 " | 173,888   |
| 33 " | 121,964   |
|      | ¥ 354,637 |

の示すように、この損失額総計は出資金585千円の60%に相当するほどの高率、即ち、出資金の過半を喰い潰しているのである。このことは、極言すれば、組合経営事業が少しも利益を齎らず、これを埋めるために出資を増額している形である、と見ることもできる。

以上のような極めて劣悪な経営状況の究極の原因は何処にあるか。その第1は多額の設備投資を必要とし乍ら（例えば漁船、漁網）、その種目が最も低能率の小型定置を組合経営3種目のうちの主要なものと考えているところにある。この設備投資は、差当り、系統金融機関からの借入で補われているが、若しこの借入がないとすれば、忽ち経営不能に陥るであろう。漁船或いは漁網の償却額だけでもどれ程多いかは前掲の通りであるが、組合資本（出資金と準備金の合計）のうちの大部分を吸収する小型定置の不振が損益に大きく響いていることは容易に推定される。

第2は比較的堅実に収益をあげ、しかも大した設備投資を要しない天草採取及び雲丹加工が基本的には自然の儘に放置されているということである。増殖面が漁撈に比較して著しく立遅れているということは総じて日本の沿岸漁業の共通の欠陥であるが、殊に六連島が古来の名産を誇る雲丹加工において殆んど全く増殖らしい措置を講じていないということは、これを独立の企業たらしめ得ない許りでなく、漁協としての採算からみても不利である。

以上の2点は要するに小規模経営漁協の経営不振と同様の原因たるものであるが、六連島が計画している小型定置から小型底曳への転換も、そのこと自体は確かにより大規模経営化ではあるが、農漁兼営を基礎とする稼行である限り、その成績を期待することは難しい。底曳漁法が専門化的傾向をもつに加えて、漁船操縦、漁場条件などの点で果して従来の静態漁撈の島民が動態漁撈への適応性をもつかが疑わしいからである。従って、六連島としては、寧ろ増殖面に理論的研究を加え、この方を強化する方が採算的にも有利ではなからうか。その具体的措置は此処のテーマ外に属するが、経済的にはこの方が遙かに堅実である。

## 十二 島の社会意識とその性格

### 1 古い意識と新しい意識

六連の村には行事に於いて色々の伝統があり、事業も種々の面に於いて運営されている。

今、その一つ一つを仔細に検討すると、そのあるものは最も古い伝承に属するものであり、又、あるものは現代の自由競争の経済機構の真只中に作用しているものである。そこには古いものと新しいものとが混在し素朴的なものと功利的なものとの交錯が見られるのであるが、斯様な性格を六連村の特色と断じて大過ないであろう。

先ずここを訪づれる人々は色々の珍しい景観に出くわすであろう。村中（ムラナカ）の曲折する道の上側に続くあの芸術的ともいえる割石の堆積された石垣もその一つであるが、そのとある石垣に御幣が挿してあることもある。又、穀物の収穫期であるならば恐しい鬼面の案山子を担いだ老婆に出会うこともあるであろう。又、屋敷神を庭に斎き祭っている家も多い。

豊浦郡室津の如意庵堂住職に聞くところによれば、水神、地神、荒神の信仰が厚く春季には島全体の祭がとり行われ、その上秋季と共に年2回各戸を巡って祭るとのことである。まだ自給自足時代に素朴に生活していた頃の姿が今も猶残っている。年中行事を見ても（第六章参照）祖先の遺風をひたすらに受け継がうとする朴直な島人の態度がうかがわれるのである。にも拘らず又一方意外に感ぜられる程の強靱な個人意識乃至いわゆるドライな考え方に驚かされることもある。そしてこの両極端の混在している淵源に島を訪ずれた人はやがてゆき当るであろう。村中から関門北九州の殷賑な景観を眺め、なる程とうなづくことになるのである。遠景には八幡地帯のあの七色の煙がたなびいている。目の前には下関彦島町の工場地区が手にとるように見えている。夜ともなれば海上遙か不夜城の連なる大景観に接し身の孤島にあることを全く忘れるに至る。加うるに絶えず往來する船のリズミカルなエンジンの音は人の心を揺り動かしせきたてるものがある。

なる程離島であることは古より永い間に血縁社会をつくりあげ共同体感情の馴養された基盤ともなったであろう。本島には村を挙げての共同社会行事が相当行われているが、但し、その殆んどは遠い祖先よりの伝承なのである。それに対応する一方の個人意識の源は殷賑な現代経済の交通上の要衝に位置しているということである。本島は僅か30分で下関漁港に達し、それとあまり変わらない時間を以てチャッカーを北九州若松港に着岸させることが可能である。

そしてこの異質的な2つの系統はそれぞれ多くの社会行事の中に見出される。例えば生産面に於てさえ海藻類の採取の如き、或いは収穫祭の如く古より行われ来ったと思われるものには共同的性格が極めて濃厚であるが、それが近代に始ったものでは野菜の出荷にしても個人的自由競争的色彩が顕著である。

そこで斯様な自己意識の萌芽をいつれの時代から見出すことが出来るかは興味のある問題である。その中でも大網古網の競合及び馬島との漁業権に係る争いは特に顕著な例である。

大網古網の競合に就いては生業の展開の項に述べたように鰯船曳の2つの団体が錦を削って収穫を競ったわけであるが、古老前田徳市、植村八郎両翁の語るところによれば、それは激烈でたとえ親類縁者の間柄でも漁撈中は仲たがいに迄至り、兄弟間の家同志でさえも家族全員相対し道で行き会っても互に言葉さえかわさない程であったということである。（註1）

もともと、この島も他の島の例にもれず外来者に対しては何程かの差別観を持つが、これは血縁共同体的性格上さもあることであろうが、大網古網の場合の如く兄弟相せめぐというのが如きは、その血縁よりも更に強靱な社会紐帯が存在することを証するものであり、この意味に於いて自己意識展開上見のがすことの出来ない重要な事実である。

大網古網の反目は盛漁期に於ける若干気分的な現象であるが、馬島との関係の場合はその紛争は固定し内攻して極めて特徴のある傾向をもってくる。

この紛争は、昭和12年12月15日付で馬島漁業組合が六連島代理人を相手どって小倉区裁判所に訴訟を起したのを頂点とするが、その原因となる諸条件は既に早くより伏在している。それは、明治39年6月28日付の「山口、福岡両県漁区境界論一件書類」に已に顕われている。これは「六月二十八日両県当局者及当業者ヲ立会ハシメ関係漁場ヲ視察シ両県主張ノ区域線ヲ実査シ同夜下関市伊坂旅館ニ双方ヲ集合シ図面ニ付調査ヲ為」た速記録であるが、その中の樫谷農林技師の協定始末書案に対する六連島側の反駁演説に「六連島ニハ旧來二組ノ鰯網ト大敷網及鮪網ヲ使用シ雲丹ノ如キハ同島ノ特産タルコトハ諸々ノ市場ニ徴スルモ明ラカダシ却ツテ馬島ニハ村ト見ルベキノ漁獲ナク近世ニ至リ海面ガ凡テ地先ナルノ故ヲ以テ他ヨリ出漁シ来リタル漁夫ヲ捕ヘテ入漁料ヲ徴スルハアツテモ自ラノ漁業トシテハカナギ引網鰹網藻引操網等ヲ開始スルニ至ル位ナリ」とあるを見ても相当早くより利害の不一致があったと見られる。六連島側の論拠は同島に保存されている寛政3年の古文書の内容に基くもので、同島の昔から一貫した主張であったものである。

この裁判に迄発展した紛争の発端は、昭和9年9月26日付両島の結んだ入漁契約書中「六連島西海岸ニ於ケル定置漁業ハ馬島専用漁業場ニシテ入漁料一ケ年四拾円也ヲ納ムルモノトス 併シテ入漁料金ハ毎年八月拾五日迄納入ス 但シ入漁期間ハ昭和拾年参月壹日ヨリ向フ九月卅日迄ニシテ昭和拾年参月壹日ヨリ昭和

拾貳年九月卅日迄参ヶ年間契約ス」の事項を六連側で完行しないというところにあった。然しながら六連島側のいい分も馬島方訴訟代理人瀬下弁護士に差出した手紙の「本年度に於ては絶対に馬島漁場に敷設せし覚え無従って料金支払致し兼ね候得共」云々の文面よりすれば一理はあるわけで、而も半額は已に払い済みであるからして問題は結局残額僅か貳拾円也ということになる。

尚、ことここに至る迄には紛争の打開策も講じられているのである。昭和11年12月9日六連島社務所で両島漁業組合代表が協議しているがその際の結論を記録した「口約覚書」を見るに、六連側が定置網を布設する場合馬島の方へ極僅か入っても文句をいわないよう、また馬島側も蛸壺漁を六連周辺で行っても大した支障のない限り文句をいわないと双方の諒解を図っている。然しこの話合も結果としては役に立たなかったようである。

この訴訟は後では取り下げて最後の段階に迄は立ち至らなかつたけれ共ただ問題は僅か20円の実質ではなく感情の紛れであるところであり、それは両島の利害の背反の集積であると考えられる。

ここでこの件を問題として取り挙げた所以のものは、古来親交を重ねた双方の社会が何故斯る土壇場迄追い詰められるに至ったかということである。この両島は古来大六連小六連といわれて来た間柄であつて、たとえ或る年代に於いて所屬藩が異つたとしても民衆生活はそれに拘りなく葬祭は六連の西教寺に依存し両島社会は婚姻に於いて極めて近い血縁関係にあったのである。(註2)

斯く両島が紛争状態に入り、而も驚くべきことには抗争後両島の婚姻関係は殆んど絶えているという事実で、若しこれを意識の面より捉えるならばそこには変革を意味する程のものが見られる。その原因は近代貨幣交換経済の影響と見る外なく、この紛争経過より結論されることは両島の場合、社会紐帯は血縁よりも寧ろ経済生活共同体要素の方が強靱であるということである(この場合は双方が島社会であるということがそれぞれの歪結を容易にし紛争を極端に押し進めた条件となつたのではあろう)。

重ねていうならばこの両島に於ける現代化には血縁関係要素が個人経済意識の擡頭の下に潰え消えてゆく傾向が見られる。一般的に見て多くの離島に於いては必ずしも斯る公式通りでなく血縁共同体感情が自己意識の裏付となつてそこに特殊の社会感情をかもし出すのであるが、この両島の場合斯く異つた展開を見るのは両島の位置が近代都市にあまりにも近いためにその近代経済の偉力の下に圧倒されたが故であろうと思われる。

このことは両島社会の間のみでなく、それぞれの島内社会に於いても見られる現象である。既に述べたように古い伝統を持つものにはその共同体性格がそのまま保存せられて今に至っているが、上に述べたような意識の洗礼を経て後に生れた諸事業諸制度に於いては共同体制が生きて能率をあげているとはいえない。農耕と労働の項に於いて述べたように却つて個人意識の壁の為に全体の運営に支障をもたらすことが多いとさえいえるのである。

自己意識の確立はいわば合理化ともいうべきものであるが一般に島に於いてはたとえ合理化が進行するにしても共同社会の要素を崩して了うことなしに血縁社会の基盤の上に利益社会要素が綜合されて強い、而も高次の生活協同体が生れ出るのであるが、本島に於ける限りそうならないのは歴史の冷厳な事実とはいながら惜しいことに思える。

## II 家族構成と社会階層

六連島の家族構成は概観的には農村的性格を持つということが出来るであろう。全調査戸数49戸のうち家族を他出させている家は9軒で、その中には下関市街の中学高校へ通学さす為市内に別居せしめている家もある。

さて島内居住の家族構成状態であるが、先ず家族人員数による頻数は次の通り(昭和34年10月1日現在)

| 家族構成人員 | 1人 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
|--------|----|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|
| 該当戸数   | 0  | 3 | 2 | 4 | 5 | 8 | 8 | 8 | 7 | 2  | 2  |



次に家族構造を見ると、親夫婦または舅姑のいずれかと、いわゆる家取息子夫婦（その子供を含む）が同居するもの最も多く35例で、そのうち若夫婦が伯叔と同居のものは6例、兄弟と同居のものは12例である。夫婦とその子供の標準型は11例もあるけれども別居の類型ではなく、同居家族のある過程の現象と見られる。その他には夫婦の兄弟の同居1例、親1人子1人の家庭2例があった。

以上のように頻数の特に多いものは、我が国社会の特徴的な縦型構成であり、この型は農業労働に於ける分業的役割を果していることにもなっているわけである。又、家を襲ぐものは長男で祖先伝来の不動産を引受けて営農に当たっている。遺産相続により不動産を分轄相続した例はまだ現われない。

次に2組の夫婦及びその家族が同一家敷内に住み別居生活が出来るとなような家屋構造を持っているものは現在1軒あるのみ他は水や竈から居間迄一緒である。

本島の家屋構造も蓋井島と大差無く作業用土間から上り框で座敷になっており、座敷は襖、障子をはずせば広間が出来ようになっている二流形式である。又、勝手の間には炉が切つてある。

一般的に本島は男尊女卑的傾向が古来強かったようである。八幡様の初籠は正月10日であるが女は翌日でないといふと参れぬし、七社参りにも現在は島中こぞって参る楽しい1日であるけれども昔は女人の参拜は出来なかつた由である。

嫁と姑との間には如何というに、嫁は食事に際し土間より洗足のまま上り框に腰掛けて食べ、食事の跡始末をしてはじめて座敷に上る風習になっている。炉の囲りの座の位置も家族各々定まっているわけである。

入浴にしても、主人が最先でそれから長男、次に姑が幼い子供をつれて入り、嫁の入るのは最後で、その頃になると夏時分はそろそろ電燈の消される頃ともなる。

嫁入りの際は皆簞笥を持参するが、中身は嫁入後にも里親よりもたらされている。雨降日等には嫁が里に帰って縫物等しているのを見かけることが多いから、心を休ませることの出来るのはやはり親の下であるらしい。

ただ、ここで付け加えておかねばならぬことは、嫁入りに於ける「しゃもぢ渡し」の儀式である。(註3)この儀の意味は説明を要しないが、ただ、この土地にこの儀のある意味に就いては一考するに値する。「しゃもぢ渡し」を経て嫁入りした若妻もお金の収め場所さえ知らないことがある由である。かく実質の伴わない形式のみがとり入れられていることは、却て逆に嫁の座のたよりなさやわびしさから、家政への参加の予約をする必要に迫られたものではなからうかとさえ思われるのである。

但し、最近はずしも以前の如くではない。それは野菜は北九州に船で売りに運ばれるが、その際乗り込むのは若者であつて、従つて現金化はその手を通じて営まれることから、自然に若い世代に経済的実権が移りつつあるということである。

次に、本島社会の階級乃至は階層であるが、本島には資本家と労働者への分化は見られないし、蓋井島に於けるような本家と分家の関係もはっきりしていない。そこで社会秩序は何によつていたかという問題に対応するものは年令階層であるが如く思われる。

さて、年令によつて構成された社会単位を見ると、先づ男性側では、現在は青年団と消防団とがあり、その上は年寄組となり一方下位に少年が考えられる。以前は青年団にあたる若衆には17才で入り、これを以て一人前とされた。年寄組には42才で仲間入しているが、これら若衆組と年寄連中との間には「平(ひら)」及び「平(ひら)の下(した)」と呼ばれる組織があつたということである。

先づ若衆であるが、17才の4月になると酒1本を掲げて入会した。往時の若衆も現在の青年団の行方リクリエーション的行事を内容として持っている。因に現在の青年団の主な行事は、お祭行事・運動会・盆踊等であるが、その中3日間の盆踊には藍の島や馬島、竹ノ子島(彦島の一部)よりも船で踊りに来る由で、その為、その実施日を新暦、旧暦のいづれかに各島代表が寄つて話合ふそうである。又、盆踊の際の寄付金を以て1年の経営費をまかなつていくということである。ところが、往年の若衆組にはこの他重要な行動内容があつた。それは申す迄もなく水難救助作業である。本島保管の古文書の中には難破船に関するものが可成

あるが、これは本島が廻船交通の要路に当たっていたからであった。(註5) 桑野家がかつての若衆宿で家の構造も特にそれに叶うように作られてあったし、有事の際に対して弓張提灯やロープがそなえてあったが、この事業の必要性の薄くなった今日では、斯る若衆宿も返上された。

若衆連中内部の秩序は年令が絶対的で、年少の者は一切の走り使いから骨折仕事、その他の雑用をしなければならぬし、座は勿論末座に定まっている。

次に、年寄連中は村の重鎮でその発言は絶対である。

一般にこの島では年上者に対する年少者の礼儀は特に八釜敷くいわれ、例えば若衆は年寄連中に会えば頬かむりをとって丁寧におじぎをしなければならない風習があり、若しこれを怠る者がいた場合は年寄連中より男若衆組に対して苦情が出る。そうした場合は若衆組では該当者を土間に立たしめて役員が上座から懇々と説教したということである。

かようであるから年の祝は極めて盛大で42の祝はともかくとして17才の祝も元服と称してそれにあまり劣らない程の盛況なものであったという。

次に女性の場合であるが、往時は未婚の娘が一つの組織をもっていて、娘宿を持っていたということである。ただ若衆の如く重大な任務を課せられているわけではないからその宿を一定する必要もなく、その仲間内の年長者の家を以てそれに当てていた由である。

現在は勿論青年団として男女協力している。現代はその上位に嫁を中心とする母の会と40過ぎ頃の姑の側にある者を以て組織する婦人会とがある。さて、この2つの会の関係は母の会の生れた経路に窺い知ることが出来る。

この会は終戦後に出来たもので、その主旨は従来婦人の行事例えば学校のそれにしても、寺ごとにしても多く姑が出るので若い者は全くといってよい程発言の機会がなかった。そこで嫁にも活躍の場を与える為に婦人会とは別に母の会を組織したわけであった。

従ってこの会の成立は、たとえそこに指導者の助言があったにしても、年令階層の作用があまりにも強い為に、それに対抗する反作用として生じた終戦後の個人の自覚の一つの社会現象として把握することが出来る。このことは年令階層的な性格の存在を逆に立証することにもなる。

ところが、一度母の会が成長するや否や年令階層を崩す働きを持つようになった。例えば創立後まだ日も浅いにも拘らず構成員が若いという条件は、海藻類採取販売を共同事業として運営費を豊かにし得ることに成り延いてはその活動を活潑にする結果をもたらしたことに窺われるわけである。

これらの現象は自由交換経済地帯に近接しておる本島に於て好むと好まざるとに拘らず、旧秩序の中より能率本位な社会への移行が実現しつつあることを示すものである。

### Ⅲ 外来機関とその影響

次に、本島の社会意識の複雑性を増す要素に島外の必要より設けられた諸々の出先機関のあることを挙げねばならない。

明治の代早く設けられた灯台・水先案内機関・検疫署や税関分署を初めとして、時代は下るけれども、会社日新タンカー、又近年設けられたレーダー基地自衛隊の屯所等それぞれ系統を異にする機関が狭い島内に並存している。

かように外来機関の多いことはいかにもなく、本島が関門港外の要衝に位置する為であって、その傾向は已に寛政5年外夷に対する海防の重視された時から顕われている。その節本島に番所が置かれ一朝有事の際蓋井島にあげられる狼煙を馬関伊崎の扇山を経て萩会所に知らせる中継の役目を託されていた。

又、台場も築かれており(註6) 吉田松陰先生も本島に上陸つづさに海防状況を視察したことを「廻浦紀略」に記しておられる。

本島の灯台は全国で最初に出来たものの一つで、明治3年10月起工、翌4年11月完工したものであり、明治天皇は明治5年に軍艦日進で海峡を通過される際、御上陸の上親しく見られている。

門司税関六連出張所や六連に防疫署の開設せられたのも早く、とりわけ水先案内関係では明治初年已に英仏伊露などの案内人が住んでいて、異人館の名は今に伝えられている。

これ等の人は特に時代の早い頃ではあるし、有形無形の影響を振り撒いたことが考えられ、村の老母の話によると異人の中には子供を集めて銭をまいて喜んでいた者もあったらしい。「異人ボッコゼニ進上」という言葉が今に記憶の中に残っているという。外人の中には日本の女を妾として住まっていた者さえあったようである。(註4)

間もなく水先案内事務は日本人の手に移ったので中にはそれに勤務する者も島から出ている。又、これ等各機関はそれぞれ島の生業に何程かの障害を与えることになったに就いては、生業の展開の項に於いて述べたし、そのことは同情に値することである。だが、その都度補償金を有利に交渉しようとすることにもなり、而もその機会が相継いで起る当生活環境に於いて、このことも当島の特徴のあるパーソナリティを形成する要因となったといっはうがら過ぎであろうか。

なお、これ等の機関に職を得た者の収入や生活態度と農業或いは漁業従事者のそれとは常に比較される条件下にあるので、低収入の者や業態のみすぼらしいやに見えるものが自然に卑下する傾向が見える。

かように考察してみると、この島のおかれている環境なり持っている複雑な諸要因が本島の社会意識を規定しているといえないであろうか。

終りに渡船について触れる必要がある。かつては「村舟」と呼ばれる村の役船が2、3隻あって区長や学校の先生の公務とか医者の送迎とかに使用され、村人が交替で「役目」を果していたということである。定期船が出来たのは昭和4年12月のことで、六連から彦島本村に通学する小学高等科生の輸送が主目的であったらしいが、現在竹崎渡船場との間に2往復している。航程約30分余りである。

(註1) 同網については社会構造の項に詳細がある。

(註2) 当時馬島は7軒の小村であつたがそのうち6軒迄は六連島より婚姻関係で入島した家族が居たし、又同じく馬島より六連に入島した家も4軒であつた。例えば当時馬島漁業組合の責任者の吉田家にしても長男の嫁は六連から嫁いでいたのである。同翁の語るところによれば祭りには六連で20軒以上も回つていた程である。

(註3) 結婚式の終り頃台所に於いて姑より嫁にしゃもじを渡す儀式があり、それが済んで座敷の客に新嫁がお茶を配ると式が完了する。六連島では昭和22年迄行われていた。

(註4) 西教寺過去帳に次の如き記録がある早世消雪法性童子明治25年1月3日長崎ノ内川貞氏子産ボンナルテル

(註5) 六連島保管の文書中に難船に関するものが3件残っている。1件は天保7年申6月の日附のある大阪木津屋船の沖船頭武兵衛の願書で石炭を買入れて帰阪中暴風雨に遭つて難船し救助された頼末を書き帰版し度い趣が述べてあつて六連島庄屋に差出されたもの。今一つは泉州塚貝足屋嘉兵衛船沖船頭武兵衛の書残した一札で嘉永元申11月5日の日附がある。内容は船火事に遭い積荷鰯粕等を揚陸売捌いたことを報告し島に迷惑を掛ける様な振舞はしないから帰して貰い度い旨述べてある。

以上2件には六連や伊崎等の船宿問屋筋の傍証願書がある。其の他の1件は越後国直江津今町直紫船頭小林屋吉右衛門の書き残したものであり文化2丑7月の日附があり、船火事に遭い積荷の千鰯を460俵焼失したが、残り1,500俵揚陸出来た礼を述べ之を貰い受け帰り度い旨の手紙である。

(註6) 郡司信亮が長府藩の命を受け10数年がかりで要害を築き其の落成に際して喜びの文を書き残している。

## 十三 島の文化と教育

### I 島の文化と伝承

島の文化は極めて遠い過去につながり、その起源は本島社会のそれと同じく、これが素朴的に伝承されて今日にいたっている如くである。これ等の内容は已に三、四、五、六の各章に述べられており繰り返す必要はないが、ただ、ここで指摘したいことは、かかる伝承がそのかみに於いては思考や感覚の傾向の基本となり、文化の方向づけに重要な作用を及ぼしていたと思われるが、現代に於いてもこのことが該当するかに就いては問題がある。

結論的にいえば本島に於いては伝承は一つの習性として保たれてはいるが、然し歴史の流れに於いて別の系統の文化が支配的となり、伝承はただ、年申行事のリクリエーションの意味あいに踰越された観がある。

## Ⅱ 寺と島

西教寺創建第1代麻生高房が法名を西教と名のり、本願寺より賜った阿弥陀如来絵像を奉じて本島に來り、更に筑前中島で討死した兄麻生高実の持仏を当時西村与右衛門等が礼拝していたものをも併せ迎えて、ここに草堂を建立したことに就いては六連島略史に記載の通りであり、それは天正巳年8月のことであった。

ところが西教没後西村与右衛門の卒萬三これを預り護っていたが、世は徳川家康に移りその宗門改めの施策に際しては、その俗人の故を以て「宗判相成申さず」依って「幡生村より來り候者は光明寺門徒、武久村より來候者は教法寺門徒と相成」ってそれぞれ身の安全を圖ったわけである。(註1)

その後西村家の子孫萬三郎剃髪し法名を恵秀と改めて、当寺第2代の僧となり、以後3代恵了、4代還教、5代麟浄、6代諦聴、7代教道、8代現道、9代逢山、10代等心、11代道朗の諸師を経て12代現住職眞詮師に至っている。

勿論その間寺が島の精神的支柱となったであろうし、影響するところも大きかったに違いない。

宝暦巳(11年)11月御堂の大破に際しこれを再建したのは教道師で、島としては大事業で入漁者に迄資金を勧請したことが長浜浦中より提出された寄付口上覚の文書に見えている。(註2)

例の名の高いお軽同行の師事したのは現道及び蓬山両師であった。彼女は金剛の信心を得て安政3年正月56才で大往生を遂げておるが、世に加賀の千代・大和の清九郎と並んで同行三幅対と迄いわれているものである。

このような事例が生じたことは、寺法の勝れていた結果に外ならないが、それは又その後の信仰心を高め寺への信頼と帰依を深めたであろうことも容易に推察されることである。

お寺の住職は信仰教導の他にも寺小屋の師匠として文教の啓蒙に当たっていた。現に9代逢山師は狂人の弟子を教化せんとして寺内に住わせ起居を共にし、その為却って殺されるといったような悲惨事もあった。

又、10代等心師の弟で後大阪に出た岡本道寿師(大正元年生)は先覚者にて、早く水平運動の必要を認め公道会を創設した重要メンバーであるが、島の文化開発に意を用い黒板勝美博士等を招き、本島で夏季大学を開設したりしている。その他島の経済面にも意を注ぎ雲丹事業に対し助言したりもしている。島の観光を発案したのも同師で、現在小六連等でそれが実現されている。本島には公会堂が別にないがそれは古よりお寺の御堂がその機能を發揮しているわけである。

かように代々の住持の積善によって寺の位置が磐石となったことは今更いう迄もなく、例えば、現在結婚式場床柱の前に座をとるのは住職夫妻であり次席も寺総代である程である。又現に六連島小学校分校も住持夫妻によって運営されている。

(註1) 光明寺は現在下関市細江にあるが同寺は始め内日村にあつたのが幡生に出て更に現在地に移つたものであることが寺伝に明かである。教法寺は現在裏町にあるが元々は武久にあつたものらしい。明治3年西教寺より向妙蓮寺に差し出した本末寺号其の他明細帳には西教寺15軒とあるところから見ると、現在のように島を挙げて門徒となつたのはそんなに古いことではならしい。けれ共六連小六連の両島の信仰の中心であつたことには違いはない。

(註2) 一、六連観音堂御再建に可然方より当郷江茂御寄附等御頼之有色々申合見候処万事行届不申難御憶次第に御座候へ共誠に申訳之印迄に御座候 一、小札百五拾目右之金御座候間宜き様御取入奉願候(略)(原文のとおり)

## Ⅲ 流人と島

島には八幡様の北側に流人小屋と呼ばれる牢跡がある。故老の伝えるところによると重罪人は牢に閉ぢ込められたけれ共、軽罪者は畔頭の管理のもとに一般の家にあづけられ、中には麦搗や肥担ぎ等を手伝って余分に諸等貰っていた者もあったということである。

流人といっても、素行の修らない者から思想や政治犯等に亘り、中には崇敬される者もあったわけである。例えば、幕末長府藩軍監梶山鼎介が俗論党主領林郡平を暗殺して流された如きがそれである。今、西教寺過去帳より流人と覚しきものを挙げる

春光院釈恵浄居士 嘉永二正月廿八日 長府家中

速延 俗名与市 明治三年正月十四日 下関奥小路扇子町三当島中村勝五郎宿

妙照 明治三年五月十一日 喜八娘事 此者等下之関彦島町住人吉田屋喜八申仁流罪ニ相成リテ名跡絶

妻子当島ニ来居候処娘痘難ニ而死ス当島武村与市宿ニ而界引ニ相成同人ヨリ依頼ニ而寺法之通り結縁ニ及者也

教正 享保十八丑四月廿八日 長府家中 三井作与左衛門事

春光院釈諦念居士 天保十四卯正月元日 豊前小倉家中 倉光多平太

この小倉藩士の分は馬島流罪中他界せるものを西教寺で回向したものとされる。

なお、次の記録は過去帳を繙く者をして特に注意を引かしめるものがある。

法春院釈真証信士 明治廿五年辰三月廿三日 旧二月廿五日 俗名延形文蔵 六十三才 元当島へ流罪人ナルガ 寺小屋師匠ナリシモ当時学校教員ニ進ミ死亡候也 出産地形山ニテ丹那寺ハ秋根村西養寺也 氏は何らかの罪をえて当島に配流されたが、島の子供に学問を教えていたものと見える。藩籍奉還後は赦免になっている筈だから郷里に帰ることは勿論出来たであろうが、依然として寺小屋師匠を続けていたものと見え、明治9年小学校の創設せられると共に学校教員となり島の文教を高める為その生涯を捧げ16カ年勤続遂に斃れたものと思われる。今、笹原の墓地の真正面に「生徒中」と台石に刻まれた墓碑が遠く郷里に向いて立っている。因にその郷里秋根村を尋ねて見たけれ共同家の消息さえも分らなかった。

然しながらその名は本島に於いて輝いているのである。明治中頃漁業組合の中心人物として活躍した大若音三郎氏の履歴事項記録の中に同師に就いて学んだことが特に見えており島人の同師への崇拜の程が偲ばれるわけである。

今、80以上の老人が島仕事をしながら論語の1節を暗誦しているのを時として耳にするという。

### Ⅲ 島の学校

明治9年、六連小学校として、お宮の境内に於いて開校している。おそらく延形師がお宮を寺小屋の場としていたものであろう。現在地は伽藍という地名が示しているように昔の西教寺の跡であり、校舎の傍の石文の示せる如く「明治四十三年五月」新築落成したものである。但し、お宮の境内から現在地に移るまでには一時ではあるが、今の森脇家の屋敷に在ったことがある。

彦島本浦小学校の六連分校となったのは、昭和29年5月のことであって、極めて最近のことであり、その理由もはっきりしていない。

往時、本校に職を奉ずる者は島人より篤く尊敬されたものの如く、その教化も徹底したように見える。初代校長に就いては已に述べた通りであるが、第3代津島保国氏がその職を辞して故郷の地へ帰られるや生徒一同思慕の情に堪えず遂に「生徒中」して頌徳碑を建てその想いを次の文に刻した。

#### 津島保国先生之碑

先生姓は津島名は保国旧長府藩士万延元年大坪に生る 資性温厚夙に教育を以て天職となし本島に任に就くや決然家を挙げて来任せらる。爾來勤続実に十有八年孜々児童青年の教化に努め令闈亦大に婦女の指導に尽さる かくて先生は大正二年三月遂に勇退帰郷静に老を養はる 生等思慕の情に堪はず爰に碑を建て以て感恩の微衷を表す 門弟一同

昭和二年十二月建立

津島氏の勇退帰郷されたのは大正2年の春であるから、その後15年近くの歳月を経てこの碑を建てこの文を刻んだわけである。

想うにこの時期は、師の去る時は未だ幼かった子供が青年に達した頃であり、青年期迄師事した者は成人して実社会に活躍するに至った頃である。

或はもの心つくにつれ、或は魂の成長を通じて静かにふりかえる時、年を隔てれば隔てる程思慕の情はいや増し、折にふれ時に応じて語り合ったことであろうし、やがて各人の胸奥のほのかなあかりが集められ燃えさかって遂にこの美拳となって現われたものと思われる。

静かにこの碑文を読むと、島の若者が如何なるものに心をひかれるか、島の教育がどんな性格のものであるかを何よりも雄弁に物語っているようである。

## 十四 結 語

我々は十分だとはいえないが、この島の集落のあり方を歴史的社会的に把握しようと努力した。島ではありながら漁業に於いては近隣本土沿岸の先進漁村からの積極的な漁場進出に対して常に受動的立場に立っていたことを我々は知った。それは本来的にはより農耕を主体とした生活史をもっていたことを語っているわけである。近世初頭以来真宗の教化におかれた島ではあるが、比較的古い習俗が伝えられてきたのも、それが農耕との関係に於いて意味をもっていたからであろう。然しながら祭の行事は次第にリクリエーション的意義のものに転化してきていることにも注意する必要がある。

最も興味深いことは、明治以後の変革期に際しての処し方である。蓋井島が農耕主体から漁撈に進出したのに対し、この島は近隣本土地帯の都市化に対応しつつ農耕生活を拡充適応させることに努力している。然しながらそのような方向への発展にも限度がある。何よりも先づ農耕地に限界がある。市場は近隣本土の都市地域のみでなく、半島、大陸にまで開かれたが、終戦後には断絶された。漁業を重視してはいないが、全く否定することも出来ず、なんらかの新生面の展開が模索される所以である。漁業については、なお、いささか、漁業協同組合の経営分析と問題点の指摘を行った。

我々の実態調査の上に立つ考察と分析が島の生活の上に俄かになにものかをもたらし得るとは考えられぬと思うが、島の性格を歴史的社会的に把握しようとする場合、いささかの意義をもちうるのではなかろうかと考えている。

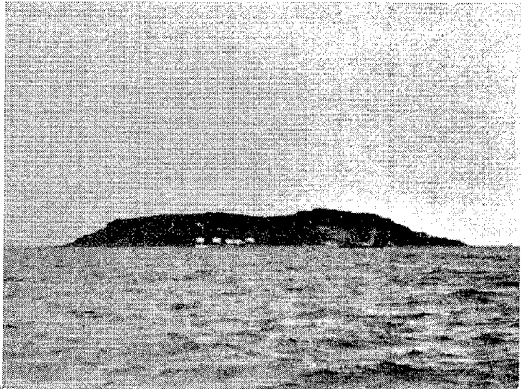
P L A T E

## PLATE I

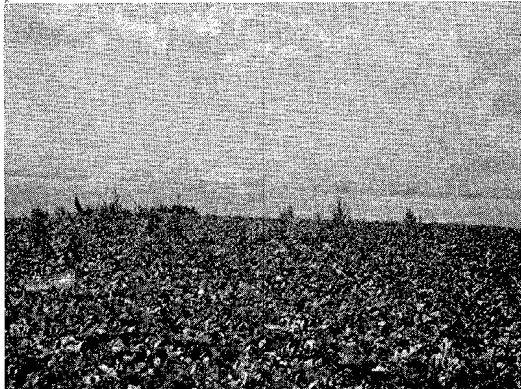
1. Mutsure-Isle.
2. View of Takenoko-jima pictured from Mutsure-Isle.
3. Bird's eye view of the harbour of Mutsure-Isle.
4. View of the north coast of Kyusyu.
5. View of the sea between the coast of Shimonoseki and Mutsure-Isle.
6. View of the Mutsure-Isle village.



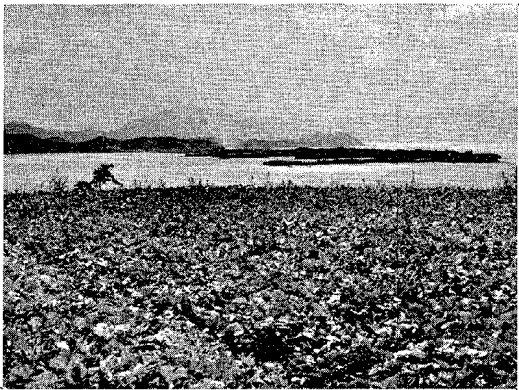
PLATE I



1



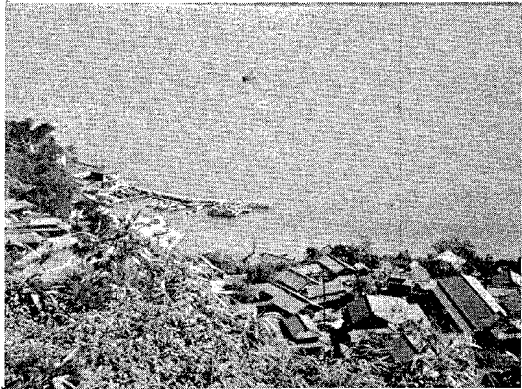
4



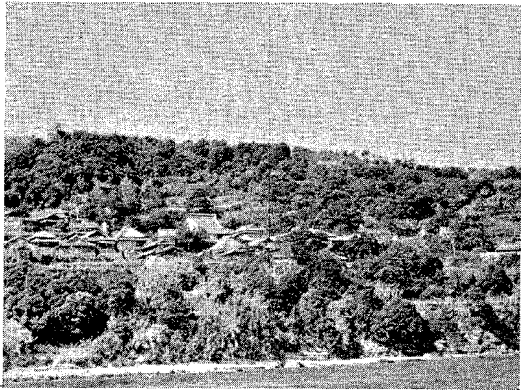
2



5



3



6

PLATE II

1—3. Showing sacred bushes.

1. "Sai-kai dai-myōjin"
2. "Yaku-gami" — "Minekata dai-myōjin"
3. "Munekata dai-myōjin"
4. Sacred wood of "Ohtoshi dai-myōjin"
5. Sacred iron cauldron for the divine service called "Yudate no Shinji"
6. "Hachiman-shrine"

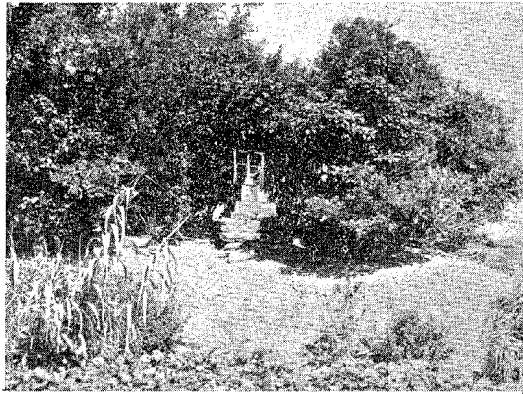
PLATE II



1



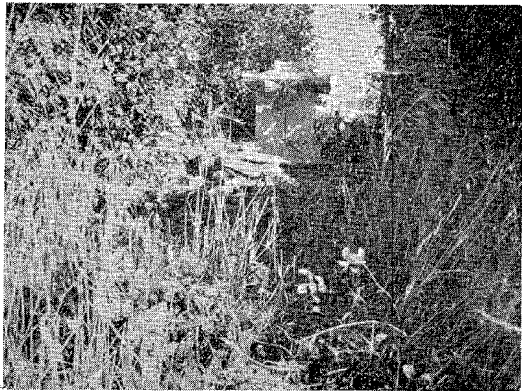
4



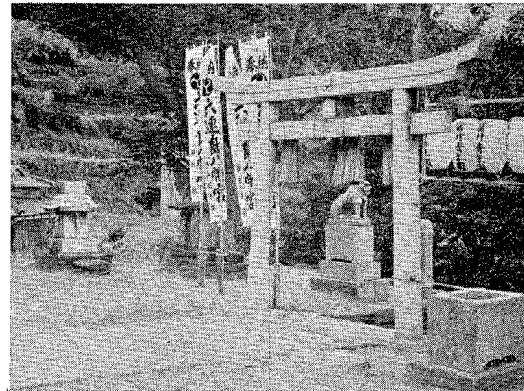
2



5



3



6

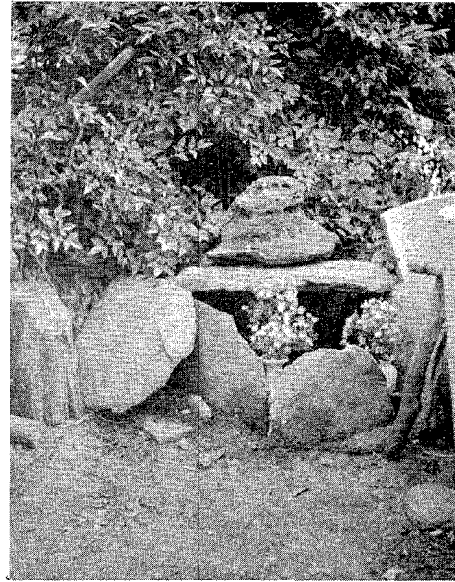
PLATE III

1. Graveyard.
2. Graveyard Pay heed to the contrast between an old tomb and newly built graves.
3. Old tomb called "Jinushi-san"
- 4—5. "Yashiki-gami" —God of premises.

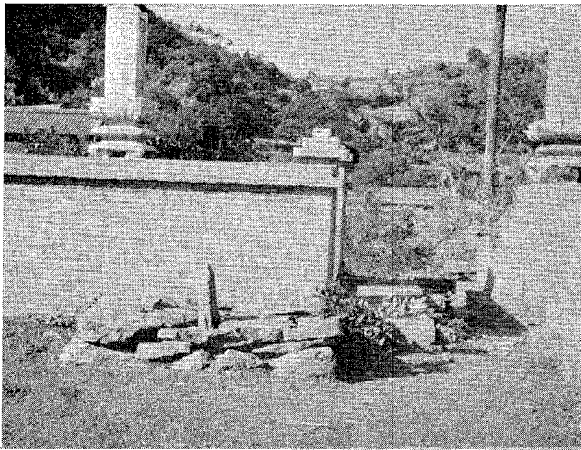
PLATE III



1



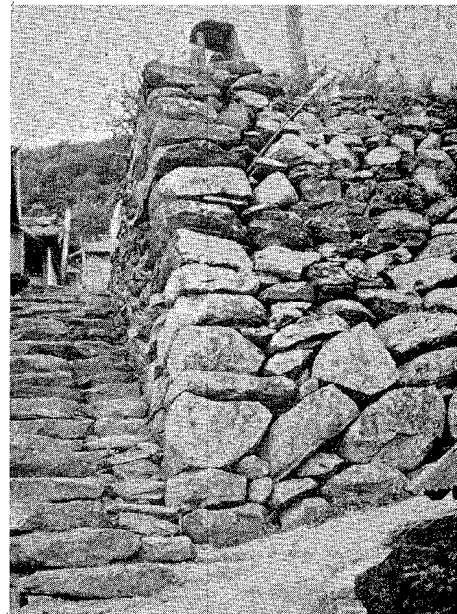
4



2



3



5

PLATE IV

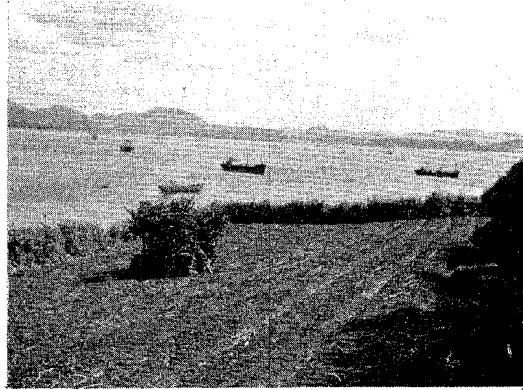
1. Old man carrying his sea weeds harvest bundles.
- 2—4. Views of the cultivated fields
5. Stone breast wall of the village.
6. Girl playing with a Bon festival boat.



PLATE IV



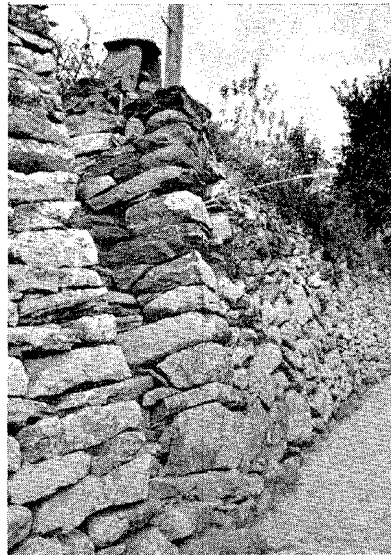
1



4



2



5



3



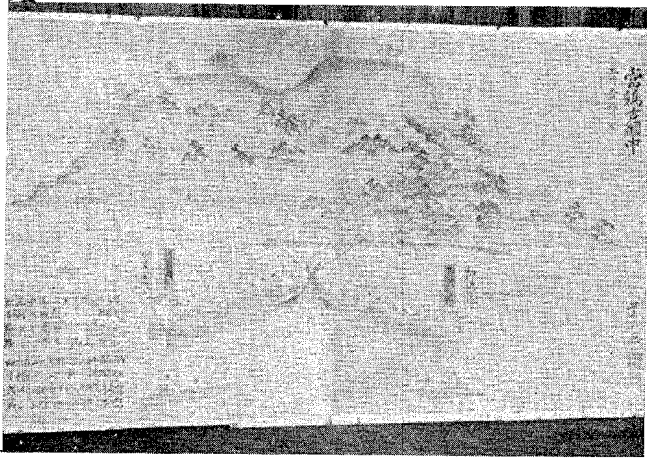
6

PLATE V

- 1—5. Votive pictures, showing sardine fishing, offered by  
the sardine-net group.  
1. Complete view of votive picture.  
2—3. Enlarged views of the part *ibid.*



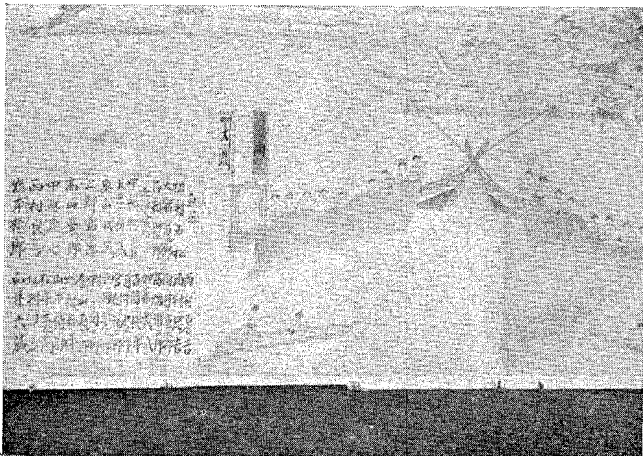
PLATE V



1



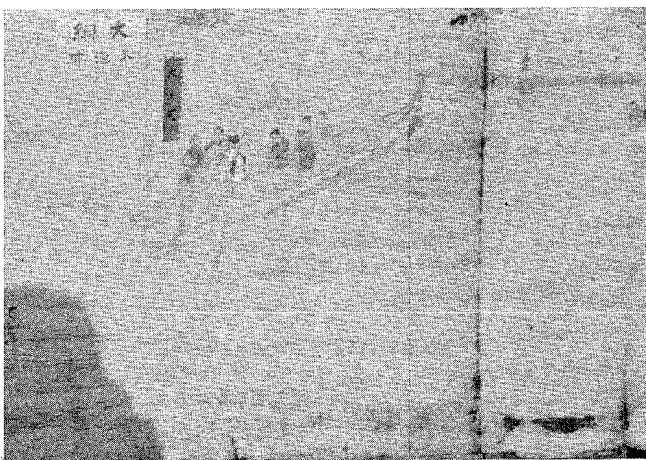
4



2



5



3